

自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

第1 事務報告

I 会務報告(総括)

1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

平成22年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり

(1) 第67回通常総会

ア 日時・場所：平成22年6月28日(月)・13:30～、明治記念館・「蓬莱」

イ 来賓：次のとおり(*印は、挨拶をいただいた来賓)

*民主党獣医師問題議員連盟会長・衆議院議員	城島光力
*民主党幹事長代理・衆議院議員	細野豪志
*自由民主党獣医師問題議員連盟幹事長・衆議院議員	森英介
*公明党動物愛護管理推進プロジェクトチーム座長・衆議院議員	高木美智代
自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員北村誠吾政策秘書	加藤ゆう子
*農林水産省消費・安全局長	平尾豊徳
農林水産省消費・安全局畜産安全管理課課長補佐	吉田和弘
農林水産省経営局保険監理官付課長補佐	三上稚夫
*環境省自然環境局長	鈴木正規
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長	西山理行
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐	今川正紀
*厚生労働省医薬食品局食品安全部長	石塚正敏
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長	加地祥文
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長	道野英司
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室長	熊谷優子
厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長	中嶋建介
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐	松岡隆介
厚生労働省健康局結核感染症課課長補佐	森田剛史
*文部科学省大臣官房審議官	加藤重治
文部科学省高等教育局専門教育課長	澤川和宏
文部科学省高等教育局視学官	茂里毅
文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐	枝慶
麻布大学学長	政岡俊夫
*社団法人中央畜産会副会長	菱沼毅
社団法人日本獣医学会理事長	西原眞杉
公益社団法人日本動物病院福祉協会会長	石田卓夫
社団法人畜産技術協会副会長	石原哲雄
社団法人日本動物用医薬品協会専務理事	矢ヶ崎忠夫

- | | |
|---------------------|---------|
| 社団法人全国動物薬品器材協会理事長 | 高橋 勇四郎 |
| 社団法人日本家畜人工授精師協会常務理事 | 赤松 勇 二 |
| 社団法人日本装蹄師会常務理事 | 織田 信 美 |
| 社団法人日本獣医師会顧問 | 五十嵐 幸 男 |
| 社団法人日本獣医師会顧問 | 北村 直 人 |
- ウ 議長・副議長：議長 坂本 禮 三（福島県獣医師会会長）
副議長 角井 正 樹（愛知県獣医師会会長）
- エ 議事録署名人：宗 武 司（奈良県獣医師会会長）
越久田 健（横浜市獣医師会会長）
- オ 議 事：
- 第1号議案 平成21年度事務事業及び決算報告の件
第2号議案 平成22年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件
第3号議案 平成22年度会費及び賛助会費の件
第4号議案 役員の追加選任の件

(2) 理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：平成22年5月28日(金)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議事録署名人：村中 志朗 理事・榛葉 雅和 理事

ウ 議 事：

[協議事項]

- (ア) 新公益法人制度移行に向けての対応の件
- (イ) 宮崎県下における口蹄疫発生の現況と対応等の件
- (ウ) 役員の追加選任の件（経過と対応）
- (エ) 2010 動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

[議決事項]

- 第1号議案 日本獣医師会において「獣医師会活動指針」を定める件
- 第2号議案 団体合併及び新公益法人制度移行に伴う日本獣医師会関係規程の見直し等の件
- 第3号議案 第67回通常総会における日本獣医師会会長感謝状の授与の件
- 第4号議案 第67回通常総会に次の議案を付議する件
 - 第1号議案 平成21年度事務事業及び決算報告の件
 - 第2号議案 平成22年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件
 - 第3号議案 平成22年度会費及び賛助会費の件
 - 第4号議案 役員の追加選任の件
- 第5号議案 賛助会員入会の件

[報告事項]

- (ア) 日本動物保護管理協会の吸収合併の経過と対応報告の件
- (イ) 職域別部会の委員会活動報告の件
- (ウ) 業務運営概況等の件

[連絡事項]

当面の主要会議等の開催計画の件

《第2回》

ア 日時・場所：平成22年6月28日(月)・10:45～、明治記念館・「丹頂の間」

イ 議事録署名人：駒崎 精 彌 理事・細井戸 大 成 理事

ウ 議 事：

〔協議事項〕

- (ア) 宮崎県下における口蹄疫発生対応等の件
- (イ) 獣医療提供体制整備推進協議会に対する便宜供与の件
- (ウ) 第 67 回通常総会対応に関する件

〔議決事項〕

賛助会員入会の件

〔報告事項〕

- (ア) 職域別部会の委員会活動報告の件
- (イ) 業務運営概況等の件

〔連絡事項〕

当面の主要会議等の開催計画の件

《第 3 回》

ア 日時・場所：平成 22 年 12 月 9 日(木)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議事録署名人：谷 達 雄 理事・近 藤 信 雄 理事

ウ 議 事：

〔協議事項〕

新公益法人制度移行に向けての対応の件

- (ア) 取り組みに当たっての基本的考え方
- (イ) 移行認定申請手続きのスケジュール
- (ウ) 定款の変更の案の記載事項 (案)

〔説明・報告事項〕

- (ア) 獣医療提供における動物看護職の位置づけの件 (チーム獣医療提供体制の整備(獣医療の質保証))
- (イ) 平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(岐阜)の開催及び同大会への参加登録の推進の件
- (ウ) 平成22年度日本獣医師会獣医学術賞(獣医学術奨励賞・獣医学術功労賞)選考結果の件
- (エ) 平成22年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況並びに地区獣医師大会における決議・要望事項の件
- (オ) 平成22年度獣医事・動物福祉愛護普及啓発事業として「2010 動物感謝デー in JAPAN」を開催した件

(カ) 部会関係委員会の活動状況報告の件

(キ) 中間監査結果報告の件

(ク) 業務執行状況等の報告の件

〔議決事項〕

賛助会員入会の件

〔連絡事項〕

- (ア) 今後の主要会議等の開催計画の件
- (イ) その他

《第 4 回》

ア 日時・場所：平成 23 年 3 月 25 日(金)・11:00～、ホテルフロラシオン青山・「芙蓉西」

イ 議事録署名人：湊 惠 理事・細井戸 大成 理事

ウ 議 事：

[協議事項]

東北関東大震災被災対応の件

[議決事項]

第1号議案：平成23年度暫定予算編成の件

第2号議案：平成23年度一時借入金の最高限度額を定める件

第3号議案：賛助会員入会の件

第4号議案：公益社団法人への移行認定申請に伴う対応の件

(ア) 第68回通常総会において決議等を求める件に関する事項

a 「定款の変更の案」関係

b 「定款の変更の案」の規定に基づき定める「定款施行細則」関係

c 「定款の変更の案」に規定に基づき定める「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」
関係

(イ) 公益社団法人への移行認定申請に向けた事務・事業運営並びに事務局組織及び職員サービスに関する諸規程の見直し

a 獣医学術学会事業関係

(a) 日本獣医師会学会運営規程の制定

(b) 獣医学術地区学会運営規程の制定

(c) 日本獣医師会獣医学術賞表彰等の規程の一部改正

b 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

日本獣医師会学会学術誌編集等規程の制定

c 事務局組織等の見直し関係

(a) 日本獣医師会事務局組織規程の一部改正

(b) 日本獣医師会職員就業規則の一部改正

(c) 日本獣医師会嘱託職員等就業規則の一部改正

[説明・報告事項]

(ア) 2011動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

(イ) 要請活動等を行った件

a 動物愛護管理法の制度見直しに関する要請

b チーム獣医療提供体制整備に向けて（動物看護職体制整備に向けての声明文）

(ウ) 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議において協議した件

（平成22年度地区獣医師大会決議要望事項に対する対応等）

(エ) 役員の改選手続きを進める件

(オ) 職域別部会の委員会活動報告の件

(カ) 平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

(キ) 業務運営概況等の件

[連絡事項]

当面の主要会議等の開催計画の件

(3) 監査 5月27～28日（平成21年度決算）、12月9日（平成22年度中間）

(4) 業務執行幹部会議（三役会議） 4月22日、5月15日、6月15日、7月23日、8月27日
9月28日、10月14日、11月25日、12月21日、1月24日、3月2日、3月17日

(5) 役員選任管理委員会 4月13日、6月1日

(6)	全国獣医師会会長会議(全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会を含む)	10月1日
(7)	地区獣医師会連合会会長会議	3月2日
(8)	全国獣医師会事務・事業推進会議	7月9日
(9)	部会(部会委員会運営事業)関係	
ア	学術部会	
	学術・教育・研究委員会	10月28日
	獣医学術功績者選考委員会	11月10日、2月12日
	獣医師生涯研修事業運営委員会	11月17日
イ	産業動物臨床部会	
	産業動物臨床・家畜共済委員会	4月5日、11月29日
ウ	小動物臨床部会	
	小動物臨床委員会	10月5日
	動物看護職制度在り方検討委員会認定斉一化検討小委員会・統一カリキュラム	
	策定検討小委員会合同会議	7月16日、10月6日
	動物看護職制度在り方検討委員会	1月12日、2月28日
エ	畜産・家畜衛生部会	
	家畜衛生委員会(公衆衛生委員会合同開催)	1月18日
オ	公衆衛生部会	
	公衆衛生委員会(家畜衛生委員会合同開催)	1月18日
カ	動物福祉・愛護部会	
	学校動物飼育支援対策検討委員会(小動物臨床部会と合同)	10月19日
	日本動物児童文学賞審査委員会	8月2日
キ	職域総合部会	
	総務委員会	7月21日
	野生動物対策検討委員会	4月19日、7月7日
	獣医師高度技術研修検討委員会	5月25日
	獣医師確保等対策合同評価委員会	5月31日、3月28日
	日本獣医師会雑誌編集委員会	5月13日、7月6日、8月20日、10月20日、12月22日、2月18日
ク	その他	
	家畜衛生委員会・公衆衛生委員会打合せ	9月27日
(10)	学会(獣医学術学会事業)関係	
ア	獣医学術学会年次大会(岐阜)企画検討会議	5月14日
イ	平成22年度獣医学術学会年次大会企画運営委員会	5月23日
ウ	獣医学術学会年次大会(岐阜)展示・協賛関係業務分担会議	8月5日
エ	獣医学術学会年次大会(北海道)準備委員会	10月20日
オ	獣医学術学会年次大会(岐阜)実行委員会	11月1日
カ	日本獣医師会学会監査	11月10日
キ	日本獣医師会学会正副会長会議	11月10日
ク	獣医学術学会年次大会(岐阜)	2月11~13日
ケ	獣医学術学会誌編集委員会	2月11日

コ	学会理事懇談会	2月11日
サ	学会合同定期総会	2月12日
シ	学会合同理事会	2月12日
ス	学会長賞審査委員会	2月12日

(11) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	動物感謝デー企画検討委員会	4月13日、6月21日、9月22日、1月25日
イ	2010動物感謝デー in JAPAN 実施事業事業参加表明希望者向け事業説明会	4月26日
ウ	2010動物感謝デー in JAPAN 実施事業事業参加表明者企画発表会	5月21日
エ	2010動物感謝デー in JAPAN 定例ミーティング	6月29日、7月1日、7月15日 7月27日、8月10日、8月17日、8月24日、8月31日 9月7日、9月15日、9月22日、9月29日、10月15日
オ	動物愛護週間中央行事運営委員会	4月6日、6月14日、8月26日、9月8日
カ	動物愛護週間中央行事実行委員会	4月6日、6月14日、9月8日
キ	2010動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 出展者説明会	9月9日
ク	動物愛護週間中央行事・屋内行事	9月12日
ケ	動物愛護週間中央行事・屋外行事	9月18日
コ	2010動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”	10月2日
サ	動物ID普及推進事業関係者情報交換会	1月28日
シ	平成23年度動物感謝デー実施事業企画競争参加表明者向け事業説明会	2月21日
ス	緊急災害時動物救援本部臨時会議	3月14日
セ	平成23年度動物愛護週間事前打合せ	3月17日
ソ	平成23年度動物感謝デー実施事業企画発表会	3月22日

(12) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	日本における獣医師会活動に関する調査のための韓国国立獣医科学検疫院獣医師来会	4月13日
イ	獣医学教育の改善に関する関係者懇談会	5月10日、1月21日
ウ	獣医学教育関係者懇談会	11月10日
エ	北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員来会	11月19日
オ	モンゴル獣医師会会長との懇談	12月2日
カ	第32回アジア獣医師会連合(FAVA)代表者会議(フィリピン・セブ)	2月15日
キ	第16回アジア獣医師会連合(FAVA)大会開会式等(フィリピン・セブ)	2月16日

(13) 獣医事対策等調査研究事業関係

畜産振興事業(獣医師高度技術研修対策事業) 監査	9月30日
--------------------------	-------

(14) 獣医師福祉共済事業関係

獣医師賠償責任保険中央審議会	4月22日、5月27日、6月24日、7月23日、9月10日 10月20日、11月25日、12月21日、1月27日、2月28日、3月28日
----------------	---

(15) 省庁等の委員会・検討会等(本会役職員が出席したもの)

ア	獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議(文部科学省)	5月11日、11月17日、3月7日、3月16日
イ	全国家畜衛生主任者会議(農林水産省)	4月20日

ウ	「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」選定審査委員会（農林水産省）	4月23日
エ	第1回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（農林水産省）	5月7日
オ	中央環境審議会動物愛護部会傍聴（環境省）	6月16日、7月15日
カ	動物愛護管理普及啓発パンフレット打ち合わせ（環境省）	6月24日、7月22日
キ	獣医事審議会計画部会（農林水産省）	6月29日、8月12日
ク	獣医事審議会免許部会（農林水産省）	7月21日、11月29日
ケ	全国畜産課長会議（農林水産省）	7月27日
コ	狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省）	7月29日
サ	口蹄疫対策検証委員会（農林水産省）	8月5日、8月18日、8月24日、8月31日、9月8日 9月10日、9月15日、9月24日、9月30日、10月5日 10月13日、10月19日、11月1日、11月10日、11月12日
シ	動物愛護管理のあり方検討小委員会（環境省）	8月10日、9月15日、9月16日、10月19日 10月20日、11月8日、11月9日、11月29日、1月24日、2月8日、2月22日、3月2日
ス	水鳥救護研修センター運営連絡協議会（環境省）	9月6日
セ	狂犬病対策 農林水産省・厚生労働省との懇談会	9月7日
ソ	獣医事審議会総会（農林水産省）	9月7日
タ	獣医事審議会（農林水産省）	9月7日、3月8日
チ	獣医事審議会試験部会（農林水産省）	9月7日
ツ	動物愛護管理研修（環境省）	10月5日、10月6日、10月8日
テ	動物由来感染症対策（狂犬病予防を含む）技術研修会（厚生労働省）	10月29日
ト	環境省法人検査	1月17日
ナ	全国畜産課長会議（農林水産省）	1月25日
ニ	農林水産省法人検査	2月28日、3月10日
ヌ	ペットフード安全法関係機関等連絡会議（環境省）	3月30日

(16) 地区獣医師大会関係

ア	中部獣医師会連合会大会	9月4日
イ	四国地区獣医師大会	9月4日
ウ	近畿地区連合獣医師大会	9月5日
エ	北海道獣医師大会	9月9日
オ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月12日
カ	東北地区獣医師大会	9月16日
キ	九州地区獣医師大会	10月8日
ク	中国地区獣医師大会	10月9日

(17) 地方獣医師会関係（本会役職員が出席したもの）

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月8日
イ	新潟県獣医師会通常総会	5月19日
ウ	鳥取県獣医師会通常総会	5月23日
エ	長野県獣医師会通常総会	5月26日
オ	宮崎県における口蹄疫現地防疫業務支援	5月31日～6月5日
カ	栃木県獣医師会通常総会	6月6日
キ	埼玉県獣医師会通常総会	6月10日
ク	静岡県獣医師会定時総会	6月20日
ケ	茨城県獣医師会総会	6月30日

コ	動物福祉・愛護関係業務連絡調整（岐阜県獣医師会）	7月20日
サ	東京都・文京区合同総合防災訓練（東京都獣医師会）	8月29日
シ	中国地区獣医師会連合会臨時総会	9月2日
ス	東北・北海道地区獣医師会事務局会議	10月14～15日
セ	中部獣医師会連合会事務研修会	10月14～15日
ソ	横浜市獣医師会賀詞交換会	1月7日
タ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	1月26日
チ	川崎市獣医師会新春賀詞交歓会	1月27日
ツ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	2月17日
テ	東京都獣医師会定時総会	3月27日

(18) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

1)	獣医療提供体制整備推進協議会設立総会	4月1日
2)	動物愛護週間中央行事実行委員会・運営委員会	4月6日、6月14日、8月26日、9月8日
3)	新公益法人制度セミナー	4月7日
4)	防災協定に関するワーキンググループの立ち上げ（緊急災害時動物救援本部）	4月9日
5)	全国家畜衛生職員会通常総会	4月21日
6)	公益財団法人公益法人協会・グループ別情報交換会	4月23日、7月22日
7)	NPO 法人全国盲導犬施設連合会社員総会	4月23日
8)	鳥取大学農学部附属動物病院竣工記念式典・祝賀会	5月7日
9)	一般社団法人日本動物看護職協会定時総会	5月8日
10)	(社)中央畜産会常務理事会	5月18日
11)	(社)全国動物薬品器材協会通常総会	5月20日
12)	フジタ製薬(株)創立80周年「お客様感謝の集い」	6月2日
13)	岐阜県本巣郡北方町立北方中学校生徒企業訪問	6月3日
14)	interpets-人とペットの豊かな暮らしフェア説明会・特別講演(一般社団法人ペットフード協会)	6月7日
15)	(社)畜産技術協会通常総会	6月22日
16)	(社)中央畜産会通常総会	6月25日
17)	私立獣医科大学協会総会	6月25日
18)	茨城県獣医師会前会長遠山吾市氏叙勲受章祝賀会	6月30日
19)	公益認定申請セミナー（公益財団法人公益法人協会）	7月6日
20)	「全国動物愛護推進協議会」会議（全国動物愛護推進協議会）	7月12日
21)	ISO規格動物用電子タグ協議会通常会議（(社)畜産技術協会）	7月13日
22)	公益法人セミナー	7月27日
23)	現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業推進委員会（財畜産生物科学安全研究所）	8月4日、2月14日
24)	新公益法人制度の理解を深めるための相談会（公益財団法人公益法人協会）	8月4日
25)	獣医療提供体制整備推進検討委員会（獣医療提供体制整備推進協議会）	8月5日
26)	兵庫県獣医師会前会長小島秀俊氏旭日双光章受章祝賀会	8月21日
27)	日本獣医師会会長宮崎県口蹄疫現地関係者との意見交換及び現地視察	9月1日
28)	全国公衆衛生獣医師協議会研修及び調査研究発表会	9月3日
29)	日本動物看護職協会事業推進会議	9月6日
30)	越智勇一記念学術振興基金運営委員会	9月8日

31) 抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備事業ワーキンググループ(財畜産生物科学安全研究所)	9月13日
32) 公益法人認定申請はやわかり塾(公益財団法人公益法人協会)	9月15日、9月29日、10月6日 10月13日、10月20日、10月27日
33) 動物看護職関係者懇談会	9月22日
34) 農政ジャーナリストの会研究会	9月30日
35) 全国装蹄競技大会褒賞授与式(社)日本装蹄師会)	10月19日
36) (株)アグロジャパン創立10周年式典	10月22日
37) 共同防火・防災管理協議会(新青山ビル共同防火・管理協議会事務局)	10月28日
38) みやざき感謝祭～宮崎復興! 応援の集い(宮崎県)	11月4日
39) 世田谷区動物フェスティバル(世田谷区獣医師会、世田谷区)	11月7日
40) Donald Smith 教授講演会(東京大学)	11月8日
41) (社)中央畜産会会員研修会	11月15日
42) (社)中央畜産会理事会	11月17日、3月15日
43) 動物臨床医学会年次大会(財鳥取県動物臨床医学研究所)	11月20～21日
44) 獣医療連携強化検討委員会(獣医療提供体制整備推進協議会)	11月17日、2月23日
45) 「ポニーとこども」全国フォーラムパート2(財ハーモニセンター)	11月22日
46) NOSAI 事業推進大会(全国農業共済協会)	12月1日
47) 生乳の安全・安心の確保のための全国協議会(社)中央酪農会議)	12月14日、3月16日
48) アニマルウェルフェア検討会(社)畜産技術協会)	12月17日
49) 抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備事業ワーキンググループ(財畜産生物科学安全研究所)	12月17日、2月22日、3月9日
50) (社)中央畜産会新年賀詞交歓会	1月5日
51) ペット関連業界賀詞交歓会	1月6日
52) 公益法人セミナー	1月13日
53) T P P を巡る情勢と対応についての協議(社)中央畜産会)	1月18日
54) T P P 対応協議会(社)中央畜産会)	1月27日、2月9日、2月22日
55) 鶏病研究会賛助会員会議	2月4日
56) 現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業専門委員会(財畜産生物科学安全研究所)	2月14日、3月10日
57) 平成25年度動物看護職統一資格試験に向けての情報共有・意見交換の会(全国動物教育協議会)	2月24日
58) 鶏病研究会理事会	3月3日
59) 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会役員会	3月8日
60) 北里大学学位記授与式・祝賀謝恩会	3月11日
61) (社)中央畜産会臨時総会	3月30日

2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 平成23年3月31日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり(会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照)

ア 会 員：55団体(都道府県・政令市獣医師会)

イ 賛助会員：団体；65団体・企業、個人；26人、学生；3人

(2) 平成 22 年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	平成 21 年度末 現 在 の 数	平成 22 年度における異動状況			平成 22 年度末 現 在 の 数	平成 22 年度の 対 前 年 度 増 減	
		新規加入	退 会	計			
会 員	5 5	0	0	0	5 5	0	
賛助会員	団体	4 6	2 2	3	2 5	6 5	1 9
	個人	2 4	5	3	8	2 6	2
	学生	0	3	0	3	3	3
	計	7 0	3 0	6	3 6	9 4	2 4
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 平成 21 年度：27,439 人，平成 22 年度：27,326 人（対前年度：113 人減）						

3 人 事

(1) 本会関係

ア 役員（任期：平成 22 年 7 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日）

本会と(社)日本動物保護管理協会（以下「動管協」）の合併（平成 22 年 4 月 1 日合併）に伴い、動管協から引き継ぐ業務を執行する理事を新たに選任するため、第 67 回通常総会（平成 22 年 6 月 28 日開催）において役員を追加選任が行われ、次のとおり選任された。

職域理事 近 藤 信 雄（動物福祉・愛護担当）

イ 事務局職員

四 宮 勝 之 雇用期間の更新（平成22年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日） 4 月 1 日
事務局次長（事業担当）

(2) 政府委員関係

ア 国際獣疫事務局（OIE）に関する連絡協議会常任メンバー（農林水産省・任期：2 年）

酒 井 健 夫（日本獣医師会理事（学術・教育・研究））

イ 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議協力者

（文部科学省・任期：平成22年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日）

山 根 義 久（日本獣医師会会長）

ウ 中央環境審議会専門委員（環境省）

細井戸 大成（日本獣医師会理事（開業・小動物））

エ 獣医事審議会委員（農林水産省）（任期：平成 22 年 9 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日）

山 根 義 久（日本獣医師会会長）

細井戸 大 成（日本獣医師会理事）

オ 口蹄疫対策検証委員会委員（農林水産省）

山 根 義 久（日本獣医師会会長）

カ 中央環境審議会臨時委員（環境省）（任期：平成23年 2 月 8 日（任命日）～平成25年 1 月 5 日）

藏 内 勇 夫（日本獣医師会副会長）

キ 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業委員会委員（文部科学省）

（任期：平成 22 年 12 月 17 日～平成 24 年 3 月 31 日）

山 根 義 久（日本獣医師会会長）

(3) 地方獣医師会関係		〈新〉	〈旧〉	
ア 愛媛県獣医師会会長	入 岡 徹 生		岡 本 和 夫	5月22日
イ 長崎県獣医師会会長	池 尾 辰 馬		竹 下 正 興	6月6日
ウ 沖縄県獣医師会会長	平 川 宗 隆		福 村 圭 介	7月1日

(4) 本会関係省庁関係部局・課

ア 農林水産省				
(ア) 消費・安全局		〈新〉	〈旧〉	
畜水産安全管理課				
課長補佐(薬事安全企画班担当)				
	関 口 秀 人		角 田 隆 則	4月1日
課長補佐(飼料安全基準班担当)				
	小 原 健 児		田 中 誠 也	4月1日
課長補佐(小動物獣医療担当)				
	佐々木 勝 憲		栗 栖 輝 光	7月1日
局 長	奥 原 正 明		平 尾 豊 徳	7月30日
(イ) 大 臣	山 田 正 彦		赤 松 広 隆	6月8日
	鹿 野 道 彦		山 田 正 彦	9月17日
(ウ) 経営局				
局 長	平 尾 豊 徳		今 井 敏	7月30日
イ 環境省				
(ア) 自然環境局				
総務課				
動物愛護管理室長	西 山 理 行		安 田 直 人	4月1日
(イ) 大 臣	松 本 龍		小 沢 鋭 仁	9月17日
ウ 厚生労働省				
大 臣	細 川 律 夫		長 妻 昭	9月17日
エ 文部科学省				
大 臣	高 木 義 明		川 端 達 夫	9月17日

(5) その他

- ア 特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会顧問(任期:平成22年4月1日~平成24年3月31日)
山 根 義 久(日本獣医師会会長)
- イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所運営委員会委員
(委嘱日:平成22年4月12日、任期:2年以内)
北 村 直 人(日本獣医師会顧問)
- ウ (社)日本家畜人工授精師協会の役員改選に伴う次期学識経験理事の選考委員
大 森 伸 男(日本獣医師会専務理事)
- エ (社)畜産技術協会理事(平成22年6月22日~平成24年6月21日)
山 根 義 久(日本獣医師会会長)
- オ (社)中央畜産会理事(任期:平成22年7月1日~平成24年6月30日)
山 根 義 久(日本獣医師会会長)
- カ 国産畜産物安心確保等支援事業(家畜飼養管理国際基準等対応推進事業)事業推進委員会委員
(社畜産技術協会)(任期:平成22年7月8日~平成23年3月31日)
大 森 伸 男(日本獣医師会専務理事)

4 叙勲・褒章

(1) 叙 勲

柏 崎 守 (茨城県獣医師会)	瑞 宝 中 授 章	22年春
谷田部 宏 一 (埼玉県獣医師会)	瑞 宝 小 綬 章	22年春
遠 山 吾 市 (茨城県獣医師会)	旭 日 双 光 章	22年春
小 島 秀 俊 (兵庫県獣医師会)	旭 日 双 光 章	22年春
森 田 盛 大 (秋田県獣医師会)	瑞 宝 双 光 章	22年春
笠 島 紀久雄 (北海道獣医師会)	瑞 宝 小 綬 章	22年秋

(2) 褒 章

福 井 忠 義 (鳥取県獣医師会)	黄 綬 褒 章	22年春
小 川 和 己 (静岡県獣医師会)	黄 綬 褒 章	22年秋

5 逝去会員構成獣医師等

村 上 徹 (北九州市獣医師会元会長・平成 22 年 4 月 26 日逝去)
土 屋 碩 夫 (岡山県獣医師会元会長・平成 22 年 7 月 5 日逝去)
田 中 裕 (徳島県獣医師会元会長・平成 22 年 9 月 12 日逝去)
大 舘 武 士 (神奈川県獣医師会元会長・平成 22 年 9 月 20 日逝去)
稲 垣 清 (三重県獣医師会元会長・平成 22 年 12 月 1 日逝去) ほか

II 個別会務報告

1 規程の改正等

(1) 「日本動物児童文学賞事業実施要領」の制定(第1回理事会(平成22年5月28日)制定)

ア 制定の理由:

日本動物保護管理協会の吸収合併に伴い、現行の毎年度関係要綱として定める方式を見直し同協会から承継した事業を公益目的事業として円滑に推進するため「日本動物児童文学賞事業実施要領」を新たに制定する。

イ 制定の内容:

《 日本獣医師会日本動物児童文学賞事業実施要領 》

(目的)

第1条 この事業は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供達が正しい動物福祉・愛護の考え方を身に付けることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施するものである。

(賞の種類等)

第2条 賞の種類及び各賞の作品数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 日本動物児童文学大賞 | 1作品 |
| (2) 日本動物児童文学優秀賞 | 2作品以内 |
| (3) 日本動物児童文学奨励賞 | 5作品以内 |

(作品の募集等)

第3条 作品の募集は原則として毎年1回とし、応募資格等は次によるものとする。

- (1) 応募資格は、プロ・アマチュアを問わず、年齢15歳以上の者とする。ただし、過去の本賞における大賞受賞者は対象外とする。
- (2) 応募作品は、読者対象を満6歳以上12歳までの学齢児童とし、動物の虐待防止、動物の適正飼養、人と動物のふれあい、人と動物との共生及び動物福祉・愛護等を扱ったもので未発表の作品であること。
- (3) その他、作品の募集方法等に関する事項は、実施の都度定め通知して行うものとする。

(作品の審査)

第4条 応募作品の審査は、第一次審査及び第二次審査(最終選考審査)により行い、それぞれ第2条に定める入賞作品を決定する。

- 2 審査において選考対象とする作品は、動物の虐待防止、動物の適正飼養、人と動物のふれあい、人と動物との共生、動物の福祉・愛護等の観点から優れた応募作品とし、審査は次により行うものとする。
- 3 第一次審査
 - (1) 文学的に優れた作品を選出する。
 - (2) 応募作品毎に採点を行い、それぞれの作品に対する選評を加える。
 - (3) 採点の結果を踏まえ、第二次審査候補作品を選定する。
- 4 第二次審査
 - (1) 第二次審査候補作品について審査、選評し、各賞を決定する。
- 5 前項に定める審査の結果、第2条に定める賞に該当する作品がない場合には当該年度の賞は見送ることができる。

(審査会等)

第5条 応募作品の第一次審査は、日本における児童文学に造詣の深い学識経験者に委嘱して行い、第一次審査により選ばれた作品を、第二次審査に諮り各賞を決定する。

2 最終選考のための第二次審査は、日本動物児童文学賞審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

3 審査委員会の運営は、日本獣医師会職域別部会運営規程(平成16年12月8日制定、以下「部会運営規程」という。)に基づき行うものとする。ただし、審査委員会の委員(以下「審査会委員」という。)の委嘱は、部会運営規程第7条の定めに係わず次により行う。

(1) 審査会委員は、本会定款施行細則第33条第1項第6号に定める動物福祉・愛護部会の部会長(以下「部会長」という。)のほか、動物福祉・愛護関係省庁及び教育関係省庁の関係者並びに動物福祉・愛護に関する学識経験者の中から会長が委嘱する。

(2) 審査委員会における各賞の決定は、出席審査会委員の3分の2の同意を必要とする。

(3) 審査会委員の任期は委員の委嘱の際に別に定める。

(入賞者の発表及び表彰等)

第6条 審査結果は、作品応募者あてに通知する。

2 入賞者が決定した場合は、日本獣医師会ホームページ及び日本獣医師会雑誌において、受賞理由を付して公表する。

3 入賞者のうち大賞、優秀賞受賞者の表彰は、動物愛護週間中央行事において行う。

4 入賞作品のうち大賞、優秀賞作品は、日本獣医師会が「日本動物児童文学賞入賞作品集」として製本の上、都道府県等の関係機関、小学校等の教育機関及び図書館等に配布する。

(事業の協賛等)

第7条 本事業に賛同する者から賞の協賛等の申し出がある場合はこれを受け入れることができるものとする。

(著作権等)

第8条 入賞作品の著作権は著作者に帰属するものとする。ただし、本事業に伴い実施する日本動物児童文学賞入賞作品集への掲載及び本会ホームページへの掲載並びに本会の事業において特に必要な場合には、本会はこの作品をいつでも無償で利用できることとする。

2 著作者が入賞作品を出版等する場合には、日本獣医師会日本動物児童文学賞入賞作品である旨を明記させることとする。

(規定外事項)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が別に定めるところによる。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附 則(平成22年5月28日制定・平成22年度第1回理事会承認)

(施行期日)

1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この要領の施行の際、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第66条の規定に基づき、本会に吸収合併した社団法人日本動物保護管理協会の第22回日本動物児童文学賞設置要綱(平成21年12月25日施行)の規定によりなされた作品の募集等の行為は、この要領によりなされた作品の募集等の行為とみなす。

(2) 「中村寛獣医学術振興資金運営規程」の制定(第1回理事会(平成22年5月28日)制定)

ア 制定の理由:

新公益法人制度移行に伴い、現行の「中村寛獣医学術振興基金運営規程」を見直し「中村寛獣医学術振興資金運営規程」として新たに制定する。

イ 制定の内容:

《 日本獣医師会中村寛獣医学術振興資金運営規程 》

(目的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医療の提供等を通じての獣医事の向上等に資するため、日本獣医師会(以下「日獣」という。)に設置した中村寛獣医学術振興資金(以下「資金」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(資金の運営等)

第2条 資金は、第1条に掲げた資金設置の目的を達成するため、次の各号に掲げた経費の支出に充てるものとする。

- (1) 世界獣医学協会(WVVA)、アジア獣医師会連合会(FAVA)等の獣医学術国際機関との獣医学術の振興・普及のための国際交流の推進に要する経費
- (2) 公益法人又は特定非営利活動法人等の非営利団体(日本学術会議の協力学術研究団体を含む。以下「公益・非営利団体」という。)が主催し、全国を対象に、又は都道府県の区域を超えて連携して行う獣医学術の振興・普及又は獣医事の向上等を目的とする事業(以下「対象事業」という。)の一部に充てる経費。ただし、対象事業は日獣が共催又は後援したものに限る。

2 前項に定める経費は、あらかじめ会長の決裁を受けたうえで、それぞれの所要額を資金から支出することができるものとする。

なお、前項第2号の定めるところにより支出する経費(以下「対象事業経費」という。)の金額には限度額を設けることとし、当該限度額は、同一の公益・非営利団体について年間5万円とする。

(対象事業経費の支出等)

第3条 対象事業経費の支出を受けて事業を行おうとする者(団体の代表者に限る。以下「団体代表者」という。)は、当該対象事業の開始前において、会長が別に定めるところによる「中村寛獣医学術振興資金」対象事業実施申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定に基づき、団体代表者から申し込みがあったときは、申し込みの内容が第2条第1項第2号の規定に適合することを確認のうえ、第2条第2項に掲げる限度額の範囲で支出することとし、その旨を団体代表者に通知することとする。

3 前項の規定に基づき対象事業経費の支出を受けた者は、当該対象事業の終了後2カ月以内に会長が定めるところによる「中村寛獣医学術振興資金」申込対象事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。

附 則(平成22年5月28日制定、平成22年度第1回理事会承認)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の制定に伴い、中村寛獣医学術振興基金運営規程(平成14年5月30日制定、平成14年度第1回理事会承認。以下「旧規程」という。)は廃止することとするが、旧規程により運営した中村寛獣医学術振興基金は、この規程による中村寛獣医学術振興資金として運営する。

(3) 「日本獣医師会学会運営規程」及び「獣医学術地区学会運営規程」の制定（第4回理事会(平成23年3月25日)制定)

ア 制定の理由：

新公益法人制度に係る関係三法が施行されたことに伴い、一般法人法の規定との整合性の確保が求められたことから法人の組織体制と業務の運営について見直し、現行の学会の組織及び運営に関する規程を廃止した上で、「学会運営規程」及び「獣医学術地区学会運営規程」を新たに制定する。

イ 制定の内容：

(ア) 日本獣医師会学会運営規程

《 日本獣医師会学会運営規程 》

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本獣医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項に定める学会（以下「学会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(事業)

第2条 学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の開催
- (2) 獣医学術に関する調査研究論文の発表のための学術誌の編集
- (3) 獣医学術に関する功績者の選考
- (4) その他の獣医学術に関する調査研究活動

2 前項第1号の事業として、獣医学術学会年次大会（以下「学会年次大会」という。）を開催する。

3 学会年次大会は、日本獣医師会（以下「本会」という。）が主催するが、その開催地を活動の区域とする社団法人日本獣医師会定款第2条で規定する都道府県又は政令市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）に運営を委託することができる。この場合、学会年次大会の開催は、本会の主催、当該地方獣医師会の共催とする。

4 第1項第2号の事業として日本獣医師会学会学術誌を編集する。なお、編集に関する事項は別に定める。

5 第1項第3号の事業として日本獣医師会獣医学術賞等の授与対象の功績者を審査し選考する。
なお、審査及び選考並びに表彰に関する事項は別に定める。

6 本会は、施行細則に定める地区制（以下「地区」という。）を構成する地方獣医師会が当該地区ごとに置く獣医学術地区学会（以下「地区学会」という。）と連携し、地区学会の協力の下で第1項に掲げる事業を推進する。

なお、地区学会の運営等に関する基本的事項は、理事会の決議を経て本会会長が別に定める。

(学会会長の職務)

第3条 学会に学会会長1人を置く。

2 学会会長には、細則別表に定める職域制のうち学会を担当する本会理事があたる。

3 学会会長は、本会会長の指示するところにより、第2条に規定する学会の事業に係る事務を掌理し、その運営状況を理事会に報告する。

(学会の構成等)

第4条 学会は、施行細則第32条第1項に規定する獣医学術分野別学会（以下「分野別学会」という。）により構成するが、学会には学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

2 分野別学会は、各分野別学会に所属する学会幹事20名以内で組織する。ただし、本会会長が特に必要があると認めたときは、学会幹事を若干名増やすことができる。

3 分野別学会の学会幹事は、次の各号に掲げる者のうちから、各分野別学会ごとに本会会長が委嘱する。

(1) 獣医学術地区学会運営規程第5条に規定する分野別地区学会の地区学会長

(2) 獣医学術に関する研究歴等を勘案し学会会長が必要と認める者

4 学会幹事の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末までとする。

5 分野別学会のそれぞれに分野別学会の学会長1名及び副学会長2名以内を置く。分野別学会の学会会長及び副学会長は学会幹事の中から本会会長が学会会長と協議のうえ決定し、委嘱する。

(分野別学会の学会長等の職務)

第5条 分野別学会の学会長、副学会長及び学会幹事の職務は次のとおりとする。

(1) 学会長は、学会会長の指示するところにより、所属する分野別学会の事業を統括する。

(2) 副学会長は、所属する分野別学会の学会長を補佐する。

(3) 学会幹事は、所属する分野別学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

(会 議)

第6条 学会に置く会議は次のとおりとする。

(1) 学会正副会長会議

(2) 学会幹事会議

2 学会会議は、それぞれ次により組織し、本会会長が招集する。

なお、学会会議には、本会の会長、副会長（学会担当）、専務理事が出席し、会議の運営に意見を述べることができる。

(1) 学会正副会長会議は、学会会長並びに分野別学会の学会長及び副学会長で組織する。

(2) 学会幹事会議は、学会会長並びに分野別学会の学会長、副学会長及び学会幹事で組織する。

(委員会)

第7条 学会に置く委員会は次のとおりとする。

(1) 獣医学術学会年次大会企画運営委員会

(2) 獣医学術学会年次大会実行委員会

(3) 獣医学術功績者選考委員会

(4) 獣医学術学会誌編集委員会

(5) その他学会活動の円滑な運営を図るために必要として会長が設置を認めた委員会

2 第1項に掲げる委員会のうち、獣医学術学会年次大会実行委員会は、年次大会の開催運営を第2条第3項の規定に基づき地方獣医師会に委託する場合にあっては当該地方獣医師会に置き運営する。

3 委員会の運営に関する細部事項は、別に定めるところによる。

(規定外事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、学会の運営に関する細部事項は、本会会長が別に定める。

附 則（平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議）

1 この日本獣医師会学会運営規程（以下「学会運営規程」という。）は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学会運営規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）、日本小動物獣医学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）及び日本獣医公衆衛生学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）（いずれも平成2年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。（以下「各学会会則等」という。））は、廃止するが、平成23年度までの間は、学会運営規程による運営への移行期として、学会又は地区学会については、必要最小限の範囲で各学会会則等に基づく運営を行うことができる。

- 3 この学会運営規程の施行時において、各学会会則等の規定に基づき置かれた学会の役員（理事及び監事）は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する学会幹事として本会会長が委嘱した者とし、また、各学会会則等による理事のうち、会長、副会長については、会長は第4条第5項の規定に基づく分野別学会の学会長、副会長は同分野別学会の副学会長とする。
- 4 各学会会則等により置かれた学会の役員のうち、附則第3の規定により、第4条2項の規定に基づく学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

(イ) 獣医学術地区学会運営規程

《 獣医学術地区学会運営規程 》

(目 的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会運営規程（平成23年3月25日制定、日本獣医師会平成22年度第4回理事会決議。以下「学会運営規程」という。）第2条第6項の規定に基づき獣医学術地区学会（以下「地区学会」という。）の運営等に関する基本的事項を定めるものである。

(事 業)

第2条 地区学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、社団法人日本獣医師会定款施行細則別表に定める地区制（以下「地区」という。）による地区ごとに次の事項に関する事業を行う。

なお、事業は、各地区学会が置かれた各地区を構成する日本獣医師会定款第7条で規定する都道府県又は政令市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）が運営する。

(1) 次項の規定により開催する獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の企画及び運営

(2) 獣医学術地区学会長賞等の獣医学術に関する功績者の選考その他の獣医学術に関する学会学術活動

2 前項第1号の事業として各地区ごとに獣医学術〇〇地区学会（注：〇〇は地区の名称を表記する。以下同様）を開催するが、各地区で開催する獣医学術〇〇地区学会は、当該地区学会の置かれた地区を構成する地方獣医師会のうち、当該獣医学術〇〇地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会（以下「開催担当獣医師会」という。）が主催し、当該地区の他の地方獣医師会が共催する。

なお、日本獣医師会（以下「本会」という。）は、各地区で開催する獣医学術〇〇地区学会を協賛し、その運営を支援・協力する。

(地区学会会長等の職務)

第3条 地区学会に地区学会会長1名を置く。

2 地区学会会長には、開催担当獣医師会の会長があたる。

3 地区学会会長は、第2条に規定する地区学会の事業に係る事務を掌理し、別に定めるところによりその運営状況等（獣医学術地区学会長賞の選考結果を含む。）を本会会長に報告する。

4 第2条第2項で規定する獣医学術地区学会を複数の地区学会が合同して開催する場合は、地区学会副会長を置くことができる。

5 地区学会副会長は地区学会会長を補佐する。

(地区学会の構成等)

第4条 地区学会は、本会定款施行細則第32条第1項に規定する獣医学術分野別ごとの獣医学術分野別地区学会（以下「分野別地区学会」という。）により構成するが、地区学会には地区学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

2 分野別地区学会は、各分野別地区学会に所属する地区学会幹事で構成する。

3 地区学会幹事は、分野別地区学会ごとに地区学会を構成する地方獣医師会において、獣医学術に

関する研究歴を有する者のうちから地区学会幹事候補者として推薦を受けた者について地区学会会長が委嘱する。

なお、委嘱は、前任者の任期が終了する前に行うものとし、地区学会会長は、分野別地区学会の地区学会会長、地区副学会会長及び地区学会幹事を決定した場合は、遅滞なくその氏名・所属等を本学会会長に報告する。ただし、再任は妨げない。

- 4 地区学会幹事の任期は、本会役員が任期が終了する前年度の年度末までとする。ただし、任期途中で地区学会幹事に異動があった場合は、地区学会会長は遅滞なくその旨を本学会会長に報告する。
- 5 分野別地区学会のそれぞれに地区学会会長1名及び地区副学会会長2名以内を置く。分野別地区学会の各地区学会会長及び地区副学会会長は地区学会幹事の中から各地区学会において決定し、地区学会会長が委嘱する。

(分野別地区学会の地区学会会長等の職務)

第5条 分野別地区学会の地区学会会長、地区副学会会長及び地区学会幹事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地区学会会長は、地区学会会長の指示するところにより、所属する分野別地区学会の事業を統括する。
- (2) 地区副学会会長は、所属する分野別地区学会の地区学会会長を補佐する。
- (3) 地区学会幹事は、所属する分野別地区学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

(地区学会並びに地区学会の会議及び委員会の運営)

第6条 地区学会運営の細部事項並びに学会の会議及び委員会の運営に関する事項は、本規程及び別に定めるところによるほかは各地区学会において地区学会会長が定めるところによる。

(報告)

第7条 開催担当獣医師会の会長(地区学会会長)及びその他地区を構成する地方獣医師会の会長は、第3条第3項並びに第4条第3項及び同項第4項に定めることのほか、第2条に規定する事業の運営に関しての必要な事項を別に定めるところにより本学会会長に報告する。

(庶務)

第8条 地区学会の庶務は、地区学会会長が所属する地方獣医師会の事務局において処理する。

附 則 (平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

- 1 この獣医学術地区学会運営規程(以下「地区学会運営規程」という。)は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この地区学会運営規程の施行時において廃止される、日本産業動物獣医学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)、日本小動物獣医学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)及び日本獣医公衆衛生学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)(いずれも平成2年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。(以下「各学会会則等」という。))の規程に基づき置かれた地区学会の評議員は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する地区学会幹事として開催担当獣医師会の会長が委嘱した者とする。また、各学会会則等による地区学会会長については、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区学会会長とする。

なお、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区副学会会長については、地区学会幹事とされた者のうちから選任することができる。
- 3 各学会会則等により置かれた地区学会評議員のうち、附則第3の規定により、第4条2項の規定に基づく地区学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

(4)「日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程」の一部改正(第4回理事会(平成23年3月25日)一部改正)

ア 改正の理由:

新公益法人制度移行に伴い、現行の「獣医学術賞表彰規程」を見直し、「獣医学術賞表彰等規程」として一部改正を行う。

イ 改正の内容:

(下線は改正部分)

改正条文	旧条文
<p style="text-align: center;">日本獣医師会獣医学術賞表彰規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及及び調査研究に関し著しく貢献した者に対し、社団法人日本獣医師会(以下、「本会」という。)が獣医学術賞(以下、「賞」という。)を授与してこれを表彰するとともに、<u>さらなる調査研究を奨励することにより、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として定めるものである。</u></p> <p>(賞の区分及びその対象となる業績)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる各賞の選考の対象となる業績の細部に係る事項等は、会長が別に定める日本獣医師会獣医学術賞選考要領(以下、「選考要領」という。)の定めるところによる。</p> <p>(被表彰者)</p> <p>第3条 被表彰者は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の向上に著しく貢献した個人又は団体とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(賞の内容)</p> <p>第4条 第2条第1項各号に定める賞別に、本賞(賞状)及び副賞(調査研究奨励費)を被表彰者にそれぞれ授与するとともに、<u>本賞は会長から、副賞は動物関連産業界等の協賛者から授与する。</u></p> <p>(賞の選考)</p> <p>第5条 賞の審査及び選考は、本会定款第39条に定める学会に設置した獣医学術功績者選考委員会(以下、「委員会」という。)が、第2条第2項の規定に基づき定めた選考要領により行う。</p>	<p style="text-align: center;">日本獣医師会獣医学術賞表彰規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及及び調査研究に関し著しく貢献した者に対し、社団法人日本獣医師会(以下、「本会」という。)が<u>産業界等の協力を得て</u>獣医学術賞(以下、「賞」という。)を授与してこれを表彰することにより、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として定めるものである。</p> <p>(賞の区分及びその対象となる業績)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる各賞の選考の対象となる業績の細部に係る事項等は、<u>本会の会長(以下、「会長」という。)</u>が別に定める日本獣医師会獣医学術賞選考要領(以下、「選考要領」という。)で定めるところによる。</p> <p>(被表彰者)</p> <p>第3条 被表彰者は、獣医学術の振興・普及<u>又は</u>調査研究の向上に著しく貢献した個人又は団体とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(賞の内容)</p> <p>第4条 <u>会長は、</u>第2条第1項各号に定める賞別に、本賞(賞状)を被表彰者にそれぞれ授与する。<u>。</u></p> <p><u>2 産業界等の協力者は、第2条第1項各号に定める賞別に、副賞(調査研究奨励費)を被表彰者にそれぞれ授与する。</u></p> <p>(賞の選考)</p> <p>第5条 賞の選考は、本会定款第38条に定める<u>部会</u>に設置した獣医学術功績者選考委員会(以下、「委員会」という。)が、第2条第2項の規定に基づき定めた選考要領により行う。</p>

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、第2条第1項に掲げる部門別に各5名以内の委員をもって構成し、会長が獣医学術に関する研究業績を有する者の中から選任して委嘱することとし、委員の任期は、日本獣医師会学会運営規程第4条第4項に基づく学会幹事の任期とする。なお、獣医学術学会賞の審査及び選考に充てるため委員若干名を増やすことができる。

2 (略)

3 委員長は、本会定款第39条に定める学会を担当する本会の職域理事があたる。また、副委員長は、第2条第1項に掲げる各部門別に委員の互選によりそれぞれ1名を選任する。

4～6 (略)

(被表彰者の発表及び表彰等)

第8条 被表彰者の発表及び表彰は、本会の獣医学術学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の誌上において行い、また、受賞業績名、受賞者名、受賞理由の内容は、日本獣医師会雑誌の誌上及び日本獣医師会ホームページにおいて公表する。

(委員会の構成等)

第6条 委員会の構成及び運営は、日本獣医師会職域別部会運営規程(平成17年1月7日付け16日獣発第204号)によるほかは、次により行う。

2 (略)

3 委員長は、本会定款施行細則第33条第1項第5号に定める学術部会を担当する本会の職域理事(学術・教育・研究)があたる。また、副委員長は、第2条第1項に掲げる各部門別に委員の互選によりそれぞれ1名を選任する。

4～6 (略)

(被表彰者の発表及び表彰)

第8条 被表彰者の発表及び表彰は、本会の学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の誌上において行う。

附 則 (平成23年3月25日一部改正、平成22年度第4回理事会決議)

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(5) 「日本獣医師会学会学術誌編集等規程」の制定(第4回理事会(平成23年3月25日)制定)

ア 制定の理由:

「学会運営規程」が新たに制定されることを受け、現行の学会誌編集関係規程をすべて廃止した上で、「学会学術誌編集等規程」を新たに制定する。

イ 制定の内容:

《 日本獣医師会学会学術誌編集等規程 》

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程第1条の規定に基づき日本獣医師会雑誌のうち社団法人日本獣医師会定款(以下「定款」という。)第39条において規定する学会が編集する日本獣医師会学会学術誌(以下「学会学術誌」という。)の編集等に関する事項を定めたものである。

(学会学術誌の構成)

第2条 学会学術誌は、次の各号に掲げる獣医学術に関連する部門(以下「獣医学術部門」という。)をもって構成する。

- (1) 産業動物臨床・家畜衛生関連部門
- (2) 小動物臨床関連部門
- (3) 獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門

(学会学術誌の編集等)

第3条 学会学術誌の編集は、日本獣医師会学会運営規程(以下「運営規程」という。)第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- 2 委員会は、委員長 1 人及び学会学術誌の編集を行う委員 30 人以内をもって構成し、委員は日本獣医師会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、定款第 17 条の規定に基づく日本獣医師会の役員の任期が終了する前年度の年度末とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、運営規程第 3 条において規定する学会会長があたる。
- 5 委員会には、獣医学術部門ごとに副委員長を各 1 人置く。副委員長は委員長が指名する。
- 6 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は担当する獣医学術部門の編集を総括し、委員長を補佐する。
- 7 委員会は、会長が招集する。

（委員会の職務）

第 4 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 編集方針に関する事項
- (2) 投稿規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 投稿原稿の審査及び採否に関する事項
- (4) 編集等の企画に関する事項
- (5) その他編集等に関する上記第 1 号から第 4 号以外の事項

附 則（平成 22 年度第 4 回理事会決議による平成 23 年 3 月 25 日付け 22 日獣発第 367 号）

- 1 この日本獣医師会学会学術誌編集等規程（以下「編集規程」という。）は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 編集規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会誌編集委員会規程、日本小動物獣医学会誌編集委員会規程及び日本獣医公衆衛生学会誌編集委員会規程（平成 2 年 2 月 27 日制定。以下「各編集委員会規程」という。）は、廃止する。
- 3 この編集規程の施行時において、各編集委員会規程に基づき委嘱を受けた各学会誌編集委員会の委員は、第 3 条第 2 項の規定に基づき、獣医学術学会誌編集委員会委員として本会会長が委嘱した者とする。
 なお、第 3 条第 4 項で規定する学会会長が選任されるまでの間は、第 3 条第 2 項の規定に基づく委員長については、日本獣医師会定款施行細則第 6 条第 2 項第 2 号に定める別表 3 の学術・教育・研究担当職域理事があたり、また、第 3 条第 5 項の規定に基づく副委員長については、各編集委員会規程による各学会誌編集委員会の委員長とされた者をあてる。
- 4 各編集委員会規程により置かれた学会誌編集委員会委員のうち、附則第 2 の規定により、第 3 条第 2 項の規定に基づく獣医学術学会誌編集委員会委員とされた者の任期については、第 3 条第 3 項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

（6）「日本獣医師会事務局組織規程」の一部改正（第 4 回理事会（平成 23 年 3 月 25 日）一部改正）

ア 改正の理由：

公益社団法人への移行認定申請に向けた事務・事業運営の見直しを契機に、事務局組織の見直しを行い「日本獣医師会事務局組織規程」の一部改正を行う。

イ 改正の内容： （下線は改正部分）

改 正 条 文	旧 条 文
（職員の職務） 第 6 条 (略) (1)～(4) (略)	（職員の職務） 第 6 条 (略) (1)～(4) (略)
2 日本獣医師会嘱託職員等就業規則（ <u>以下「嘱</u>	2 日本獣医師会嘱託職員等就業規則第 1 条の

託職員就業規則」という。) 第1条の規定に基づき、嘱託職員、派遣職員又はアルバイト職員を置く場合、嘱託職員は事務局長の命ずる事務を、派遣職員又はアルバイト職員は、上司の命ずる事務をそれぞれ処理する。

3 会長は、嘱託職員就業規則第3条第1項第1号に規定する常勤嘱託職員のうちから、参与を命ずることができる。

参与は、会長の命ずるところにより高度で専門的な事務及び前項の規定による事務局長の命ずる事務を処理する。

規定に基づき、嘱託職員、派遣職員又はアルバイト職員を置く場合、嘱託職員は事務局長の命ずる事務を、派遣職員又はアルバイト職員は、上司の命ずる事務をそれぞれ処理する。

附 則 (平成23年3月25日一部改正、平成22年度第4回理事会承認)
この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(7)「日本獣医師会職員就業規則」及び「日本獣医師会嘱託職員等就業規則」の一部改正(第4回理事会(平成23年3月25日)一部改正)

ア 改正の理由:

関係法令の改正に伴い、「日本獣医師会職員就業規則」及び「日本獣医師会嘱託職員等就業規則」の一部改正を行う。

イ 改正の内容:

(ア) 日本獣医師会職員就業規則

(下線は改正部分)

改正条文	旧条文
(セクシャルハラスメントの防止) 第6条の2 (略) 2 職員がセクシャルハラスメントを受けた場合には、当該職員は、 <u>事務局長</u> に相談し、又は苦情を申し立てることができる。	(セクシャルハラスメントの防止) 第6条の2 (略) 2 職員がセクシャルハラスメントを受けた場合には、当該職員は、 <u>会の顧問弁護士</u> に相談し、又は苦情を申し立てることができる。
(年休の取得単位) 第21条 年休は、1日又は半日を単位として取得することができる。	(年休の取得単位) 第21条 年休は、1日又は半日を単位として取得することができる。 <u>ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位として取得することができる。</u>
2 (略)	2 (略)
(特別休暇) 第24条 (略) 2 職員は、前項各号のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内(休日を含まない。)の範囲で特別休暇(以下「夏季休暇」という。)を受けることができるものとし、この夏季休暇を受けることができる期間は、7月20日から9月 <u>10</u> 日までの間とする。	(特別休暇) 第24条 (略) 2 職員は、前項各号のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内(休日を含まない。)の範囲で特別休暇(以下「夏季休暇」という。)を受けることができるものとし、この夏季休暇を受けることができる期間は、7月20日から9月 <u>20</u> 日までの間とする。
3 (略)	3 (略)
(傷病休暇) 第26条 (略) 2 (略)	(傷病休暇) 第26条 (略) 2 (略)

3 第1項第2号又は第3号に定める傷病休暇については、当該休暇に係る不就業の期間が連続して7日（休日を含まない。）を超える場合にその適用を受けることができる。

(育児休暇)

第28条 職員が子（1歳未満の実子又は養子に限る。以下同じ）を養育するにあたり、当該職員から次条の規定に基づき申請があったときは、当該職員について、年休とは別に育児休暇を与える。

2 (略)

3 育児休暇期間は、原則として、子が誕生した日又は養子となった日から1歳に達する日（本条第4項に基づく休暇の場合を除く。同第5項に基づく休暇の場合は、1歳6ヶ月に達する日）の前日までの連続した期間であって次条の規定に基づき申請のあった期間とし、産後休暇期間は育児休暇期間には算入しない。

4 職員の配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休暇を取得している場合、職員は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休暇期間との合計が1年を限度として、育児休暇を取得することができる。

5 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休暇を取得することができる。なお、育児休暇を開始する日は、原則として子の1歳の誕生日に限る。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休暇を取得していること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休暇の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

6 (略)

(1) (略)

3 第1項第2号又は第3号に定める傷病休暇については、当該休暇に係る不就業の期間が連続して7日（休日を含まない。）を超える場合にその適用を受けることができるものとし、当該不就業の期間が7日以内の場合にあっては、年休の取り扱いとする。

(育児休暇)

第28条 職員が子（1歳未満の実子又は養子に限る。以下同じ）を養育するにあたり、当該職員でなければその子を養育することができないとする合理的な理由があると認められ、かつ、当該職員から次条の規定に基づき申請があったときは、当該職員について、年休とは別に育児休暇を与える。ただし、雇用された期間（第43条第1項に規定する試用期間を含む。）が1年に満たない職員又は育児休暇の開始日から起算して1年以内に退職することが予定されている職員については、育児休暇を適用しない。

2 (略)

3 育児休暇期間は、子が誕生した日又は養子となった日から1歳に達する日の前日までの連続した期間であって次条の規定に基づき申請のあった期間とし、産後休暇期間は育児休暇期間には算入しない。

4 (略)

(1) (略)

(2) 休暇期間中に、当該休暇申請の対象となる子が1歳(前条第4項に基づく休暇の場合を除く。同第5条に基づく休暇の場合、1歳6ヶ月)に達したとき

(3) 前条第4項に基づく休暇において、出生日以後の産前産後休暇期間と育児休暇期間との合計が1年に達したとき

(4) (略)

(5) (略)

(育児休暇の申請等)

第29条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 削 除

2～4 (略)

(介護休暇)

第30条 職員が介護を要する家族を有し、かつ当該職員から次条の規定に基づき申請があったときは、当該職員について、年休とは別に介護休暇を与える。

2～3 (略)

4 介護休暇期間は、通算93日間(休暇開始予定日から起算して93日を経過する日までをいう。)の範囲内であって次条の規定に基づき申請のあった期間とする。

5 (略)

(特別休暇等の期間中における給与の支給等)

第33条 (略)

2 (略)

3 育児休暇及び介護休暇並びに産前・産後休暇の期間中は、給与を支給しない。

4～6 (略)

(定年及び再雇用)

第53条 (略)

2 (略)

3 定年のため、この規則により退職する職員で引き続き勤務することを希望する者は、会長が別に定める再雇用に関する規程により、満65歳に到達する年度の年度末まで再雇用の職員として継続雇用される。

(2) 休暇期間中に、当該休暇申請の対象となる子が1歳に達したとき

(3) (略)

(4) (略)

(育児休暇の申請等)

第29条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 育児休暇を申請する合理的理由

2～4 (略)

(介護休暇)

第30条 職員が介護を要する家族を有し、かつ当該職員から次条の規定に基づき申請があったときは、当該職員について、年休とは別に介護休暇を与える。ただし、雇用された期間(第43条第1項に規定する試用期間を含む。)が1年に満たない職員又は介護休暇の開始日から起算して3か月以内に退職することが予定されている職員については、介護休暇を適用しない。

2～3 (略)

4 介護休暇期間は、連続する3か月(休暇開始予定日の翌日から起算して3か月を経過する日までをいう。)の範囲内であって次条の規定に基づき申請のあった期間とする。

5 (略)

(特別休暇等の期間中における給与の支給等)

第33条 (略)

2 (略)

3 育児休暇及び介護休暇の期間中は、給与を支給しない。

4～6 (略)

(定年及び再雇用)

第53条 (略)

2 (略)

3 定年のため、この規則により退職した職員は、会長が別に定める再雇用に関する規程により、満65歳に到達する年度の年度末まで再雇用の職員として継続雇用されることがある。

附 則 (平成23年3月25日一部改正、平成22年度第4回理事会承認)
この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(イ) 日本獣医師会嘱託職員等就業規則

(下線は改正部分)

改正条文	旧条文
<p>(セクシャルハラスメントの防止)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 職員がセクシャルハラスメントを受けた場合には、当該職員は、<u>事務局長</u>に相談し、又は苦情を申し立てることができる。</p> <p>(休暇の日数)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 常勤嘱託職員は、前項に定める日数のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内(休日を含まない。)の範囲で有給休暇(夏季休暇)を受けることができるものとし、この休暇を受けることができる期間は、7月20日から9月<u>10</u>日までの間とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(セクシャルハラスメントの防止)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 職員がセクシャルハラスメントを受けた場合には、当該職員は、<u>会の顧問弁護士</u>に相談し、又は苦情を申し立てることができる。</p> <p>(休暇の日数)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 常勤嘱託職員は、前項に定める日数のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内(休日を含まない。)の範囲で有給休暇(夏季休暇)を受けることができるものとし、この休暇を受けることができる期間は、7月20日から9月<u>20</u>日までの間とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>附 則 (平成23年3月25日一部改正、平成22年度第4回理事会承認)</p> <p>この改正は、平成23年4月1日から施行する。</p>	

2 新公益法人制度移行対応等

移行に向けての対応の検討・協議

日本動物保護管理協会との合併については、平成21年11月27日付けをもって主務官庁である農林水産省及び環境省による認可がなされ、所定の手続きを経た後、平成22年4月1日に合併登記を行った。合併後1年間の事業実績を積んだことを踏まえ、平成23年度中に公益社団法人の認定を受けるべく組織、会計、事務事業運営についての関係規程の整備などの環境整備を行うとともに、逐次、理事会等の場において、また、理事会等の協議の結果を踏まえ、顧問会計士及び公益法人協会と協議し、最終調整を行うとともに、公益認定等委員会に個別相談を行い、関係事項について確認を行った。

公益認定に向けて共通課題を持つ地方獣医師会との連携を推進するため、①新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等のあり方(獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。)については、職域総合部会の常設委員会において、②今後における獣医学術学会事業等の運営については、学会及び学術部会の常設委員会において協議・検討を行い、各委員会における協議・検討の内容については、各委員が地元の地区獣医師会に伝達するとともに、別途、本会から地方獣医師会等に対し通知し、地方獣医師会における検討とともに関係者に対する周知を依頼した。

以上の経過を踏まえ、第4回理事会において、公益社団法人への移行認定申請に伴う、「定款の変更の案」、「主要関係規程」を確認し、関係規程の制定及び一部改正を決議(特に関係規程のうち、合議機関としての学会運営関係の新規程を制定。)した。

ア 協議の実施

(ア) 第1回理事会	5月28日
(イ) 全国獣医師会事務・事業推進会議	7月9日
(ウ) 第10回総務委員会	7月21日
(エ) 全国獣医師会会長会議	10月1日
(オ) 第9回学術・教育・研究委員会	10月28日
(カ) 日本獣医師会学会監査会及び同正副会長会	11月10日
(キ) 第3回理事会	12月9日

- (ク) 日本獣医師会学会理事懇談会 2月11日
- (ケ) 獣医学術学会誌編集委員会 2月11日
- (コ) 日本獣医師会学会合同理事会 2月12日
- (サ) 日本獣医師会学会定期総会 2月12日
- (シ) 地区獣医師会連合会会長会議 3月2日
- (ス) 第4回理事会 3月25日
- イ 関係資料及び情報等の通知
 - (ア) 社団法人日本獣医師会と社団法人日本動物保護管理協会の合併について
(平成22年4月1日付け21日獣発第299号・21日動協発第66号)
 - (イ) 今後における地区学会及び地区獣医師大会の組織及び運営について
(平成22年4月14日付け22日獣発第16号)
 - (ウ) 内閣府公益認定等委員会との懇談内容について
(平成22年7月27日付け事務連絡)
 - (エ) 新公益法人制度移行に向けての対応等について(内閣府公益認定等委員会との協議及び本会総務委員会における検討状況等) (平成22年8月10日付け22日獣発第144号)
 - (オ) 定款変更案等の検討状況について(報告) (平成22年1月4日付け)
 - (カ) 第4回理事会に向けての新定款等の検討状況等について(報告)
(平成23年2月16日付け)
 - (キ) 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果等について
(平成23年3月10日付け事務連絡)
 - (ク) 役員の報酬等に関する規程を制定するに当たっての考え方 (平成23年3月10日付け)
- ウ 地方獣医師会に対する説明(本会役職員が出席したもの)
 - (ア) 北海道・東北地区獣医師会事務局会議 10月14～15日、2月17日
 - (イ) 中部獣医師会連合会事務研修会 10月14～15日

3 会員組織基盤の強化対策

(1) 日本獣医師会全国会員組織

本会会員組織については、全国の47都道府県獣医師会及び8政令市獣医師会を会員とする全国組織として、その活動の区域についてはすべての都道府県をカバーしている。

賛助会員組織については、本年4月の日本動物保護管理協会の吸収合併を契機として賛助会員団体組織の加入拡充を図ったところである。

(2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成21年度第3回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」(平成21年10月27日付け21日獣発第185号)により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図られたいことを要請したが、平成22年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

本件については、全国獣医師会会長会議(平成22年10月1日開催)において協議、検討を行い、①各地方獣医師会の会員構成と組織率の現状を支配する要因分析を行い、②新規会員加入者増強の実行確保について引き続きの尽力を地方獣医師会に要請した。

イ また、平成22年度各大学獣医学科優秀卒業生を表彰し、日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット及び日本獣医師会雑誌(平成23年1月号)を全卒業生に配布し、表彰に当たっては、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が表彰状を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行うと共に、動物感謝デー等の場を介しての全国獣医学生交流会との連携・支援協力を行った。

第2 事業報告

A 政策提言活動等

1 獣医療政策提言等の要請活動等

- (1) 平成22年8月24日付け
獣医療における「ホメオパシー」対応（プレスリリース）【別記1】
- (2) 平成22年8月27日付け22日獣発第161号
獣医師及び獣医療関係施策の推進について（要請）【別記2】
要請（通知）先：農林水産省消費・安全局長
環境省自然環境局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
文部科学省高等教育局長
- (3) 平成22年12月16日付け22日獣発第258号
動物愛護管理法の制度見直しに関する要請について【別記3】
要請（通知）先：環境省自然環境局長
- (4) 平成23年2月10日付け22日獣発第322号
チーム獣医療提供体制の整備に向けての動物看護職体制整備声明文について【別記4】
要請（通知）先：地方獣医師会会長
- (5) 平成23年2月28日付け
獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請【別記5】
要請（通知）先：民主党獣医師問題議員連盟
- (6) 平成23年3月29日付け
大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策（要望）【別記6】
要請（通知）先：民主党政調会会長代理（獣医師問題議員連盟会長）
自由民主党組織対策本部長
公明党環境部会動物愛護管理推進委員会委員長

【別記1】

《 獣医療における「ホメオパシー」対応（プレスリリース）》

平成22年8月24日
社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
社団法人 日本獣医学会
理事長 西原真杉

獣医療における「ホメオパシー」対応の考え方

今般、日本学術会議（会長：金澤一郎）から、8月24日付けで、「ホメオパシー」の科学及び医療・歯科医療・獣医療現場での対応、その治療効果等について、次の会長談話が発表されたところです。

動物の診療は、獣医学に立脚してこそ適切な提供が確保されるものであります。日本獣医師会及び日本獣医学会としても日本学術会議声明に賛意を表するところです。

平成 22 年 8 月 24 日
日 本 学 術 会 議
会 長 金 澤 一 郎

「ホメオパシー」についての日本学術会議会長談話

ホメオパシーはドイツ人医師ハーネマン（1755 - 1843 年）が始めたもので、レメディー（治療薬）と呼ばれる「ある種の水」を含ませた砂糖玉があらゆる病気を治療できると称するものです。近代的な医薬品や安全な外科手術が開発される以前の、民間医療や伝統医療しかなかった時代に欧米各国において「副作用がない治療法」として広がったのですが、米国では 1910 年のフレクスナー報告に基づいて黎明期にあった西欧医学を基本に据え、科学的な事実を重視する医療改革を行う中で医学教育からホメオパシーを排除し、現在の質の高い医療が実現しました。

こうした過去の歴史を知ってか知らずか、最近の日本ではこれまでほとんど表に出ることがなかったホメオパシーが医療関係者の間で急速に広がり、ホメオパシー施療者養成学校までできています。このことに対しては強い戸惑いを感じざるを得ません。

その理由は「科学の無視」です。レメディーとは、植物、動物組織、鉱物などを水で 100 倍希釈して振盪する作業を 10 数回から 30 回程度繰り返して作った水を、砂糖玉に浸み込ませたものです。希釈操作を 30 回繰り返した場合、もともと存在した物質の濃度は 10 の 60 乗倍希釈されることとなります。こんな極端な希釈を行えば、水の中に元の物質が含まれないことは誰もが理解できることです。「ただの水」ですから「副作用がない」ことはもちろんですが、治療効果もあるはずがありません。

物質が存在しないのに治療効果があると称することの矛盾に対しては、「水が、かつて物質が存在したという記憶を持っているため」と説明しています。当然ながらこの主張には科学的な根拠がなく、荒唐無稽としか言いようがありません。

過去には「ホメオパシーに治療効果がある」と主張する論文が出されたことがあります。しかし、その後の検証によりこれらの論文は誤りで、その効果はプラセボ（偽薬）と同じ、すなわち心理的な効果であり、治療としての有効性がないことが科学的に証明されていますⁱ。英国下院科学技術委員会も同様に徹底した検証の結果ホメオパシーの治療効果を否定していますⁱⁱ。

「幼児や動物にも効くのだからプラセボではない」という主張もありますが、効果を判定するのは人間であり、「効くはずだ」という先入観が判断を誤らせてプラセボ効果を生み出します。

「プラセボであっても効くのだから治療になる」とも主張されていますが、ホメオパシーに頼ることによって、確実に有効な治療を受ける機会を逸する可能性があることが大きな問題であり、時には命にかかわる事態も起こりかねませんⁱⁱⁱ。こうした理由で、例えプラセボとしても、医療関係者がホメオパシーを治療に使用することは認められません。

ホメオパシーは現在もヨーロッパを始め多くの国に広がっています。これらの国ではホメオパシーが非科学的であることを知りつつ、多くの人が信じているために、直ちにこれを医療現場から排除し、あるいは医療保険の適用を解除することが困難な状況にあります^{iv}。またホメオパシーを一旦排除した米国でも、自然回帰志向の中で再びこれを信じる人が増えているようです。

日本ではホメオパシーを信じる人はそれほど多くないのですが、今のうちに医療・歯科医療・獣医療現場からこれを排除する努力が行われなければ「自然に近い安全で有効な治療」という誤解が広が

り、欧米と同様の深刻な事態に陥ることが懸念されます。そしてすべての関係者はホメオパシーのような非科学を排除して正しい科学を広める役割を果たさなくてはなりません。

最後にもう一度申しますが、ホメオパシーの治療効果は科学的に明確に否定されています。それを「効果がある」と称して治療に使用することは厳に慎むべき行為です。このことを多くの方にぜひご理解いただきたいと思えます^v。

ⁱ Shang A et al. Are the clinical effects of homoeopathy placebo effects? Comparative study of placebo-controlled trials of homoeopathy and allopathy. Lancet 2005; 366: 726

ⁱⁱ Evidence Check 2: Homeopathy 2010. 2.8

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200910/cmselect/cmsctech/45/45.pdf>

ⁱⁱⁱ ビタミンKの代わりにレメディーを与えられた生後2ヶ月の女児が昨年10月に死亡し、これを投与した助産婦を母親が提訴したことが本年7月に報道されました。

^{iv} WHOは世界の一部の国でホメオパシーが広く使用されている現実に配慮して、その治療効果には言及せず、安全性の問題だけについての注意喚起を行っています。

<http://www.who.int/medicines/areas/traditional/prephomeopathic/en/index.html>

^v ホメオパシーについて十分に理解した上で、自身のために使用することは個人の自由です。

【別記2】

《 獣医師及び獣医療関係施策の推進に関する要請書 》

22日獣発第161号
平成22年8月27日

農林水産省

消費・安全局長 奥原正明様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

獣医師及び獣医療関係施策の推進について（要 請）

日頃より獣医師及び獣医療関係施策の整備・充実についてご尽力いただくとともに、本会事務事業の推進につきご指導いただいていること厚く御礼申し上げます。

さて、国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」に対する危機管理への備えが求められています。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加しているのに代表されるとおり、これらの動物が家庭動物。すなわち「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出するなど、その担うべき社会的役割は重みを増してきています。更に、野生動物の保護・管理などを通じての生態系の保全が地球的課題とされています。

これらは、いずれもが、動物の健康の確保や福祉の増進に配慮した適正管理により達成し得る課題であり、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の振興、そして公衆衛生の向上を責務とする獣医師及び獣医療に対する社会的期待は高まりをみせてきております。

獣医師及び獣医療が今後とも社会的期待に応えていけるよう日本獣医師会としても鋭意努力する

所存であります。①獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の改善、②口蹄疫をはじめ家畜悪性伝染病に対する緊急防疫体制の整備、③獣医療需要の動向に即した獣医師の確保と適正配置、④産業動物・小動物獣医療の提供体制の整備、⑤動物の福祉の増進と生物多様性の保全を含む動物の適正管理に係る下記の施策が国民的理解の下で推進されるよう、その実現について貴省関係施策を整備・充実いただきたく要請します。

記

1 獣医学教育の改善、整備・充実について

〔課題〕

- (1) 教育年限が6年に延長され30年経過したが、要となる専任教員の確保は進展していない。「大学設置基準」における獣医師養成課程の専任教員数は28人のままとっている（同じ専門職業人養成課程の医学部は130人以上、歯学部は75人以上）。
- (2) 全国16の獣医学系大学のうち、米国・EU国際認定基準に適合する大学はなく、獣医師国家試験の出題範囲に対応した最低限の講座（研究室）すら下回る大学が存在するのが実情。特に獣医師の任務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

〔対応策〕

- (1) 獣医学教育を国際通用性のある専門職業人養成課程とするため、「大学設置基準」における専任教員数と施設・設備の要件を引き上げた上で（「獣医学教育の改善目標（大学基準協会）」の専任教員数は72人以上）、獣医学部体制に整備されたいこと。
特に農学部の中の1学科として存在する国立大学の小規模にすぎる教育課程については、スケールメリットを最大限生かし、複数大学の共同による「共同獣医学部」の設置。それがかなわない場合は、再編統合を行われたいこと。
- (2) なお、「特区」による大学獣医学部新設については、獣医師の養成は、全国的観点から需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」に馴染むものではない。また、「特区新設」は、①専任教員の確保が困難とされる中で獣医学教育の質の改善に逆行すること。②獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の一学校法人による大学ビジネスチャンス拡大（獣医学系大学の粗製濫造）の場と化してはならないことから、受け入れるべきものではないこと。まずは、現行の獣医学系大学の整備・充実を図ることが行財政改革の観点にも適うものであること。

2 口蹄疫などの悪性家畜伝染病に対する防疫体制の整備・充実について

〔課題〕

宮崎県下における口蹄疫発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い「新興・再興感染症」の発生リスクが高まっているが、口蹄疫、高病原性トリインフルエンザ等の社会経済への影響が甚大な悪性家畜伝染病に対する迅速・的確な防疫措置実施体制の不断の整備と国際間の協調・連携が求められている。

〔対応〕

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく、水際防疫としての動物検疫措置、国内発生予防及びまん延防止措置の実効確保のため、国家防疫及び都道府県による地域防疫双方の機能の拡充・強化に向け、①防疫要員の確保を含む防疫体制の整備、②国、自治体、獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保、③検査・診断機能の強化、④防疫体制の整備及び対策推進に伴う財政措置の充実を図ら

りたいこと。

(2) 特に、国内発生予防とまん延防止対策については、今回の宮崎県下における口蹄疫発生に伴う防疫対応の事態を呈し、都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体、民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備を次により推進されたいこと。

ア 家畜伝染病予防法に基づく防疫業務の遂行に当たる「家畜防疫員」について、都道府県職員のほか民間獣医師の任命の推進（「民間獣医師家畜防疫員」任命制度の創設）

イ 緊急防疫に備えた地域における官民一体となった防疫要員部隊の編成と「都道府県職員家畜防疫員」と「民間獣医師家畜防疫員」の連携と役割分担の明確化、防疫実動訓練及び防疫技術研修対策の推進による防疫技術の質の確保

ウ 緊急防疫時における「民間獣医師家畜防疫員」の出動体制の確保（①防疫用資材の備蓄、防疫活動執務費用・手当に係る財政措置及び②緊急防疫出動時により空洞化する派遣元の産業動物診療提供体制の確保対策など）

3 産業動物診療獣医師の確保等の獣医師就業の偏在是正について

【課 題】

(1) 新規獣医師の小動物診療分野への継続的な就業割合の増加（全体の5割水準）により、産業動物診療分野の診療獣医師の不足と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の採用難により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。

(2) 産業動物診療獣医師の所得は、小動物診療獣医師の所得水準に比し格段に低水準（個人開業の4割の年間診療収入が500万円程度の水準とされている。）。また、都道府県の獣医師専門職公務員の給与については、4年制教育課程を前提とした栄養士、臨床検査技師等が対象となる医療職給料表（二）が便宜的に適用されること等から、医師専門職に比し、初任職員、所長職等の幹部職員のいずれにおいても月額20万円を超える格差が存在する。

【対 応 策】

(1) 産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策（獣医師融通のための全国獣医師バンク構想、産業動物診療獣医師修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策）の整備・充実を図られたいこと。

(2) 獣医師の不足職域とされる産業動物部門及び公務員部門に就業する獣医師の処遇について次により改善を図られたいこと。

ア 産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（診療技術提供の技術料水準への適正反映（「家畜共済診療点数表」の改善））

イ 公務員獣医師の給与改善（獣医師専門職給与表の制定、初任給調整手当の整備・充実、給与調整額（率）の引き上げなど）及び保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の積極登用

ウ 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ政府予算単価（現行：1日1人 12,850円）の引き上げ

4 獣医療提供の質の確保とチーム獣医療提供体制の整備・充実について

【課 題】

(1) 動物臨床技術が進展する一方、特に家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会の増加する中、診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣

医師と獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）をアシストする獣医療従事専門職とによる機能分担体制の整備が求められている。

- (2) 獣医療に係る国家資格は、「動物の診療」を業務とする獣医師のみ、一方、人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカル医療専門職（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師など）20職種以上が国家資格として制度化。獣医療においても、獣医師とともに公的資格の付与された獣医療従事者とのチーム医療による質の保証体制の整備が求められる。
- (3) また、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門においては、慢性的獣医師不足の状況にあり、獣医師専門職の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成制度の必要性に迫られている。
- (4) 一方、現状をみれば、動物診療施設においては、動物診療の補助的業務を担う者をいわゆる「動物看護師(士)」として雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、①獣医師が行う診療の補助や検査のほか、②入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務、動物のトリミング等の理美容業務に従事させているが、就業環境は未整備で社会的認知は得られていない。また、資格制度が未整備な中で、養成水準、認定水準ともに区々であるなど専門職としての技術・知識の到達確認が困難。早期離職など雇用事情は不安定な状況にある。
- (5) 獣医療分野においても、人の医療と同様に、獣医師の監督の下で高度診療機器の操作、臨床検査をはじめ、一定の診療行為を適法に担うコメディカル部門を整備し、獣医療従事専門職としての公的資格の創設が必要となっている（獣医療の質の確保・保証としてのチーム医療提供体制(制度)の構築と獣医療従事者としての雇用環境の整備の必要性)

【対応策】

- (1) 地域における動物診療提供体制の計画的整備
獣医師法に基づく卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を獣医師法に基づく獣医療体制整備基本計画に位置づけ計画的整備を推進されたいこと。
- (2) チーム獣医療提供体制整備のための獣医療従事専門職公的資格の制度化
獣医師と動物看護職などの獣医療従事者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（チーム獣医療）の整備を推進するため、①まず、獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（動物看護職の養成のための教育課程の整備と現状の民間資格認定の統一の実施など）を図った上で、②獣医療従事専門職（獣医療技術士(仮称)）の公的資格制度化に向け法整備（国家試験と大臣による免許の付与など）を行われたいこと。

5 狂犬病リスク管理対策の整備・充実について

【課題】

- (1) 狂犬病は、いまだ世界各国において発生がみられ、毎年3～5万人の死亡例が報告されている。
我が国においても平成18年にフィリピン帰国者2名の発症・死亡例が報告されたが、東アジア等近隣諸国、とりわけ中国における惨状を目の当たりにするとき、また、国内では外国船籍搭載犬の不法上陸等があり、その侵入リスクは増大している。
- (2) 一方、狂犬病については、狂犬病予防法において犬の登録と定期予防注射が犬所有者の義務として課されているが、国内飼育犬の登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割を下回る水準と考えられる。最近における家庭動物としての犬の飼育の増加等国民生活における人と動物の

絆が増してきているところであり、予防対策の徹底が求められる。

〔対応策〕

- (1) 狂犬病対策に係る自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう地域での取り組みのネットワーク体制を整備するとともに、狂犬病対策が、広く国民的理解の下で推進されるよう、犬の所有者の責務としての狂犬病予防措置の普及・啓発を推進されたいこと。
- (2) また、自治体が行う登録等の事務に関し、現行の鑑札及び注射済票の装着については、動物の個体識別として国際標準化されたマイクロチップによる個体番号の登録・管理方式に変更し、犬の登録をはじめ動物愛護管理施策を含めた動物行政が効率的かつ一体的に推進し得る体制を整備されたいこと。

6 「心の健康教育」推進のための学校動物飼育支援対策の整備・充実について

〔課題〕

- (1) 動物飼育を通じ生命観、動物観、社会観、自然観を育むこと。このことの子供たちの人格形成に果たす役割は大きい。学校教育において動物飼育の実体験を介し生命を体感させ、生きる力を学ぶことを通じての心の健康教育（動物介在教育）が求められる。
- (2) 学校における動物の飼育に当たっては、動物の福祉の観点に立った適正飼育と動物衛生対策を通じての児童・生徒の健康の確保が前提となるが、学校教育における獣医師の関与は、学校保健法に基づく学校医師、歯科医師、薬剤師のように制度化されていない。

〔対応策〕

学校飼育動物活動を初等教育課程の中で動物介在教育として適正に評価し、学校と獣医師会との連携の中で組織的、かつ、安定的に推進されるよう、①教育委員会主導による獣医師の学校への派遣の仕組み作りと、②教員に対する研修会、研究発表会等の実施及び大学の教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備を推進されたいこと。

7 動物の福祉の観点に立った適正管理対策の推進について

- (1) 人と動物が共存する社会の構築は今や国民的課題である。平成23年度に予定される動物愛護管理法の見直しに当たっては、動物の果たすべき多様な社会的役割を評価し、国民生活の質の向上に寄与する家庭動物の飼育が動物の福祉と愛護精神の発揮により推進されるよう関係施策の整備・充実とともに広く国民運動として展開されたいこと。
- (2) 特に動物の所有者責任の原則に基づく「日本型の動物福祉・愛護施策」の一層の徹底を期するため、動物の個体識別措置として国際標準化されているマイクロチップによる家庭動物の個体登録・管理の推進を図ることにより、動物の遺棄、飼育放棄の防止や災害時の動物救護活動をはじめ、動物愛護管理行政の円滑な推進に備えられたいこと。

8 食品安全行政一元化省庁再編に際しての獣医療・食品安全・動物福祉管理行政組織の一元化について

〔課題〕

- (1) 我が国の動物関係行政中央組織は、①獣医師・獣医療制度や家畜衛生・動物薬事対策の所管が農林水産省、②狂犬病等の人と動物の共通感染症対策や食肉衛生検査等の食品衛生対策の所管が厚生労働省、③動物の福祉・愛護対策や野生動物等の生物多様性保全対策が環境省、④獣医学

術の振興、教育・研究体制の整備が文部科学省、⑤食品に対するリスク評価の所管が内閣府と1府4省の複数の省庁に渡る。

- (2) 一方、動物関係行政に係る法令は多岐でその目的は異なるものの、関係する施策はすべてが獣医師専門職の職責としての、①動物の診療及び保健衛生指導、家畜防疫・公衆衛生の確保や動物の適正管理・動物福祉の増進を基盤とするところであり、また、②動物の福祉の増進・愛護精神の高揚を含め獣医師がその任務を遂行するに当たっての職業倫理と一体不可分の関係にある。

【対応策】

今後、食品安全行政一元化等に向け省庁再編を行うに当たっては、行政組織の簡素化・効率化等の観点に立ち、国民視点に立った行財政改革と行政サービスの提供が行われるよう、獣医事、食品安全確保及び動物福祉管理行政を含め1府4省にまたがる動物関係行政を一元的に所管する「獣医療局（仮称）」の設置を行われたいこと。

注：環境省自然環境局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、文部科学省高等教育局長にも上記と同様内容を要請

【別記3】

《 動物愛護管理法の制度見直しに関する要請書 》

22日獣発第258号
平成22年12月16日

環境省

自然環境局長 鈴木正規様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

動物愛護管理法の制度見直しに関する要請について

日頃より動物の福祉、愛護と適正管理関係施策の整備・充実についてご尽力いただくとともに、本会事務・事業の推進につきご指導いただいていること厚く御礼申し上げます。

さて、国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」に対する危機管理への備えが求められています。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加しているのに代表されるとおり、これらの動物が家庭動物。すなわち「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出するなど、その担うべき社会的役割は重みを増してきています。更に、野生動物の保護・管理などを通じての生態系の保全が地球的課題とされています。

このような中で、動物の福祉の増進と愛護・適正管理施策の推進につきましては、動物愛護管理法が制定されて以降、2度に渡り改正が行われ、人と動物のより良い関係づくり、人と動物が共存する社会構築に向けての仕組みづくりが行われてきたところではありますが、今回、動物愛護管理法の制度見直しについて、本会としての要請事項を別紙のとおり取りまとめたところでもあります。つきましては、

貴省における制度見直しの検討に際しましては、別紙内容の実現につき特段のご高配をお願いいたすべく要請いたします。

別紙

社団法人 日本獣医師会

動物愛護管理法の制度見直しに関する要請

1 はじめに

前回、平成17年の動物愛護管理法の改正に際しては、環境大臣の定める「基本指針」に即し都道府県が獣医師会をはじめ関係団体等の協議の下で「動物愛護管理推進計画」を定め国と地方公共団体が一体となって動物愛護・福祉施策を計画的に推進するとする基本計画制度が創設されたことは画期的であり評価されて然るべきと考えます。

一方、これまで種々の規制の整備が図られてきたにもかかわらず、依然として動物福祉の概念に反した動物の生産、取り引き、飼育が横行し、加えて無責任な飼育者による安易な動物の引き取り依頼や飼育の放棄、更には動物虐待事例も散見されるところであります。我が国においては、まだ動物の「所有者責任原則」に即した動物の福祉に配慮した動物の適正な取り扱いが徹底されている事情にはありません。動物と人が互いの立場を尊重し、共に生きる（共存）する社会の構築を誘導すべく、各般の施策の推進とともに、広く国民の間に動物の福祉の増進の気風と愛護精神の高揚を図る必要があります。

2 動物愛護管理法の制度見直しに当たり新たな整備を必要とする事項

今回の動物愛護管理法の見直しに際しては、法の目的（国民の間の生命尊重・情操の涵養と動物の適正な取扱いによる人の生命・財産の侵害の防止）を達成する上において、動物の所有者及び動物取扱業の責務規定（いわゆる「所有者責任原則」）の一層の整備とその遵守を徹底させることにより、所有者責任原則に基づく日本型の動物福祉・愛護施策が広く国民的理解の下で推進・定着するよう、次の事項の実現を要請します。

(1) 「動物の所有者の責務」としての個体識別に関する事項（第7条）

ア 動物に対する所有の明示措置は、「所有者責任原則」担保の基本となるものです。家庭動物の殺処分数の削減、また、生産・流通・飼育履歴に関してのトレーサビリティを確保する上においても動物の個体識別の措置と登録・管理。更に登録データによる所有者の照会・確認から譲渡の適正化に至る一連のシステムの整備を行う必要がある。

イ 動物の個体識別の措置は、①確実に識別でき、また、データの管理が容易であること。②標識を容易に脱落・取り外すことができず、かつ、動物の一生に渡る永続性が求められるところから、個体識別器具として国際標準化されているマイクロチップ（以下「MC」という。）によるべき旨に統一する必要がある（既に、①動物愛護管理法の規定により特定動物（危険動物）、②外来生物被害防止法の規定により特定外来生物、③犬等の輸出入検疫規則の規定により輸出入される犬・猫については、MCによる個体識別が義務化されている。）。

ウ 一方、現在、一般飼育者が飼育する犬・猫などの家庭動物については、動物愛護公益3団体と日本獣医師会が共同で動物ID普及推進会議を立ち上げ、①飼育者の求めに応じMCの埋め込みと個体データの登録管理、②逸走動物等の保護者又は行政機関からの個体情報照会に至る一連の個体情報登録管理・照会対応事業を実施してきているところである。

今後、動物に対する個体識別の措置を「動物の所有者の義務」として規定し、①犬・猫などの家庭動物を含め個体識別措置についてはMCによる識別方法に統一した上で、②地方公共団体に

よる第35条の規定に基づく引き取り動物及び第36条の規定に基づく負傷・死亡収容動物に対する個体情報の読みとり確認、譲渡する際のMCの埋め込み、不妊・去勢手術の業務をルーチン化するとともに、③個体識別情報の登録・管理、及び個体識別情報を活用しての飼育者照会や適正譲渡に応えるシステムの一層の整備を図る必要がある。

エ なお、併せて狂犬病予防法に基づく犬の登録制度における登録犬の個体識別のための犬鑑札の装着については、MC埋め込みによる個体識別の方法に改めることにより、動物愛護管理法に基づく所有明示措置と狂犬病予防法に基づく登録識別措置とを統合し登録データの効果的管理とともに、犬飼育者の負担の軽減に資する必要がある。

(2) 動物取扱業の規制に関する事項（第10条から第24条）

ア 動物の取り引きに当たっては、①動物の引き渡し時における購入者に対する販売者責任の発揮（購入者に対する所要事項の説明と購入者の所有者責任履行の意志確認）、②動物の取り違えや購入者からのクレームの対処、③長時間輸送、終日展示等による動物のストレス回避の観点から「対面販売の原則」を適用するとともに、各種動物の生理的特性を踏まえた展示許容時間や販売時間帯の規制を導入すること。

イ 幼齢動物の販売規制のあり方の検討に当たっては、欧米基準を一律に適用することではなく、各種動物の社会化適応必要期間と母動物からの移行抗体獲得必要期間についての科学的知見をもとに判断するとともに、特に社会化適応期間については、生産者（ブリーダー）、販売業者、そして最終飼育者それぞれの果たすべき役割・責務を念頭に現実的対処を検討すること。

ウ 動物の生産者（ブリーダー）、販売業者における飼育・販売対象動物の衛生管理状況を含む、生産・販売履歴の作成、保管、購入者に対する開示の徹底を求め、トレーサビリティの確保を図ること。

なお、生産者（ブリーダー）における飼育動物の衛生管理対策の向上に資するため、繁殖供用動物の年齢、年間供用回数、特定遺伝性疾患排除のための繁殖供用制限規定導入を検討すること。

エ 動物取扱業者単位で選任する動物取扱責任者に課される研修については、その受講の要件を緩和し獣医師については対象から除外すること。

(3) 地方公共団体の保護・引き取り犬及び猫の譲渡の推進等に関する事項（第35条から第37条）

保護・引き取り動物の殺処分処置を減少させるため、地方公共団体の行政機関から直接地域住民に対する個人譲渡に加え、いわゆる民間保護団体への一括団体譲渡と当該団体からの広域的個人譲渡を推進させるため、民間保護団体の育成・強化と適正な保護預り及び譲渡機能の整備を推進すること。

なお、譲渡対象動物については、不妊・去勢手術とMC個体識別による登録の義務化を図ること。

(4) 地方公共団体の動物の愛護・適正管理施策の推進機能の強化等に関する事項（第34条から第39条）

ア 地方公共団体の動物愛護担当部局における獣医師専門職による「動物愛護担当職員」の配置と動物愛護管理センター等の施設・設備等の機能を強化することにより、動物取扱業等の関係業態に対する監視・指導及び動物飼育者に対する「所有者責任原則」の普及・啓発体制の整備を推進すること。

イ 地方公共団体における動物愛護推進員の委嘱と動物愛護推進協議会の組織化を推進すると

もに、国、地方自治体及び動物愛護推進協議会による動物愛護国民運動の展開により普及・啓発活動を発展・整備すること。

(5) 動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する事項（第41条）

- ア 第41条の見直しに当たっては、実験動物取扱施設における動物取り扱い状況等の情報開示による透明性の確保を一層進展させるとともに、規制の強化が我が国科学技術研究の持続的発展の基盤に支障をきたすことのないよう現実的な対応を検討すること。
- イ 前記の観点に立ち、①実験動物取扱施設における取扱責任者をはじめ関係者に対する日頃の実験動物の適正な取扱いに関する教育・訓練の義務化、②実験動物取扱施設について「実験動物取扱指針」に基づく適正管理状況の外部評価の実施、③実験動物取扱施設における獣医師専門職技術者の配置を推進させること。

【別記4】

《 チーム獣医療提供体制の整備に向けての動物看護職体制整備声明文 》

22日獣発第322号
平成23年2月10日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久

チーム獣医療提供体制の整備に向けての 動物看護職体制整備声明文について

本会においては、獣医療の提供において現状では獣医療補助者としての域を出ない動物看護職について、動物臨床技術の進展や診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきていることを踏まえ、獣医師とともにチーム獣医療の一翼を担う獣医療従事専門職として、その教育体制及び資格認定などの質保証システムの整備が必要との認識の下で、これまで10数年に渡り、関係省庁及び獣医療に係る関係団体・教育機関（以下「関係団体・機関」という。）とともに、その諸体制の整備について鋭意検討してきたことはご案内のとおりであります。

この間、2年前には一般社団法人日本動物看護職協会が設立されましたが、貴職におかれては同協会の相談役に就任され、各地域において獣医師会公益活動を束ねる立場で同協会の事業運営に種々ご指導をいただいているところであります。

一方、動物看護職の獣医療提供における位置づけについては、これまで本会をはじめ関係団体・機関における要請活動の成果もあり、昨年8月31日付けで農林水産大臣が公表した獣医療法に基づく第三次獣医療提供体制整備基本指針において、「まず将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る。」ことが明記されたところであります。

動物看護職の獣医療提供における位置づけと、その質保証などの体制整備については、本会の小動物臨床部会動物看護職制度在り方検討委員会において、地方獣医師会をはじめ、民間動物看護職認定主要5団体、動物看護職養成教育機関、日本獣医学会、日本動物看護職協会等の関係者により、動物看護職制度の確立に向けた検討を行ってきたところですが、今般、先に示したこれまでの検討の結果を踏まえ、現状において各民間団体により行われている認定試験をまずは統一的な資格認定試験として

集約することが、動物看護職の知識・技術の高位平準化、ひいては獣医療提供の質の向上につながる第一歩であるとされ、全国統一の試験と資格認定に向け、引き続き関係機関が連携して対処することで合意し、別添の声明文を委員全員一致により採択した次第です。

地方獣医師会会長各位におかれましては、以上ご理解賜りました上は、声明文の貴会会員をはじめ動物看護職の養成及び雇用を担われる方々への周知に、また引き続きの日本動物看護職協会の事業活動に対するご協力とご支援をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

声 明 文

チーム獣医療提供体制の整備に向けて

〔 獣医療提供における獣医療従事専門職としての 動物看護職の位置づけと獣医療の質保証 〕

1 はじめに

犬や猫などの家庭動物の一般家庭における飼育が普及し、動物に対する福祉や愛護の意識が国民各層に浸透する中、国民生活において人と動物がより良い関係を築きあげることが重要となってきた。

このような事情を背景に、獣医療提供に対する社会的要請は高まりをみせ、かつ、高度化・多様化してきているが、このような要請に応えるためには、人の医療と同様に、獣医療業務を獣医師と他の獣医療従事者が連携して実施するチーム獣医療体制を構築し、獣医療提供の質の向上を図っていくことが求められている。

特に、家庭動物の診療施設において動物の看護をはじめとする獣医療補助を主たる業務とする獣医療従事者の役割は、獣医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学を基礎とした適正飼育管理の普及推進を図る上で必要不可欠なものとなってきた。

一方、産業動物診療部門、公務獣医療部門（家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の行政・試験研究分野）においては、獣医師専門職の要員不足が指摘される状況にあり、これらの部門においても獣医師の業務を補助する公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成の必要性に迫られている。

2 現状と課題

人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカルスタッフとしての看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の 20 種以上の医療専門職が公的資格として制度化され、医師、歯科医師とこれらの公的資格を有する医療従事者とによるチーム医療提供体制が整備されている。

獣医療の現状を見れば、国家資格は動物の診療を業務とする獣医師のみであり、獣医師とその他の獣医療従事者によるチーム獣医療提供体制の整備がなされないまま、必要に迫られ獣医師の補助的業務を担う者を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の補助業務の他、入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務及び維持管理業務等に従事させているが、その就業環境は未整備で社会的認知も得られていない状況にある。

また、これらの獣医療従事者については、公的資格制度が整備されていない中で、民間の複数の組織がこれらの獣医療の補助業務を担う者（以下「動物看護職」という。）を動物看護師等と称して輩出している事情にあるが、その養成課程の水準は区々であり、動物診療施設などの雇用者側からは、動物看護職について専門職としての技術・知識の到達度の確認が困難であること。また、被雇用者側からは、処遇が安定していないため、安定的な就業職域として望めない等の問題があり、獣医師と動物看護職との責任と機能の分担によるチーム獣医療の提供にはほど遠い状況にある。

3 チーム獣医療提供（動物看護職の専門職としての位置づけ） に向けての検討の経過

平成 21 年 4 月、動物看護職が専門職として自立するとともに、連帯を強めることにより獣医療に関する質の確保と自らの職域環境の整備を図り、また将来的には、公的資格制度の下で真の専門職としての責務を担う資格者としてチーム獣医療の一翼を担う者となることを目標として、日本獣医師会が呼びかけ、動物看護職の現職の者をはじめ獣医療に係る関係団体、大学・専門学校・専門校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁のご理解を得て、一般社団法人日本動物看護職協会（会長：森裕司

(東京大学大学院教授)が設立された。

また、農林水産省においては、今般、平成 32 年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定め平成 22 年 8 月 31 日に公表したが、基本方針においては、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護職などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護職の地位や身分の確立、動物看護職に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記された。

さらに、平成 22 年に宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会(座長:山根義久(日本獣医師会会長))の報告においても、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者(動物看護師など)の資格の制度化」が明記された。

このように官民において、動物看護職の資格、知識、技能及び就業環境等の改善の必要性等が指摘される中で、日本獣医師会においては、平成 21 年に動物看護職制度在り方検討委員会(以下「在り方検討委員会」という。)を設置し、民間の動物看護職認定団体、動物看護職養成機関(以下「養成機関」という。)、日本動物看護職協会及び地方獣医師会等が参集し、チーム獣医療提供体制の整備(獣医師と獣医療従事者の連携・役割分担)に向けての方向性について検討が開始され、今日に至った。

4 今後の対処の考え方

(1) 在り方検討委員会における検討の結果、チーム獣医療提供体制整備のための専門職としての獣医療従事者の位置づけとその身分の公的資格化については、

ア まず、現状の動物看護職の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護職の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師(仮称)制」への移行を図ること。

イ 次いでアの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係る新たな公的資格制度の創設に向けての法整備(①動物看護専門職としての業務の範囲の拡充整備、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による大臣免許の付与など)が必要となること。

ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療体制提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療従事専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資することとされた。

(2) そこで、まず、統一認定試験を実施するための具体的なステップとして、①当初は、現行の民間の動物看護職認定団体の共同による統一試験問題の作成に取りかかるとするも、これと並行して、②認定動物看護師の資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構(仮称)」(以下「機構」という。)を立ち上げ、今後、同機構において、全国統一試験実施のための出題基準、合否判定基準等を策定した上で、統一認定試験の受験資格、試験実施の内容、試験等実費経費の負担等具体的事項の検討を進めることで決定したところである。

なお、第 1 回統一認定試験は、平成 25 年 2 月の実施を目途とすることとし、それまでの間(平成 23 年、24 年)は、現在認定を行っている民間団体の共同により動物看護職統一試験協議会(以下「協議会」という。)を設置し、試験出題の範囲、試験問題の統一等の準備を進めた上で、適宜、協議会の機能を機構に移管して第 1 回統一試験・認定の実施に備えることとして関係者間の合意を得たところである。

5 さ い ご に

動物看護職の資格認定制度の確立により、知識・技術の高位平準化を図り、獣医師との連携を強化しチーム獣医療体制を整備して獣医療の高度化に資することは、動物看護職のみならず、獣医療、そして獣医療従事者の人材養成を担う教育機関に携わる者にとって永年の希望であり、また、課題でもあった。

今、ようやく実現に向けて社会状況が整ってきたと言え、この機会を逃せば、我が国の獣医療の発展は立ち後れ、すでに動物看護職が制度化されて獣医療の高度化に邁進している欧米との格差は、ま

すまず広がることになる。

我々は、すべての獣医療関係者と教育養成機関の理解を得て、まずは統一的な資格認定を軌道に乗せ、これを普及させることが動物看護職の知識・技術の平準化、さらには公的資格制度への発展につながり、ひいては、獣医療提供に対する国民の信頼に応えるものと信じる。受験資格を有する多くの現役動物看護職並びに教育養成機関において動物看護職養成課程を修了された方及び在学中の方には、今後、整備される統一認定試験を受験していただくよう希望する。

また、動物診療施設、教育養成機関等の獣医療関係者の方には、受験資格を有する者が統一試験を受験する環境作りに協力いただくとともに、平成 25 年春以降に動物看護職を雇用する職場にあっては、認定動物看護師を優先的に雇用し、その知識・技術に応じた処遇をしていただくことが、本制度の定着、さらには獣医療の発展につながるの理解の上、ご協力方、何卒よろしく願います。

平成 23 年 1 月 12 日

- | | | |
|---------------------------------|-------------|---------|
| ・動物看護職統一試験協議会 | 会 長 | 桜 井 富士朗 |
| 全日本獣医師協同組合 | 理事長 | 会 亀 昭 夫 |
| 一般社団法人日本小動物獣医師会 | 会 長 | 山 本 精 治 |
| 特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会 | 会 長 | 山 崎 薫 |
| 日本動物看護学会 | 会 長 | 高 橋 英 司 |
| 公益社団法人日本動物病院福祉協会 | 会 長 | 石 田 卓 夫 |
| ・社団法人日本獣医学会 | 理事長 | 西 原 眞 杉 |
| ・一般社団法人日本動物看護職協会 | 会 長 | 森 裕 司 |
| ・全国動物保健看護系大学協会 | 会 長 | 福 所 秋 雄 |
| ・全国動物教育協議会 | 会 長 | 下 菌 恵 子 |
| ・社団法人日本獣医師会 | 会 長 | 山 根 義 久 |
| ・日本獣医師会小動物臨床部会動物看護職制度在り方検討委員会委員 | (別紙委員名簿) 一同 | |

別紙委員名簿

日 本 獣 医 師 会 小 動 物 臨 床 部 会
動物看護職制度在り方検討委員会委員名簿

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 細井戸 大 成 | 日本獣医師会理事 (小動物臨床部会長) |
| (委 員 長) | |
| 高 橋 徹 | 北海道獣医師会副会長 |
| (副 委 員 長) | |
| 井 上 留 美 | 日本動物衛生看護師協会副会長 |
| 大 橋 文 人 | 日本獣医師会日本小動物獣医学会監事 |
| 会 亀 昭 夫 | 全日本獣医師協同組合理事長 |
| 小 嶋 佳 彦 | 新潟県獣医師会 (小島動物病院アニマルウェルネスセンター院長) |
| 桜 井 富士朗 | 日本動物看護学会理事長 |
| 下 菌 恵 子 | 全国動物教育協議会会長 |
| 生 子 哲 男 | 日本小動物獣医師会副会長 |
| 西 原 眞 杉 | 日本獣医学会理事長 |
| 原 大 二 郎 | 日本動物病院福祉協会専務理事 |
| 福 所 秋 雄 | 全国動物保健看護系大学協会会長 |
| 松 原 孝 子 | 日本動物看護職協会副会長 |
| 森 裕 司 | 日本動物看護職協会会長 |

《 獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請書 》

獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請

国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」に対する危機管理への備えが求められています。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加しているのに代表されるとおり、これらの動物が家庭動物。すなわち「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出するなど、その担うべき社会的役割は重みを増してきています。

更に、野生動物の保護・管理などを通じての生態系の保全が地球的課題とされています。

これらは、いずれもが、動物の健康確保や動物の福祉の増進に配慮した適正管理により達成し得る課題であり、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の振興、そして公衆衛生の向上を責務とする獣医師及び獣医療に対する社会的期待は高まりをみせてきております。

獣医師及び獣医療が今後とも社会的期待に応えていけるよう日本獣医師会としても鋭意努力する所存ではありますが、国におかれましては、①口蹄疫をはじめとする悪性動物伝染病に対する緊急防疫体制の整備、②獣医療需要の動向に即した獣医師確保と適正配置、③産業動物・小動物獣医療の提供体制の整備、④動物の福祉の増進と適正管理、また、⑤獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の改善、⑥更に、食品の安全性確保をはじめ獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び保護管理に係る中央行政組織の縦割りを廃し再編による一元化の推進を要請します。

1 口蹄疫などの悪性動物伝染病に対する防疫体制の整備・充実

〔課 題〕

- (1) 宮崎県下における口蹄疫発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い「新興・再興感染症」の発生リスクが高まっている。口蹄疫、高病原性トリインフルエンザ、狂犬病など社会経済への影響が甚大な悪性家畜伝染病に対する迅速・的確な防疫措置実施体制の不断の整備と国際間の協調・連携が求められる。
- (2) また、狂犬病については、中国など東アジア近隣諸国の惨状を目の当たりとするとき、更に、国内でも外国船籍搭載犬の不法上陸等により、侵入リスクは増大してきているが、狂犬病予防法により犬所有者の義務とされている国内飼育犬の登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割を下回る水準となっている。家庭動物としての犬の飼育が増加するなど国民生活における人と動物の絆が増してきているところであり、予防対策の徹底が求められる。

〔対 応〕

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく、水際防疫としての動物検疫措置、国内発生予防及びまん延防止措置の実効確保のため、国家防疫及び都道府県による地域防疫双方の機能の拡充・強化に向け、①防疫要員の確保を含む防疫体制の整備、②国、自治体、獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保、③検査・診断機能の強化、④防疫体制の整備及び対策推進に伴う財政措置の充実を図る。
- (2) 特に、国内発生予防とまん延防止対策については、今回の口蹄疫発生に伴う防疫対応の事態を呈し、都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体、民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備を次により推進する。
ア 家畜伝染病予防法に基づく防疫業務の遂行に当たる「家畜防疫員」について、都道府県職員の

ほか民間獣医師の任命の推進（家畜伝染病予防法の改正により、「民間獣医師家畜防疫員」の任命による予備家畜防疫員制度の創設）

イ 緊急防疫に備えた地域における官民一体となった防疫要員部隊の編成と「都道府県家畜防疫員」と「民間獣医師家畜防疫員」の連携と役割分担の明確化、防疫実動訓練及び防疫技術研修対策の推進による防疫技術の質の確保を図る。

ウ 緊急防疫時における「民間獣医師家畜防疫員」の出動体制の確保（①防疫用資材の備蓄、防疫活動執務費用・手当に係る財政措置及び②緊急防疫出動時により空洞化する派遣元の産業動物診療提供体制の確保など）を図る。

(3) 狂犬病対策に係る自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう地域での取り組みのネットワーク体制を整備するとともに、狂犬病対策が、広く国民的理解の下で推進されるよう、犬の所有者の責務としての狂犬病予防措置の普及・啓発を推進する。

2 獣医療需要に即した獣医師確保と適正配置（獣医師就業の偏在の是正）

〔課題〕

(1) 新規獣医師の小動物診療分野への継続的な就業割合の増加（全体の5割水準）により、産業動物診療分野の診療獣医師の不足と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の採用難により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。

(2) 産業動物診療獣医師の所得は、小動物診療獣医師の所得水準に比し格段に低水準（個人開業の4割の年間診療収入が500万円程度の水準とされている。）。また、都道府県の獣医師専門職公務員の給与については、4年制教育課程を前提とした栄養士、臨床検査技師等が対象となる医療職給料表（二）が便宜的に適用されること等から、医師専門職に比し、初任職員、所長職等の幹部職員のいずれにおいても月額20万円を超える格差が存在する。

〔対応策〕

(1) 産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策（獣医師融通のための全国獣医師バンク構想、産業動物診療獣医師修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策）の整備・充実を図る。

(2) 獣医師の不足職域とされる産業動物部門及び公務員部門に就業する獣医師の処遇について次により改善を図る。

ア 産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（診療技術提供の技術料水準への適正反映（「家畜共済診療点数表」の改善））

イ 公務員獣医師の給与改善（獣医師専門職給与表の制定、初任給調整手当の整備・充実、給与調整額（率）の引き上げなど）及び保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の積極登用

ウ 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ政府予算単価（現行：1日1人 12,850円）の引き上げ

3 獣医療提供の質の確保（チーム獣医療提供体制の整備・充実）

〔課題〕

(1) 動物臨床技術が進展する一方、特に家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会の増加する中、

診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣医師と獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）をアシストする獣医療従事専門職とによる機能分担体制の整備が求められる。

- (2) 獣医療に係る国家資格は、「動物の診療」を業務とする獣医師のみ、一方、人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカル医療専門職（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師など）20職種以上が国家資格として制度化。獣医療においても、獣医師とともに公的資格の付与された獣医療従事者とのチーム医療による質の保証体制の整備が求められる。
- (3) また、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門においては、慢性的獣医師不足の状況にあり、獣医師専門職の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成制度の必要性に迫られている。

注：現状をみれば、動物診療施設においては、動物診療の補助的業務を担う者をいわゆる「動物看護師(士)」として雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、①獣医師が行う診療の補助や検査のほか、②入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務、動物のトリミング等の理美容業務に従事させているが、就業環境は未整備で社会的認知は得られていない。また、資格制度が未整備な中で、養成水準、認定水準ともに区々であるなど専門職としての技術・知識の到達確認が困難。早期離職など雇用事情は不安定な状況にある。

〔対応策〕

(1) 地域における動物診療提供体制の計画的整備

獣医師法に基づく卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を獣医療法に基づく獣医療体制整備基本計画に位置づけ計画的整備を推進する。

(2) チーム獣医療提供体制整備のための獣医療従事専門職公的資格の制度化

獣医師と動物看護職などの獣医療従事者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（チーム獣医療）の整備を推進するため、①まず、獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（動物看護職の養成のための教育課程の整備と現状の民間資格認定の統一の実施など）を図った上で、②獣医療従事専門職（獣医療技術士(仮称)の公的資格制度化に向け法整備（国家試験と大臣による免許の付与）を行う。

4 動物の福祉の増進と適正管理対策（動物愛護管理法の制度見直し）

〔課題〕

- (1) 平成17年の動物愛護管理法の改正などこれまで種々の規制の整備が図られてきたが、依然として動物福祉の概念に反した動物の生産、取り引き、飼育、加えて無責任な飼育者による安易な動物の引き取り依頼や飼育の放棄、更には動物虐待事例も散見される。
- (2) 今回の動物愛護管理法の見直しに際しては、法の目的（国民の間の生命尊重・情操の涵養と動物の適正な取扱いによる人の生命・財産の侵害の防止）を達成する上において、動物の所有者及び動物取扱業の責務規定（いわゆる「所有者責任原則」）の遵守の徹底が重要であるとの観点に立ち、所有者責任原則に基づく日本型の動物福祉・愛護施策が広く国民的理解の下で推進・定着するよう措置する必要がある。

[対 応 策]

(1) 「動物の所有者の責務」としての個体識別に関する事項（第7条）

ア 動物に対する所有の明示措置は、「所有者責任原則」担保の基本となる。家庭動物の殺処分数の削減、また、生産・流通・飼育履歴に関してのトレーサビリティを確保する上においても動物の個体識別の措置と登録・管理、更に登録データによる所有者の照会・確認から譲渡の適正化に至る一連のシステムの整備を行う必要がある。

イ 動物の個体識別の措置は、①確実に識別でき、また、データの管理が容易であること。②標識を容易に脱落・取り外すことができず、かつ、動物の一生涯に渡る永続性が求められることから、個体識別器具として国際標準化されているマイクロチップ（以下「MC」という。）によるべき旨に統一する。

ウ 現在、一般飼育者が飼育する犬・猫などの家庭動物については、動物愛護公益3団体と日本獣医師会が共同で動物ID普及推進会議を立ち上げ、①飼育者の求めに応じMCの埋め込みと個体データの登録管理、②逸走動物等の保護者又は行政機関からの個体情報照会に至る一連の個体情報登録管理・照会対応業務を実施してきている。

今後、動物に対する個体識別の措置を「動物の所有者の義務」として規定し、①犬・猫などの家庭動物を含め個体識別措置についてはMCによる識別方法に統一した上で、②地方公共団体による第35条の規定に基づく引き取り動物及び第36条の規定に基づく負傷・死亡収容動物に対する個体情報の読みとり確認、譲渡する際のMCの埋め込み、不妊・去勢手術の業務をルーチン化するとともに、③個体識別情報の登録・管理、及び個体識別情報を活用しての飼育者照会や適正譲渡に応えるシステムの一層の整備を図る。

(2) 動物取扱業の規制に関する事項（第10条から第24条）

ア 動物の取り引きに当たっては、①動物の引き渡し時における購入者に対する販売者責任の発揮（購入者に対する所要事項の説明と購入者の所有者責任履行の意志確認）、②動物の取り違えや購入者からのクレームの対処、③長時間輸送、終日展示等による動物のストレス回避の観点から「対面販売の原則」を適用するとともに、各種動物の生理的特性を踏まえた展示許容時間や販売時間帯の規制を導入する。

イ 幼齢動物の販売規制のあり方の検討に当たっては、欧米基準を一律に適用することではなく、各種動物の社会化適応必要期間と母動物からの移行抗体獲得必要期間についての科学的知見をもとに判断するとともに、特に社会化適応期間については、生産者（ブリーダー）、販売業者、そして最終飼育者それぞれの果たすべき役割・責務を念頭に現実的対処を検討する。

ウ 動物の生産者（ブリーダー）、販売業者における飼育・販売対象動物の衛生管理状況を含む、生産・販売履歴の作成、保管、購入者に対する開示の徹底を求め、トレーサビリティの確保を図る。

なお、生産者（ブリーダー）における飼育動物の衛生管理対策の向上に資するため、繁殖供用動物の年齢、年間供用回数、特定遺伝性疾患排除のための繁殖供用制限規定を検討する。

エ 動物取扱業者単位で選任する動物取扱責任者に課される研修については、その受講の要件を緩和し獣医師については対象から除外する。

(3) 地方公共団体の保護・引き取り犬及び猫の譲渡の推進等に関する事項（第35条から第37条）

保護・引き取り動物の殺処分処置を減少させるため、地方公共団体の行政機関から直接地域住民に対する個人譲渡に加え、いわゆる民間保護団体への一括団体譲渡と当該団体からの広域的個人譲渡を推進させるため、民間保護団体の育成・強化と適正な保護預り及び譲渡機能の整備を推進する。

なお、譲渡対象動物については、不妊・去勢手術とMC個体識別による登録の義務化を図る。

(4) 地方公共団体の動物の愛護・適正管理施策の推進機能の強化等に関する事項（第34条から第39条及び第3条）

ア 地方公共団体の動物愛護担当部局における獣医師専門職による「動物愛護担当職員」の配置と動物愛護管理センター等の施設・設備等の機能を強化することにより、動物取扱業等の関係業態に対する監視・指導及び動物飼育者に対する「所有者責任原則」の普及・啓発体制の整備を推進する。

イ 地方公共団体における動物愛護推進員の委嘱と動物愛護推進協議会の組織化を推進するとともに、国、地方自治体及び動物愛護推進協議会による動物愛護国民運動の展開により普及・啓発活動を発展・整備する。

ウ 学校における動物の飼育活動を初等教育課程の中で心の健康教育（動物介在教育）として適正に評価し、学校と獣医師会との連携の中で組織的、かつ、安定的に推進されるよう、①教育委員会主導による獣医師の学校への派遣の仕組み作りと、②教員に対する研修会、研究発表会等の実施及び大学の教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備を推進する。

(5) 動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する事項（第41条）

第41条の見直しに当たっては、実験動物取扱施設における動物取り扱い状況等の情報開示による透明性の確保を一層進展させるとともに、規制の強化が我が国科学技術研究の持続的発展の基盤に支障をきたすことのないよう現実的な対応（①実験動物取扱施設における実験動物の適正な取扱いに関する教育・訓練の義務化、②実験動物取扱施設について「実験動物取扱指針」に基づく適正管理状況の外部評価の実施、③実験動物取扱施設における獣医師専門職技術者の配置の推進）を検討する。

5 獣医学教育の改善（整備・充実）

〔課 題〕

(1) 獣医学の教育年限が6年に延長され30年経過したが、要となる専任教員の確保は進展していない。「大学設置基準」における獣医師養成課程の専任教員数は28人のままとされている（同じ医療に係る専門職業人養成課程の医学部は130人以上、歯学部は75人以上）。

(2) 全国16の獣医学系大学のうち、米国・EU国際認定基準に適合する大学はなく、獣医師国家試験の出題範囲に対応した最低限の講座（研究室）すら下回る大学が存在するのが実情。特に獣医師の任務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

〔対 応 策〕

獣医学教育を国際通用性のある専門職業人養成課程とするため、「大学設置基準」における専任教員数と施設・設備の要件を引き上げた上で（「獣医学教育の改善目標（大学基準協会）」の専

任教員数は72人以上)、現行の16の獣医学系大学の獣医師養成課程を学部体制に整備する。

特に、戦後65年間にわたり農学部の中の1学科として存在する国立大学の小規模すぎる獣医師養成課程については、スケールメリットを最大限生かし、複数大学の共同による「共同獣医学部」とする。それがかなわない場合は、再編統合を行う。

6 食品安全行政一元化省庁再編に際しての獣医療・食品安全・動物福祉保護管理行政組織の一元化

〔課 題〕

- (1) 我が国の動物関係中央行政組織は、①獣医師・獣医療制度や家畜衛生・動物薬事対策の所管が農林水産省、②狂犬病等の人と動物の共通感染症対策や食肉・食鳥衛生検査等の食品衛生対策の所管が厚生労働省、③動物の福祉・愛護対策や野生動物保護管理等の生物多様性保全対策が環境省、④学術の振興、獣医学教育・研究体制の整備が文部科学省、⑤食品に対するリスク評価の所管が内閣府と1府4省の複数の省庁にまたがる。
- (2) 一方、動物関係行政を所掌する法令は多岐でその目的は異なるものの、①関係する施策はすべて獣医師専門職が担う職責としての動物の診療及び保健衛生対策、家畜伝染病防疫・公衆衛生の確保や動物の適正管理・動物福祉の増進を基盤とするところであり、また、②獣医師が以上の任務を遂行するに当たっては、動物の福祉の増進・愛護精神の高揚を含め適正獣医療提供に係る獣医師の職業倫理と一体不可分の関係にある。

〔対 応 策〕

今後、食品安全行政一元化等に向け省庁再編を行うに当たっては、行政組織の簡素化・効率化、縦割り行政の解消などの観点に立ち、国民視点に立った行財政改革と行政サービスの提供が行われるよう、家畜伝染病の防疫をはじめとする獣医事行政、食品安全確保行政及び動物の福祉・野生動物管理行政などの1府4省にまたがる動物関係行政を一元的に所管する「獣医療局（仮称）」の設置を求める。

【別記6】

《 大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策に関する要請書 》

平成23年3月29日

民主党

政策調査会会長代理

獣医師問題議員連盟会長 城 島 光 力 様

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策（要 望）

阪神淡路大震災その他の震災被害を見ても明らかな通り、緊急災害時にはライフラインの復旧など被災者の応急生活の確保とともに課題となるのが被災者の飼育していた動物（イヌ・ネコなどの家庭動物や牛・豚などの家畜）の救護の問題があります。

今回の大震災に際し岩手県、宮城県、福島県下において飼育されていた動物のうち、被災を受けた方が飼育していた動物（被災動物）はイヌ・ネコだけでも死亡・行方不明を含め4万頭程度（被災県下飼育頭数の4%程度）に及ぶと推定されるようです。

これらの被災動物については、現在、被災地の獣医師会が地元自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地からのボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生確保のための診療の提供などの救護活動を開始されたところですが、一方で、被災地においては診療施設の倒壊、流失、医薬品等の不足などにより診療の提供をはじめ動物の救護活動には難渋を極めております。

については、被災現地の動物救護活動と獣医療復旧に向けた取り組みに対し次により支援の対策を講じられるようお願いします。

記

1 動物救護活動に対する支援

動物救護については、動物愛護管理法に基づく動物の愛護管理施策の一環としてとらえ、被災地自治体主導による動物救護活動の展開を図るとともに、被災動物の救護活動の取り組みについて、現地元の動物救護対策本部（獣医師会）に対する活動資金の提供の他、次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 地元動物救護対策本部（獣医師会）に対する救護用資材（動物用医薬品・医療用具、飼料、飼育管理用具など）の供給
- (2) 被災地からの避難者が帯同する被災動物について、避難者を受け入れる都道府県など自治体営の動物愛護管理センターにおける積極的な保護預かりの実施
- (3) 被災者が居住することとなる仮設住宅をはじめ被災者の救護施設における条件付きの動物飼育の許可及び保護預かり施設の設置

2 獣医療（動物診療）復旧に対する支援

被災地における獣医療提供の確保については、獣医療法に基づく獣医療提供体制整備施策の一環としてとらえ、被災地における獣医療復旧に向けた取り組みに対し次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 被災地における応急の巡回診療提供体制確保のため、被災地獣医師会（獣医師会支部、農業共済団体診療施設など）に対する動物用医薬品・医療用具、その他診療用車両などの往診用診療器具・器材の供給
- (2) 被災した動物診療施設復旧のための被災獣医師に対する再建資金の提供

注：自由民主党組織対策本部長、自由民主党団体総局長、公明党環境部会動物愛護管理推進委員会委員長にも上記と同様内容を要請

2 指針の制定

「日本獣医師会・獣医師会活動指針」の制定

高度専門職業人としての獣医師が獣医師会の下で公益活動を推進するに当たり、その指標とする理念について獣医療をめぐる国内・国際動向等を踏まえ「日本獣医師会・獣医師会活動指針（本第68回通常総会議案書の表表紙に掲載）」を制定した（平成22年5月28日・平成22年度第1回理事会決議、平成22年6月28日・第67回通常総会採択）。

B 個別事業報告

I 公益目的事業

公益 I 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

1 部会委員会等運営事業（獣医事及び動物福祉適正管理対策関係）

(1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題については、平成 17 年度に発足した職域別の事業運営機関である「部会」において効果的対応を図ることとし、各部会の委員会ごとに定めた別記検討テーマについて地方獣医師会の部会組織とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行い、その対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会事務・事業の推進に逐次反映させるとともに、獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。

なお、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

【別記】

部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討テーマ

1 常設委員会

部 会	委 員 会	主 な 検 討 テ ー マ
学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	新公益法人制度移行に向けての学会の組織・事業運営等の在り方
産 業 動 物 臨 床 部 会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	産業動物医療提供体制の整備に向けて －①新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応、②食の安全確保における産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。）など－
小 動 物 臨 床 部 会	小 動 物 臨 床 委 員 会	小動物医療提供体制の整備に向けて －①動物医療におけるチーム医療の在り方（診療施設・獣医師間の連携及び動物看護職との関係など）、②小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方など－
畜 産 ・ 家 畜 衛 生 部 会	家 畜 衛 生 委 員 会	人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など
公 衆 衛 生 部 会	公 衆 衛 生 委 員 会	注：委員会は、家畜衛生委員会と公衆衛生委員会の合同開催
動 物 福 祉 ・ 愛 護 部 会	動 物 福 祉 ・ 愛 護 委 員 会	日本獣医師会における動物愛護・福祉対策の推進について －①今後における動物愛護・福祉施策推進の方向、②日本動物保護管理協会との合併に伴う動物愛護・福祉対策事業推進の取り組みなど－

職域総合部会	総務委員会	新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等の在り方（獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。）
--------	-------	---

2 個別委員会

担当部会	委員会	主な検討テーマ
学術部会	獣医師生涯研修事業運営委員会	日本獣医師会獣医師生涯研修事業の企画・運営など
	獣医学術功績者選考委員会	日本獣医師会獣医学術賞各賞（奨励賞、学会賞、功労賞）の選考・審査など
小動物臨床部会	動物看護職制度在り方検討委員会 就業環境整備検討小委員会 認定斉一化検討小委員会 統一カリキュラム策定検討小委員会 動物医療のチーム医療体制整備検討小委員会	動物看護職制度の確立に向けて －①動物看護職の就業環境整備の方向、②動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一の実施に向けて）③動物医療のチーム医療体制の整備（パラメディカル専門職としての公的資格制度化）など－
小動物臨床部会 ・ 動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	動物介在教育としての学校動物飼育活動の円滑な推進に向けて －①獣医師等の専門家による推進・支援対策の検討、②指導者等に対する技術研修・指導、③地域における学校動物飼育対策事業の推進状況の調査、④学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発など－
職域総合部会	野生動物対策検討委員会	保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方 －①野生動物対策における獣医師の役割等の社会提言、②OIEによる野生動物疾病調査支援など－
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の企画及び編集
	助成委託事業関係委員会 （獣医師高度技術研修検討委員会など）	公益助成委託事業の円滑な運営

ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

（ア）産業動物臨床部会

産業動物・家畜共済委員会

- a 産業動物・家畜共済委員会〔委員長：穴見盛雄（日本獣医師会理事）、副委員長：横尾 彰（日本獣医師会理事）〕は、新規の委員による第10回委員会を平成22年4月5日に、第11回委員会を平成22年11月29日に開催し、検討テーマである「産業動物医療提供体制の整備に向けて－①新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応、②食の安全確保における産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。）など－」等について検討を行った。
- b 第10回委員会では、農林水産省の担当官等から家畜共済事業運営に係る事務処理等の対応として、家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領の一部改正について説明がされた後、意見交換が行われ、改正に際しての関係者への十分な事前調整の配慮について同省あて依頼がなされた。次に死亡・廃用牛の取り扱いにおける産業動物診療獣医師の責務等について、死亡・廃用

牛の取り扱いにおける産業動物診療獣医師の責務等について意見交換が行われ、前期委員会での検討結果のとおりと畜場の起立不能牛等の受入れについては各地区において、農業共済連合会、家畜衛生・公衆衛生部局及び獣医師会等、関係者の合意のもと、具体的な基準を策定するのが最も現実的である旨が確認された。続いて農林水産省担当官から獣医療提供体制基本方針見直しの検討状況について説明が行われた後、本委員会報告の取りまとめの方向について協議され、次回委員会では、委員から協議項目ののたたき台となる原稿を提出いただいて、委員長、副委員長及び事務局とりまとめで議論を進めることとされた。

- c 第11回委員会（穴見委員長退任のため、横尾副委員長が代理）では、今期委員会報告の取りまとめとして、事前に各委員の分担執筆によりとりまとめられた「産業動物臨床・家畜共済委員会における協議項目（報告書骨子案）」について、執筆担当委員から説明が行われた後、意見交換がなされた。次回委員会では、今回の議論を踏まえ、各担当者はもう一度加筆・修正をした原稿を送付してとりまとめの上、最終的な検討を行い報告書とする方向で進めることとされた。

(イ) 小動物臨床部会

小動物委員会

小動物委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕は、第10回委員会を平成22年10月5日(火)に開催し、「小動物医療提供体制の整備に向けて－①動物医療におけるチーム医療の在り方(診療施設・獣医師間の連携及び動物看護職との関係など)、②小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方など－」をテーマに、委員会報告の取りまとめに向けた検討を行った。

a 動物看護職制度在り方検討委員会

動物看護職制度在り方検討委員会認定齊一化検討小委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会合同委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕は、第2回委員会を平成22年7月16日に、第3回委員会を平成22年10月6日に開催し、獣医療提供の質保証の在り方及び今後における認定動物看護師全国統一試験・認定の考え方等について協議・検討を行い、民間認定5団体と教育機関における意識の統一を図った。

動物看護職制度在り方検討本委員会は、第2回委員会を平成23年1月12日に、第3回委員会を平成23年2月28日に開催し、動物看護師統一認定機構の在り方、第1回統一認定試験の実施等について具体的な検討を行った。検討の結果、①平成25年2月の実施を目途として動物看護職の全国統一試験を実施すること、②全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構(仮称)」を設立すること等を内容とする声明文「チーム獣医療提供体制の整備に向けて」を平成23年1月12日付にて採択した。

声明文「チーム獣医療提供体制の整備に向けて」は、本会会長から地方獣医師会会長に通知するとともに、現在動物看護職の認定を行っている民間認定機関、動物看護職の養成施設により構成される団体にも通知し、全国統一試験、統一認定の実施に対する協力を呼びかけた。

b 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：近藤信雄(岐阜県獣医師会会長)〕は、第3回委員会を平成22年10月19日に開催し、「獣医師等の専門家による推進・支援体制の検討」「指導者に対する技術研修・指導」「獣医師会による学校における動物飼育の取り組みに対する指導・支援活動の推進状況の調査」「学校教育過程における動物飼育の適正実施の普及啓発など」をテーマに、委員会報告の取りまとめに向けた検討を行った。検討の結果、取りまとめに当たっては各委員の所属する地方会から資料の収集をすることとされ、最終的なとりまとめが行われた。

また、平成23年2月13日、岐阜市において開催された獣医学術学会年次大会において、本会、岐阜県獣医師会及び全国学校飼育動物研究会により共同開催された市民公開講座「新学習指導要領と学校飼育動物～知の創造につながる飼育体験～」において、学校動物飼育支援対策

検討委員会の検討経過、結果について報告された。

(ウ) 畜産・家畜衛生部会及び公衆衛生部会

家畜衛生委員会及び公衆衛生委員会

- a 「人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進のあり方（公務員獣医師の確保対策を含む。）」を検討テーマとして取り上げ、両部会の家畜衛生委員会〔部会長・委員長：榛葉雅和（日本獣医師会理事）〕及び公衆衛生委員会〔部会長・委員長：森田邦雄（日本獣医師会理事）〕による合同委員会において検討を行った。

平成 22 年度は、平成 23 年 1 月 18 日に合同委員会を開催した。本合同委員会では、農林水産省担当官から「口蹄疫対策検証委員会の提言に基づき、法律の見直し等の取り組みを進めている。」旨の報告と併せて、最近の国内外における口蹄疫や鳥インフルエンザの発生状況等について説明が行われた他、事務局から本会の宮崎県での口蹄疫発生に対する対応経過等の報告を行った。

- b 次に、これまでの議論を踏まえて担当委員が作成した今期委員会の検討報告書（案）の各項目ごとに意見交換が行われ、年度内を目処に担当委員が再度報告書内容等の整理を行い、最終的に各委員の了解を得たうえで本合同委員会の報告書として取りまとめることとされた。

(エ) 動物福祉・愛護部会

平成 21 年度に開催した動物福祉・愛護対策検討委員会の検討内容等を踏まえ、平成 22 年 12 月 16 日付け 22 日獣発第 258 号「動物愛護管理法の制度見直しに関する要請について」により、環境省自然環境局長宛てに要請活動を実施した（32 頁の「1 獣医療政策提言等の要請活動等」を参照）。

(オ) 職域総合部会

総務委員会

総務委員会〔委員長：大森伸男（日本獣医師会専務理事）〕は、第 10 回委員会を平成 22 年 7 月 21 日に開催し、今期の検討テーマである「新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等の在り方（獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。）」について検討を行った。

委員会では、事前に各委員から提出された「委員会検討に当たっての課題等」についての報告と説明を基に、地方獣医師会が公益認定を行うに当たって懸案とされていた、①狂犬病予防策関係事業の地方獣医師会の公益目的事業としての位置づけ、②本部と支部等組織の一体的運営の確保について主に協議・検討を行った。

委員においては、本委員会の検討結果をそれぞれの地区内の地方獣医師会に情報伝達を行うとともに、委員会の協議・検討結果を内閣府公益認定等委員会との協議内容と合わせて整理し、地方獣医師会あてに平成 22 年 8 月 10 日付け 22 日獣発第 144 号「新公益法人制度移行に向けての対応等について」として通知した（30 頁の「2 新公益法人制度移行対応等」を参照）。

- a 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕は、第 5 回委員会を平成 22 年 4 月 19 日に、第 6 回委員会を平成 22 年 7 月 7 日にそれぞれ開催し、「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方―①野生動物対策における獣医師の役割等の社会提言、②OIE による野生動物疾病調査支援など―」をテーマに委員会報告の取りまとめに向けた検討を行った。取りまとめに当たり各分野の担当委員から素案が提示され、更に検討を深化することとされた。

(2) 個別課題に対する対応

ア 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成 22 年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記 1 のとおりであるが、これら決議・要望事項に対する対応については平成 22 年度地区獣医師会連合会会長会議（平成

23年3月2日)において協議の上、別記2のとおり対応方針等を取りまとめ、平成22年度第4回理事会(平成23年3月25日)において報告し、了承された。これを受け平成23年3月10日付け事務連絡をもって対処方針を地方獣医師会に通知した。

【別記1】

《平成22年度 地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

- 1 口蹄疫など家畜伝染病に対する防疫体制の一層の充実について
- 2 動物愛護管理法の見直しに伴い、更なる動物との共生推進を求めて

【東北地区】

- 1 産業動物獣医師の確保に向けた処遇改善について
- 2 動物取扱業の規制を強化した動物愛護管理法の改正を図ろう

【関東・東京地区】

- 1 大規模災害発生時における動物救護に向けて実効性の高い相互協力支援体制の構築を図ろう
- 2 獣医師と動物への理解を深める活動を通じ、人と動物が共生できる社会を目指そう
- 3 市民が安心して依頼できるペット葬祭業制度を確立しよう。
- 4 水際作戦と初動防疫の徹底で、口蹄疫などの侵入阻止を強化しよう。
- 5 産業動物獣医師の育成・確保と社会的地位の確立を図ろう。
- 6 生物の多様性が確保される社会の実現をめざそう。

【中部地区】

- 1 勤務獣医師の処遇改善と獣医師確保及び雇い上げ手当の改正について
- 2 口蹄疫等悪性伝染病防疫対策の強化について
- 3 狂犬病予防対策の強化等について
- 4 産業動物診療の効率化について
- 5 野生動物専門獣医師の育成と配備について

【近畿地区】

- 1 大阪府立大学獣医学部設置について
- 2 口蹄疫対策について
- 3 狂犬病予防注射接種率向上のために
- 4 小動物の死体の取り扱いに関する法的規制について
- 5 畜産振興の再構築と生産現場に於ける管理獣医制度確立について

【中国地区】

- 1 産業動物、公務員獣医師等の確保対策について
- 2 狂犬病予防注射の獣医療法施行規則違反事例について

【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 狂犬病予防対策の徹底について
- 3 獣医系大学における教育内容の充実と職域偏在の解消について
- 4 地方自治体勤務獣医師等の待遇改善と雇用の確保について

【九州地区】

- 1 家畜伝染病予防法の抜本的改正及び国主導の防疫体制構築による海外悪性伝染病対策の推進について
- 2 獣医師の自覚と信頼性を高め、その職責に見合う処遇改善による社会的地位の確立について
- 3 国立大学法人獣医学科の獣医学部規模への整備・充実の早期実現について

【全国家畜衛生職員会】

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための獣医師調査研究費の拡充
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援及び獣医師人材バンク制度の整備
- 3 労働安全衛生に準拠するバイオハザードに配慮した施設・機器整備への条件緩和と助成の拡大
- 4 獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実

【別記2】

《平成22年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応について》

- 1 平成20年12月に新たな公益法人制度に係る関係三法施行されたところであるが、獣医師会の組織、事務事業の執行については、これまで以上に社会的要請に即し獣医療の提供体制の着実な進展を期し、各職域の獣医師自らが高度専門職業人としての知識と技量を備えるとともに、職業倫理感をもって、獣医師会の公益諸活動に結束して当たることが求められる。
- 2 本会は、会員各位をはじめ動物・獣医療関係諸団体・関係者の理解の下、関係省庁の指導を得て昨年4月、日本動物保護管理協会を吸収合併し、同協会の事務・事業のすべてを承継し、新たに獣医師会活動を通じての動物の福祉及び愛護の増進に係る諸事業を実施することとした。
- 3 今回、平成22年度に開催された地区獣医師大会等において提示された決議要望事項等（別記1）をいただいたが、いずれもが、今日の獣医師及び獣医療の社会的役割を維持発展させる上で、われわれ獣医師自身においても自らが考え、積極果敢に取り組むべき課題であると認識している。また、その実現に向けては、中には獣医師自身の意識改革を含め獣医師会組織をあげての結束の強化を要するものも少なくない。
- 4 今回、いただいた決議要望事項のうち、制度的課題を含め、その多くは、昨年10月開催の平成22年度全国獣医師会会長会議において説明・協議したとおり、対処方針を整理の上、農林水産省をはじめ関係省庁、大学、関係団体に要請（別紙1、別紙2）し、特に獣医師及び獣医療施策については、新たに制定される第三次獣医療体制整備基本方針に要請内容が反映されるよう提言活動を行うとともに、獣医師会の活動に反映させるべき事項については、その旨を各地方獣医師会に通知し獣医師会における対処を依頼したところである。
- 5 本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理政策に関する政策提言は、大きく6課題（①口蹄疫をはじめとする悪性動物伝染病に対する緊急防疫体制の整備、②獣医療の需要の動向に即した獣医師の確保と適正配置、③産業動物・小動物獣医療の提供体制の整備、④動物の福祉の増進と適正管理、⑤獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の改善、⑥食品の安全性確保をはじめ獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び保護管理に係る中央行政組織の一元化）を挙げているが、現在、国においては、①農林水産省において昨年8月に制定公表された第三次獣医療提供基本方針に基づき都道府県計画の策定指導が、②文部科学省において獣医学教育改善・充実に向けての調査研究協力者会議における検討が、さらに、③環境省においては、改正動物愛護管理法の見直し等の対応の検討が中央環境審議会動物愛護部会において進められているが、各地区からの要請も含め、本会の政策提言と要望が今後国の動物医療・動物福祉関連政策に反映されることを期待しているところである。
特に、第三次獣医療提供体制整備基本方針に基づき検討策定される都道府県計画については、各地域の実情に即し、かつ、各地方獣医師会の要望事項が反映されるよう各地方獣医師会から都道府県当局に対する働きかけを行われるとともに、都道府県計画策定のための検討に積極的に参加されるようお願いする。

6 要望事項の中には獣医師自らが獣医師会活動を通じて率先垂範して取り組むべき課題も少なくない。本会としても獣医師専門職の人材養成に係る課題については、地方獣医師会及び他の獣医療関係団体の協力・支援を得ての生涯研修・学術講習会事業により関連技術・知識の普及に努めるとともに、獣医学術学会事業による獣医学術学会年次大会の特別企画、市民公開シンポジウム、セミナー等の場を活用し、地方獣医師会をはじめ関係獣医療団体・機関、獣医師など専門家間の対応策等の協議・検討の推進を支援しているところである。

7 なお、獣医師及び獣医療に対する社会的評価の基盤作りのためには、まずは国民的理解を得ることが先決であることから、4年前から地方獣医師会の参加をいただき、関係省庁の指導と関連業界団体・企業の支援・協力の下で「動物感謝デー in JAPAN」を開催し、広く獣医事等の向上を目的にその普及・啓発に努めているところであるが、23年度の開催に向けて地方獣医師会各位におかれは、引き続き特段の支援と協力のほどをお願いしたい。

【別紙1】： 34頁の【別記2】に前掲

【別紙2】： 39頁の【別記3】に前掲

平成22年度地区大会決議・要望事項等に対する対応

1 日本獣医師会が主として対応する事項

(1) 獣医学教育体制の整備・充実関係

ア 大阪府立大学獣医学部の設置（近畿地区）

イ 国立大学法人獣医学科の獣医学部規模への整備・充実の早期実現（九州地区）
・獣医学部への整備・充実、大学院の設置、付属家畜病院の整備充実

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の取り組みの考え方は別紙2の1に示したとおりである。

イ 獣医学教育改善の必要性は関係者の一致した要請であり、大学をはじめ関係機関の合意形成に向けた努力が求められることから、本会において獣医学系大学関係者による懇談会を5月と11月に、文部科学省、日本学術会議、全国大学獣医学関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会、私立獣医科大学協会、日本獣医学会関係者による懇談会を1月に開催し、関係者の共通理解醸成に向けた意見交換を行った。

ウ 文部科学省においては、平成20年12月、同省高等教育局長の私的諮問機関として「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」が設置され、社会的ニーズに対応した教育内容のあり方、教育の質の保証のあり方、教育研究体制のあり方等が論議されているが、未だ結論に至っていない。本会としては、今後も、このような関係者の連携を促進する仕組みを通じての再編による獣医学部体制への整備を支援する考えである。

エ 本会としては、国立大学法人獣医学科の獣医学部への整備充実を目指し、具体的には、「大学設置基準」における獣医学部設置に係る専任教員数等の基準の「獣医学教育の改善目標」を踏まえた所要の見直しとともに、獣医学教育の改善を社会的理解の下で進めるための獣医学教育分野の第三者評価（外部評価）の推進を働きかけていきたい。

オ なお、「特区提案」による獣医学部新設については、これまでの本会の主張どおり、規制官庁の適切な対応を求めていく。

2 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(1) 口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫体制の充実・強化関係

ア 口蹄疫など家畜伝染病に対する防疫体制の一層の充実（北海道地区、関東・東京地区、中部地区、近畿地区、四国地区、九州地区、全国家畜衛生職員会）

- ・動物検疫、輸入飼料の監視等のための要員確保、検査・診断機能の充実、入国時における人への消毒等の徹底等、国境措置の強化
- ・家畜衛生関係職員の増員、バイオハザードに配慮した施設・機器整備等家畜保健衛生所の機能強化
- ・国内での発生時の蔓延防止措置のための用地の確保と、民間獣医師の家畜防疫員への任命の推進行政と獣医師及び獣医師会等の関連団体との地域ネットワークの確保と情報普及
- ・関連産業の経営再開を視野に入れた補償措置（家畜共済制度の改正・充実を含む）、検査・診断機能の充実のための財政措置の整備・充実
- ・防疫用資材、防疫活動従事者に対する財政措置の充実及び派遣元の産業動物診療体制等の確保
- ・防疫指導を行う能力を有する獣医師の養成と確保
- ・風評被害を防止するための適切な情報普及
- ・迅速な初動防疫、国による十分な補償が行える体制整備のための法令の改正
- ・宮崎県における発生事例の徹底的な原因究明

〔 考え方・対応等 〕

- ア 口蹄疫などの悪性家畜伝染病に対する防疫体制の整備・充実に向けての本会の取り組みの考え方は、別紙2の2に示したとおりである。
- イ 本件については、本年度の宮崎県における口蹄疫の発生を受けて設置された口蹄疫対策検証委員会（以下「検証委員会」）の報告書において、各地区の決議要望事項の内容のほとんどを包括する対策が「今後の改善方向」として示された。
- ウ 本会としては、特に都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体、民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備に着目し、民間獣医師家畜防疫員任命制度の創設と都道府県職員家畜防疫員との連携、役割分担の明確化及び民間獣医師家畜防疫員の出動態勢の確保が重要であるとして要請を行ったところである。
- エ また、平成22年度、本会を含む獣医療関係4団体（農場獣医師管理協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、一般社団法人日本動物看護職協会、全国大学獣医学関係代表者協議会）が構成する獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」）が農林水産省からの助成を受け実施する獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、本会が担当する卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への講習会に、宮崎県における口蹄疫対応に関する講演を盛り込み、今回の口蹄疫の発生を教訓として今後の獣医師としての活動に活かされるよう対応した。

(2) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

- ア 産業動物診療獣医師の確保対策等（東北地区、関東・東京地区、中国地区、四国地区、九州地区）
- ・獣医師奨学金制度の拡充・改善（国の補助割合の増額、給付対象の拡大）
 - ・就業支援全国ネットワーク体制の整備、獣医師バンク制度の創設
 - ・獣医学系大学における選択コース制の導入等教育カリキュラムの充実、地域優先入学枠の設定
 - ・獣医師の積極的確保対策の実施、定年延長
- イ 公務員獣医師（勤務獣医師）の処遇対策（東北地区、中部地区、中国地区、四国地区、九州地区、全国家畜衛生職員会）
- ・地方自治体勤務を条件とした奨学金制度の整備
 - ・勤務獣医師の社会的貢献度に見合う処遇の確保（獣医師給与表の制定、調整給・初任給調整手当の充実、定年延長、調査研究費の拡充）
 - ・地方自治体における獣医師の積極的確保、国からの予算支援
 - ・獣医学系大学における教育カリキュラムの充実、地域優先入学枠の 設定
 - ・保健所長への獣医師の登用
 - ・女性獣医師の職場環境の改善

- ウ 産業動物診療獣医師の処遇対策（東北地区、中部地区、中国地区、四国地区、九州地区）
- ・家畜共済制度の抜本改正による診療技術料引き上げ及び獣医師雇上手当の引き上げ
 - ・団体勤務獣医師の公務員獣医師並みの処遇の確保
 - ・女性獣医師の職場環境の改善

〔 考え方・対応等 〕

ア 獣医師の需給対策及び処遇改善対策の取り組みの本会の考え方については、別紙2の3に示したとおりである。

イ 本件については、全国農業共済協会、中央畜産会、農林水産省の関係者が参集し、産業動物獣医師事情関係者懇談会を開催し対応を協議したほか、産業動物臨床部会、家畜衛生・公衆衛生部会において対策の検討を行っている。

ウ 農林水産省においては、平成22年8月に示した獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」）において、「産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保」を項目として取り上げ、獣医学系大学における取り組み、獣医師不足職域への誘引を図るための措置の充実、労働環境の改善、採用・求職状況等についての情報提供、求職・離職中の獣医師の再就職の支援等を具体策として取り上げている。

また、検証委員会の報告書においては、産業動物獣医師、公務員獣医師の確保が円滑に行われていないことから、基本方針に基づく都道府県計画の策定に当たり、今回の口蹄疫発生の教訓を十分生かす必要があるとしている。

エ 獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

オ 各地方自治体における公務員獣医師の処遇改善の対応の経過については、本会、地方獣医師会の働きかけの結果、一部の地方自治体では、調整給の増額、初任給調整手当の増額・支給期間の延長や、新規ポストの獲得等が実現しており、今後も地方獣医師会から地方自治体への一層の要請が期待される。

(3) 獣医療の質保証と信頼の確保関係

ア 産業動物診療の効率化と管理獣医師制度の確立（中部地区、近畿地区）

- ・産業動物を対象とする動物看護職の制度化、法定伝染病発生時の殺処分等における獣医師と他職種の仕事分担体制の整備
- ・畜産物の安全性確保と畜産振興のための農場管理獣医師制度の確立

イ 獣医関係法令の遵守（中国地区）

- ・獣医療広告ガイドラインに沿った狂犬病予防業務の実施の確保

〔 考え方・対応等 〕

ア 獣医療提供の質の確保についてに向けての本会の取り組みの考え方は、別紙2の4に示したとおりであり、その中で、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門における、獣医師専門職の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成制度の必要性について提言しているところである。

イ 基本方針においては、獣医療に携わる他分野専門職との連携、管理獣医師の養成の必要性について明記されており、また、検証委員会の報告書においても、産業動物に関する獣医療体制を実効のあるものにするための獣医師以外の獣医療に従事する者の制度化の重要性が指摘されている。

ウ 農場管理獣医師制度の重要性については、産業動物臨床・家畜共済委員会における検討を踏まえて要請を行った結果、農林水産省の助成事業である獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中に農場管理獣医師に関する講習、実習等が取り入れられ、協議会のメンバーである本会、農場管

理獣医師協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師会がその実施に取り組んでいるところである。また、同事業の中の卒後間もない獣医師を対象とした講習においては、獣医師の職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキルに関する知識を身につけるための講演が行われている。

なお、日本中央競馬会の助成事業である獣医師高度技術研修事業においても、臨床獣医師を対象とした実習の中で獣医師の職業倫理に関する講習を実施してきたところです。

エ 農林水産省においては、獣医療に関する広告適正化のため獣医療広告ガイドラインを策定し、獣医療広告制限の適正な運営を期しており、本会としても、その適正な運用について重ねて要請を行っているところである。地方獣医師会においては、広告違反のみでなく他の法令も含めた違反情報の把握、行政に対する情報提供等、獣医師会と行政の連携体制の一層の確保をお願いする。

(4) 狂犬病対策の充実・強化関係

ア 狂犬病対策の充実・強化（中部地区、近畿地区、四国地区）

- ・未登録犬、予防注射未接種犬の一掃（予防注射等狂犬病予防対策への国庫補助の実施を含む）
- ・犬の鑑札及び注射済み票の装着の推進
- ・法令に定める期間に予防注射を受けなかった犬への期間外の接種の推進
- ・狂犬病予防のための野犬化対策としての飼育犬の繁殖制限の推進
- ・狂犬病発生時の獣医師への緊急予防接種体制の整備
- ・狂犬病予防に関する研修会の開催
- ・マスメディア活用（TV、ラジオ）による普及啓発

[考え方・対応等]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実に向けての対応の本会の考え方については、別紙2の5に示したとおりである。

イ 本会としては、狂犬病対策推進のために、関係省庁との連携を強化しているところであり、一般への普及啓発活動についても、獣医師会の立場から関係省庁と連携し、実効ある措置がとれるよう働きかけている。また、マイクロチップを活用した所有の明示等動物愛護管理対策と狂犬病対策を含めた動物行政がより一体的に効率的に推進される体制の整備について要請を行ったところである。

ウ 人用狂犬病ワクチンの確保については、平成19年に厚労省及びワクチンメーカーに要請を行ったところであり、以後メーカーにおいては、国内での増産、海外ワクチンの輸入について取り組みが行われている。

エ 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう、地域での取り組みのネットワーク体制を整備するとともに、狂犬病対策が獣医師会の実施する公益事業として広く国民的理解の下で推進されるよう努力していただきたい。

(5) 動物愛護管理対策、外来生物・野生動物対策の推進関係

ア 動物愛護管理法の見直し（北海道地区、東北地区、関東・東京地区、近畿地区）

- ・適正飼養による動物の安全の確保、遺棄・虐待の防止措置の強化
- ・マイクロチップによる所有の明示措置の推進
- ・動物による危害や迷惑防止措置の強化
- ・実験動物及び産業動物の適正な取り扱いの推進
- ・動物愛護の観点からの人と動物の共通感染症への取り組み
- ・幼齢動物の移動、無店舗販売、移動販売、インターネット販売の禁止
- ・動物取扱業の規制の強化、登録制から許可制への変更
- ・動物愛護管理対策としてのペット葬祭業規制制度の整備

- ・虐待の定義の明確化
- ・地方自治体における動物愛護担当職員設置の義務化とその権限の強化
- イ 大規模災害時の動物救護における地方獣医師会の相互協力支援体制の整備（関東・東京地区）
- ウ 人と動物の共生社会の構築の普及啓発（関東・東京地区）
- エ 野生動物専門獣医師の育成と配置（中部地区）
 - ・保全医学の観点からの野生動物専門獣医師の育成と継続的な雇用の確保
- オ 生物多様性の確保（関東・東京地区）

[考え方・対応等]

- ア 動物の福祉・愛護の観点に立った適正管理対策の推進に向けての本会の取り組みの考え方は、別紙3に示したとおりである。
- イ また、動物愛護管理法の見直しについては、中央環境審議会動物愛護部会において審議・検討が行われるが、本会としても平成22年12月に環境省自然環境局長宛に、別紙3による要請を行ったところである。
- ウ 人と動物の共存については、保全医学の観点も踏まえ、平成22年5月、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を日本獣医師会・獣医師会活動指針として打ち出し、これをテーマとして、同年10月に2010動物感謝デーin JAPANを実施して、国民一般に対する普及啓発活動を行ったところである。
- エ 災害時の動物救護対策については、平成19年本会が策定した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」において、近隣獣医師会との相互応援協定締結等広域対応の必要性等も含めた地域マニュアルの策定を提案している。地方獣医師会にあっては、本ガイドラインを活用し、近隣獣医師会が連携して、地域マニュアルの策定、点検等を行い、緊急時に備えていただきたい。
- オ 野生動物対策における獣医師専門職の育成と配置について前期野生動物対策検討委員会の報告を受けて、関係各所に要請活動を行ったところである。今期の野生動物対策検討委員会においては生物多様性の確保、保全医学の観点からの野生動物対策等について検討を行い、報告書を取りまとめることとしている。

イ 宮崎県下における口蹄疫発生に対する対応

平成22年4月20日、宮崎県において第1例目が確認された口蹄疫については、その後、都農町、川南町、えびの市、高鍋町、新富町、木城町、西都市、都城市、日向市、宮崎市、国富町の5市・6町の肉用牛・酪農・養豚経営農家等の292戸において、牛37,454頭、豚174,132頭、山羊・羊22頭の計211,608頭の発生（疑似患畜を含む）という結果となった。国、宮崎県をはじめ関係自治体においては、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づく発生予防・まん延防止措置を実施するとともに、宮崎県では、移動制限及び搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置（ピーク時369カ所）、ワクチン接種をした家畜を含めた殺処分（77,035頭（牛 30,854頭、豚 45,902頭））、埋却等を実施し、平成22年8月27日、宮崎県口蹄疫防疫対策本部長である、宮崎県知事から、26日をもって、対象農場すべての堆肥化処理を終え、口蹄疫ウイルスを撲滅するための措置を完了し、宮崎県における口蹄疫が終息した旨を宣言した。

本会も発生時より地元宮崎県獣医師会と連携し、農林水産省の指導の下で防疫業務等の支援、活動等を実施した。

(ア) 日本獣医師会・地方獣医師会における対応等

- a 発生及び防疫対応情報の提供と地方獣医師会をはじめ関係機関に対する防疫対応等強化の要請関係

(a) 第1例目が確認された平成22年4月20日、緊急的に地方獣医師会あて、宮崎県での口蹄

疫疑似患畜の発生報告とともに、管内飼養家畜の臨床症状のチェック、関係農家指導等の周知及び情報提供について関係会員獣医師への徹底を通知した。

以降、農林水産省等からの情報に基づき、症例の早期発見、早期通報、消毒措置の一層の徹底、関係農場への指導、行政による各種防疫対策等の実施時の連携・協力等、逐次、急告として通知し、関係会員獣医師への周知徹底を依頼した。

- (b) 平成 22 年 5 月 19 日付け 22 日獣発第 65 号をもって、地方獣医師会あて、家畜防疫指針を精査の上、都道府県及び学術専門家の助言、指導の下で、対応推進体制の強化及び都道府県当局との一層の連携推進を依頼するとともに、獣学系大学あて、家畜伝染病防疫及び獣医公衆衛生等の関係学術領域の専門の立場から関係する地方獣医師会に対する口蹄疫の備えについて指導、助言を依頼した。
- (c) 関係獣医師に対しては、これまでの獣医師会の取り組みと取りまとめた冊子「獣医師の皆様へー宮崎県下における口蹄疫発生に対する対応ー」を作成し、日本獣医師会雑誌第 63 巻第 6 号に同封し送付するとともに、ホームページに掲載し、取り組みへの理解と協力を周知徹底した。

b 現地防疫支援関係

- (a) 発生確認の当初から、宮崎県獣医師会の役職員、家畜共済診療施設勤務診療獣医師、産業動物開業診療獣医師等の会員獣医師は、率先して宮崎県当局の防疫業務支援活動に従事された。
- (b) 平成 22 年 5 月 14 日、宮崎県獣医師会あて、現地において県獣医師会会員及び他県等の関係民間獣医師による自主的な防疫支援の活動が一層円滑に推進されることを念願し、民間獣医師の活動費、情報通信費、防疫資材の購入等の防疫関係用務に係る諸経費として、200 万円を拠出し、防疫活動に対する支援を実施した。
- (c) 平成 22 年 5 月 19 日付け 22 日獣発第 62 号及び 6 月 10 日付け 22 日獣発第 62 号をもって、現地防疫活動支援獣医師要員の登録を地方獣医会へ要請した。この要請に呼応した、地方獣医師会の会員獣医師等の獣医師 92 人を派遣要員として登録（待機者リストに掲載）し、農林水産省及び現地宮崎県からの要請に基づき、防疫専門技術の経験等を考慮し、本人の意向等を聴した上で、5 月 24 日から 7 月 1 日の間、地方獣医師会及び日本獣医師会から支援要員（延べ 181 人）を派遣した。

c 口蹄疫現地産業動物診療活動復興支援関係

- (a) 平成 22 年 6 月 11 日付け 22 日獣発第 88 号をもって、現地の産業動物診療獣医師の再起を期し、産業動物診療活動の復興支援対策として、「口蹄疫現地産業動物診療活動復興支援義援金」の募金活動を地方獣医師会及び獣医学系大学あて依頼する一方、広報にも努め本活動への取り組みを積極的に推進するとともに、本会自らも募金活動を行い、8 月 6 日付けで本会が 7 月末までに取りまとめた、義援金 4,054,984 円について、宮崎県獣医師会あて拠出した。なお、その後、追加分 827,000 円を併せ、本会からの義援金総額は 4,881,984 円となり、9 月 1 日山根会長が宮崎県獣医師会を訪問し、目録を手渡した。
- (b) 地方獣医師会、獣医学系大学におかれても、本活動に精力的に取り組みられ、個々に宮崎県獣医師会へ義援金が拠出された。

d 防疫体制強化の提言（要請）活動関係

(a) 日本獣医師会の提言（要請）

本会においては、これまで、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザ等の発生や自衛防疫組織としての家畜畜産物衛生指導協会の畜産団体への吸収合併の事態を契機に、都道府県等の自治体と獣医師会、農業共済等の農業団体、開業民間獣医師、家畜飼養者などによる地域家畜防疫、衛生ネットワーク体制の整備の必要性を繰り返し提言・要請してきたところ、今回の口蹄疫の発生と防疫対応の現況を踏まえ、改めて口蹄疫などの悪性家畜伝染病の危機管理に対

する備えの必要性を提言した。

(b) 自治体議会による意見書の提出

今回の口蹄疫発生に伴う防疫対応の事態に鑑み全国の各都道府県において、口蹄疫をはじめとする狂犬病等の悪性動物伝染病に対する行政当局と獣医師会等の民間団体とによる伝染病防疫の地域ネットワーク体制整備、口蹄疫対応の検証による初動防疫体制の確保及び国からの十分な補償が行えるよう家畜伝染病予防法の抜本的な改正等、口蹄疫対策の一層の強化・充実等を内容とする意見書が衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣等あて地方自治法第 99 条の規定に基づき提出された。

e 農林水産省からの感謝状の授与等

(a) 平成 22 年 7 月 27 日付けにて、消費・安全局長から本会会長あてに口蹄疫発生に伴う防疫作業人員の派遣について礼状を受けた。

(b) 平成 22 年 9 月 7 日付けにて、農林水産大臣から本会会長あてに口蹄疫発生に伴う防疫措置の実施尽力の功績に対し感謝状が授与される。

f 農林水産省口蹄疫対策検証委員会関係等

農林水産省では、発生以降、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の牛豚等疾病小委員会に口蹄疫疫学調査チームを設置し、防疫対応等を検討し、11 月 24 日に「口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ」を公表する一方、口蹄疫に学識経験を有する第三者により、今後の口蹄疫対策をはじめ、家畜伝染病に対する危機管理のあり方に資するため、発生前後からの国、県などの対応や殺処分・埋却などの防疫対応、口蹄疫対策特別措置法に基づく措置の運用等を検証することとして、7 月に「口蹄疫対策検証委員会(座長 山根会長)」を設置した。委員会は 8 月 5 日以降 17 回にわたり開催され、宮崎県防疫担当関係者、発生地域の市町長、地元獣医師会長、畜産関係団体の代表等を中心に約 70 人から、従来の予防対策、発生後の対応状況、国及び県の役割分担、今後の家畜防疫のあり方等についてヒアリングを実施し、議論の結果として、11 月 24 日に「口蹄疫対策検証委員会報告書」を取りまとめ、公表した。

また、その間、山根会長におかれては、9 月 1 日に宮崎県の現地を訪れ、宮崎県の口蹄疫防疫関係者、宮崎県獣医師会児湯支部の開業獣医師等と意見交換、移動制限区域となった川南町の現場視察を行った。

ウ 狂犬病等の共通感染症対策

(ア) 狂犬病予防対策

a 普及・啓発対策

(a) 平成 23 年 3 月、平成 23 年度春の狂犬病予防注射期間に備えて、厚生労働省の施策推進を協力する形で厚生労働省と日本獣医師会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

(b) 平成 22 年は狂犬病予防法施行 60 周年にあたることから、2010 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” においては、著名なゲストを迎えて狂犬病対策の重要性を普及・啓発する「狂犬病予防法施行 60 周年企画世界狂犬病デー特別ステージ」企画を実施するとともに、特別展示コーナーも併設した。また小冊子の中でも特集ページを設け、共通感染症予防における獣医師の役割とともに普及啓発を行った。

(c) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、狂犬病対策に万全を期すため、9 月 28 日の世界狂犬病デーにあわせ、動物検疫所において、外国船により海外から不法に持ち込まれる犬(不法上陸犬)の対策の徹底等を図ることとし、本会に対し、動物検疫の重要性に関する国民への普及啓発等に一層協力願いたい旨の通知を受け、平成 22 年 10 月 6 日付け 22 日獣発第 194 号「水際における狂犬病対策の徹底について(協力依頼)」を、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに通知した。

(d) 平成 22 年 4 月 6 日付け 21 消安第 14631 号により農林水産省消費・安全局長から、最近の輸入実績及び国際基準の見直しを踏まえ、狂犬病非清浄国からの犬等に係わる輸入検疫規則の改正について、平成 22 年 4 月 13 日付け 22 日獣発第 12 号「犬等の輸入検疫手続きに係る関係省令等の改正について」を日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに通知し、周知を依頼した。

また、ノルウェーにおける狂犬病の発生に伴う、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長及び消費・安全局長からの犬等の輸出入検疫規則関係の通知並びに、厚生労働省健康局結核感染症課からの感染症法施行規則関係の通知を受け、平成 23 年 2 月 14 日付け事務連絡「ノルウェーのホーペン島におけるホッキョクギツネの狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて」、平成 23 年 3 月 28 日付け 22 日獣発第 373 号「犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域を定める等の件の一部を改正する件について（告示）」、平成 23 年 3 月 28 日付け事務連絡「感染症法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部改正について」により、地方獣医師会会長あてに通知し周知を依頼した。

(イ) 共通感染症対策

a 高病原性鳥インフルエンザ対策

(a) 国内発生以前の対応

農林水産省消費・安全局長から、周辺諸外国では本病発生の確認がされ、本病ウイルスの侵入の可能性が依然として高い状況であり、宮崎県下における口蹄疫の経緯等も踏まえ、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すよう、各都道府県知事に求めたことについて、会員等に周知するとともに適切な対応がされるよう指導が依頼されたとする通知を受け、平成 22 年 10 月 5 日付け 22 日獣発第 190 号「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知を依頼した。

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生に伴う、農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受け、平成 22 年 10 月 26 日付け 22 日獣発第 213 号「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、本病の侵入防止に対する協力を依頼した。

環境省自然環境局野生生物課長から、環境省において平成 20 年度にとりまとめられた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、野鳥におけるサーベイランスについての徹底を各都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知した旨の通知を受け、平成 22 年 10 月 12 日付け 22 日獣発第 195 号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の配慮を依頼した。

(b) 国内発生以後の対応

野鳥では、平成 22 年 10 月の北海道稚内市の野生のカモの糞から H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス（強毒タイプ）が分離されて以降、鳥取県、鹿児島県、福島県、兵庫県、島根県、高知県、栃木県、愛知県、京都府、山口県、徳島県、長崎県、大分県、宮崎県、青森県の計 16 道府県で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。

家きんでは、平成 22 年 11 月の島根県安来市での発生以降、鹿児島県、大分県、愛知県、和歌山県、三重県、宮崎県、奈良県、千葉県 の計 9 県 24 農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。

また、家きん以外の鳥類においても、平成 22 年 12 月の富山県高岡市の動物園でのコブハクチョウでの高病原性鳥インフルエンザの発生の確認を始めとして、兵庫県加東市の公園のコブハクチョウ、山口県宇部市の公園のコクチョウにおいても高病原性鳥インフルエンザの

発生が確認された。

国内外での各発生事例に伴い、農林水産省及び環境省等関係当局からの通知を受け、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、正しい知識の普及、防疫の徹底、飼養衛生管理の指導、野鳥の監視体制の強化等を依頼した。(73 頁の「イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照)。

b その他

チクングニア熱及び薬剤耐性アシネトバクター感染症に関する感染症予防法関係通知のほか、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、ダニ媒介脳炎、ニホンザルにおける血小板減少症等に関して厚生労働省から提供された情報等を地方獣医師会あてに通知するとともにホームページに掲載し情報普及を図った。

(3) 事業の推進に係る諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：平成 22 年 10 月 1 日(金)・14:00～、ホテルフロラシオン青山・「孔雀」

(イ) 座 長：楠 原 征 治 (新潟県獣医師会会長)

(ウ) 議 事：

[説明・協議事項]

- a 新公益法人制度移行に向けての対応の件
- b 獣医師会会員組織の基盤強化の経過と対応の件

[説明・報告事項]

- a 口蹄疫発生に対する獣医師会対応等の件
- b 2010 動物感謝デー in JAPAN 開催の件
- c 学会及び地区学会の組織・事業運営見直しの経過と対応の件(①日本獣医師会学会の位置づけと獣医学術学会事業としての運営及び②地方獣医師会の獣医学術地区学会事業としての地区学会の運営と「獣医学術地区学会」の開催(獣医師大会事業として行う「地区獣医師大会」の開催を含む。)
- d 平成 22 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催及び 23 年度以降の開催計画の件
- e その他の報告連絡事項
 - (a) 第 3 次獣医療基本方針の制定と今後の対応の件
 - (b) 獣医師及び獣医療関係施策の推進に関する要請の件
 - (c) 日本獣医師会・獣医師会活動指針制定の件
 - (d) マイクロチップ動物個体識別普及推進の手引き制定の件
 - (e) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の件
- f その他

イ 地区獣医師会連合会会長会議

(ア) 日時・場所：平成 23 年 3 月 2 日(水)・14:00～、日本獣医師会・会議室

(イ) 議 事：

[説明・協議事項]

- a 新公益法人制度移行に向けての対応の件
- b 獣医師会会員組織の基盤強化の経過と対応の件

[説明・報告事項]

- a 口蹄疫発生に対する獣医師会対応等の件
- b 2010 動物感謝デー in JAPAN 開催の件

- c 学会及び地区学会の組織・事業運営見直しの経過と対応の件(①日本獣医師会学会の位置づけと獣医学術学会事業としての運営及び②地方獣医師会の獣医学術地区学会事業としての地区学会の運営と「獣医学術地区学会」の開催(獣医師大会事業として行う「地区獣医師大会」の開催を含む。)
- d 平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催及び23年度以降の開催計画の件
- e その他の報告連絡事項
 - (a) 第3次獣医療基本方針の制定と今後の対応の件
 - (b) 獣医師及び獣医療関係施策の推進に関する要請の件
 - (c) 日本獣医師会・獣医師会活動指針制定の件
 - (d) マイクロチップ動物個体識別普及推進の手引き制定の件
 - (e) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の件
- f その他

ウ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：平成22年7月9日(金)・13:30～、ホテルフロラシオン青山・「孔雀」

(イ) 議 事：

[日本獣医師会説明事項]

- a 平成22年度事業計画
- b 「日本獣医師会・獣医師会活動指針」の制定
- c 宮崎県下における口蹄疫発生対応等
- d 獣医学術学会事業関係
 - (a) 今後における学会組織及び事業運営のあり方
 - (b) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
- e 獣医学術講習会研修会事業
 - (平成22年度は、基本的には獣医療提供体制整備推進総合対策事業として実施)
- f 日本獣医師会獣医師生涯研修事業
- g 獣医事動物福祉愛護等普及啓発事業(2010動物感謝デー in JAPAN)
- h 動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚等関係
 - (a) 動物適正管理個体識別登録等推進事業
 - (b) 日本獣医師会日本動物児童文学賞事業
 - (c) 日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業
- i 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
 - (a) 生命共済保険事業
 - (b) 獣医師賠償共済事業

[地方獣医師会・日本獣医師会照会事項]

- a 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令について(徳島県獣医師会)
- b 各地方獣医師会の学術誌・会報等の発刊について(山口県獣医師会)
- c 公益法人制度改革への対応状況について(日本獣医師会)
- d 動物適正管理個体識別登録推進事業に係る地方会アンケート(日本獣医師会)
- e 学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート(日本獣医師会)

[公益認定申請実務研修]

- a 研修テーマ 地方獣医師会が公益認定申請を行うに当たり留意すべき事項
- b 講 師
 - (a) 公益社団法人新潟県獣医師会 専務理事 水 下 健 次
 - (b) 公益社団法人大阪市獣医師会 副 会 長 細 井 戸 大 成

2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

(1) 獣医師職業倫理の向上対策

- ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとし、既に定めている「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等を獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえた「獣医師会活動指針」を定め、これらの普及・啓発に努めた。また、獣医師道委員会の議をへて集大成した獣医師倫理関係規程集の獣医学系大学等における獣医師倫理教育課程における活用を推進した。
- イ 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。
- ウ 獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、本会が協議会会員として分担実施した新規獣医師臨床研修促進事業において、新規獣医師を対象として、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する研修会を実施するとともに、現場におけるスキル向上のため、新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための実習を開催した。**(81 頁の「(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を参照)。**
- エ 5名の獣医師による、覚せい剤取締法違反、強要未遂、威力業務妨害、静岡県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反、及び薬事法（医薬品の販売業の許可）違反行為に対して、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成22年4月13日付け22日獣発第11号により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対し、関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請した。
- 続いて、1名の獣医師による、窃盗、詐欺行為に対して、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成22年8月10日付け22日獣発第149号により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対し、関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請した。
- さらに、2名の獣医師による、毒物及び劇物取締法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反に対して、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成22年12月15日付け22日獣発第253号により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対し、関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請した。

(2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A様式・B様式）、動物用医薬品指示書及び出荷制限期間指示書、獣医師法第22条届出書様式）を作成し提供した。

3 動物福祉適正管理施策支援事業

(1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法が動物所有者の責務として定める「所有明示措置」の実施を支援し、「動物愛護管理基本方針」の趣旨を踏まえ動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理とともに、飼育動物の逃走・盗難、災害被災時の飼育者復帰の容易化を図ることを目的に（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置の普及と動物個体情報の登録・照会対応による）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。平成 22 年度における動物個体識別登録システムへの登録数は 122,730 件(前年度 110,309 件)であり、累計登録数は 450,414 件となった。

なお、本事業の実施に当たっては、本会と動物愛護公益団体とにより構成する動物 ID 普及推進会議（A I P O）と連携し円滑な推進に努め、動物愛護管理法が求める「所有明示措置」の普及・啓発を図った。

(2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第 22 回としての作品募集を行った結果 99 作品の応募があり、一次審査を経て平成 22 年 8 月 2 日開催の二次審査委員会(委員長：日本獣医師会理事・近藤信雄動物福祉・愛護部会長)において、日本動物児童文学大賞 1 点及び同賞優秀賞 2 点並びに同賞奨励賞 5 点を決定し、平成 22 年 9 月 12 日開催の平成 22 年度動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行うとともに、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表するとともに、「第 22 回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会及び地方獣医師会を通じ小学校、児童図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学賞大賞】

「タヌキの来る家」 中 島 晶 子 (鹿児島県)

【日本動物児童文学賞優秀賞】

「じっとみつめるんだ、太平！」 春 野 洋治郎 (鹿児島県)

「犬と歩く。」 村 上 義 人 (北海道)

【日本動物児童文学賞奨励賞】

「愛ちゃんの遺言」 岩 川 和 子 (青森県)

「タケシと篤志 ～友情に仕切り目なんかないんだ！～」 八 田 千 代 (京都府)

「都会のケリ」 田 中 清 志 (大阪府)

「おいでハピネス」 倉 本 采 (東京都)

「走れ、ぼくのデン」 小 玉 美 一 (北海道)

4 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

(1) 普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

平成 22 年度に開催した 2010 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” は次のとおり

《 2010 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況 》

1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成 19 年 10 月に開始した市民参加イベント「動物感謝デー」について、4 回目となる本年度は、昨年に引き続き駒沢オリンピック記念公園（東京都）を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業の協賛、関係団体・獣医学系大学の協力の下、「2010 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

3 開催主体等

(1) 主 催：社団法人 日本獣医師会

(2) 後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、外務省、観光庁、内閣府食品安全委員会、東京都、世田谷区、目黒区、目黒区教育委員会、公益社団法人日本動物病院福祉協会、社団法人日本獣医学会、一般社団法人日本動物看護職協会、World Veterinary Association、ヒトと動物の関係学会、動物 ID 普及推進会議(AIPO)

(3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、メリアル・ジャパン株式会社、ロイヤルカナン・ジャパン合同会社、ダイソン株式会社、日本ヒルズ・コルゲート株式会社、AHB インターナショナル株式会社、日清ペットフード株式会社、ファイザー株式会社、株式会社ペットオフィス

(4) 協 賛：アニコム損害保険株式会社、アリアンツ火災海上保険株式会社、株式会社芸文社、学校法人シモゾノ学園国際動物専門学校、株式会社誠文堂新光社、DSファーマアニマルヘルス株式会社、デビフペット株式会社、バイエル薬品株式会社、プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社、平和会ペットメモリアル、ペッツベスト少額短期保険株式会社、株式会社緑書房、株式会社MORE、学校法人ヤマザキ学園大学、パルシステム生活協同組合連合会、株式会社共立商会、森久保薬品株式会社、株式会社安田システムサービス・株式会社損害保険ジャパン、株式会社インターペット、日生研株式会社、小田島商事株式会社

(5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、日本中央競馬会、社団法人ジャパンケネルクラブ、社団法人全国農業共済協会、和牛知的財産権取得・活用推進協議会、社団法人中央畜産会、社団法人東京都家庭動物愛護協会、社団法人日本装蹄師会、一般社団法人全国ペット協会、特定非営利活動法人 knots、一般社団法人ペットフード協会、特定非営利活動法人聴導犬普及協会、特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会、特定非営利活動法人どうぶつたちの病院、農場どないすんねん研究会（NDK）、狂犬病臨床研究会、緊急災害時動物救援本部、小動物臨床栄養学研究会、動物のいたみ研究会、全国学校飼育動物研究会、農場管理獣医師協会、諏訪流放鷹術保存会、東京都立園芸高等学校、日本獣医学生協会、株式会社ジャルパック、獣医学系大学（北海道大学／岩手大学／東京大学／東京農工大学／岐阜大学／鳥取大学／山口大学／宮崎大学／鹿児島大学／大阪府立大学／酪農学園大学／北里大学／日本獣医生命科学大学／日本大学／麻布大学）

4 開催日時及び場所

平成 22 年 10 月 2 日(土) 10～17 時 東京都立駒沢オリンピック公園中央広場(東京都世田谷区、目黒区)

5 参加人員

イベント運営委託会社発表 約 2 万 1 千人

6 開催内容

ステージ企画として、様々な職域の獣医師をゲストに迎え、寸劇により獣医師の仕事と役割を紹介する「獣医師の仕事—動物と人の健康はひとつ。そして、それは地球の願い。—」、飼い犬のしつけ方を訓練士が実演する「動物しつけ教室」、犬の手入れの実演「愛犬のスキンケアとブラッシング」、有名人ゲストを迎えて狂犬病対策の重要性を普及・啓発する「狂犬病予防法施行 60 周年企画世界狂犬病デー特別ステージ(同企画は展示コーナーも併設)」やニッポン放送ラジオ番組の公開収録等が行われたほか、展示コーナーでは「1 日獣医師体験コーナー」をはじめ、「動物ふれあいコーナー」における動物とのふれあい、「ミニホース馬車試乗体験」や「乗馬体験」、「トリックホースショー」、「蹄鉄輪投げゲーム」を通じた馬とのふれあい、「働く動物たち」のコーナーにおける警察犬、災害救助犬及び聴導犬のデモンストレーション、来場者が会場を回って楽しめるクイズラリー、さらに食品の安全性への獣医師のかかわりをアピールするための食肉等畜産物の試食コーナー、等多彩なプログラムを実施した。地方獣医師会からは 8 地方獣医師会及び 2 地区獣医師会連合会が展示コーナーを設けて特産品の頒布やそれぞれの活動の紹介を行った。

また、全国の獣医学系大学が展示コーナーを設けて児童、生徒、学生や保護者にそれぞれの特色をアピールした。特に宮崎県獣医師会と宮崎大学は本年度発生した口蹄疫に対する対応等を合同出展した。協賛・協力、企業・団体はそれぞれの展示コーナーにおいて普及活動を行った。

イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年 9 月 20 日から 9 月 26 日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第 4 条に定められている。

本年度も東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」に、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会にメンバーとして参画した。

《平成 22 年度動物愛護週間中央行事の開催状況》

1 開催テーマ

〔スローガン〕 「いのち輝け人と動物の愛の輪」
〔キーワード〕 “ふやさないのも愛”

2 開催場所

- (1) 屋内行事：9 月 12 日(日)東京・国立博物館 平成館講堂 午後 1 時～午後 4 時 30 分
動物愛護セレモニー、動物愛護 4 団体実施の表彰式、愛犬しつけ方教室、聴導犬実演、動物をテーマとした紙芝居ほか(参加者：12,000 名…上野警察署及び主催者集計)
- (2) 屋外行事：9 月 18 日(土)東京・上野恩賜公園内 噴水池前広場 午前 11 時～午後 4 時
実行委員会各構成団体による表彰式ほか(参加者：335 名)

3 講演内容

〔基調講演〕

「ふやさないのも愛～繁殖制限を考える～」 小 方 宗 次（ヤマザキ学園大学准教授）

〔講演〕

「猫の生態にもとづく飼い方のすすめ」 加 隈 良 枝（帝京大学講師）

「地域猫対策について」 高 木 優 治（新宿区保健所）

「ウサギの繁殖生理と愛護」 林 典 子（ハロー動物病院院長）

(2) 助言相談対応事業

電話、Eメール等で寄せられる獣医事、動物福祉愛護に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会又は大学、他団体等の紹介及び農林水産省・環境省等の担当部局等への通報・指導照会を行った。

(3) 情報提供対応事業等

ア インターネットを活用した情報提供

平成22年4月の日本動物保護管理協会との合併対応として、動物愛護・福祉関連事業等の動管協からの継承事業に係るホームページの整備、一般サイトと専用サイトの統合による情報の一元的提供と利便性の向上を図った。

トップページの「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。平成22年4月に発生が確認された口蹄疫に関する情報の提供のため、特設ページを開設し、最新情報の提供・普及を行った。また、平成22年10月に開催した「2010 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」（70 頁の「ア 動物感謝デー in JAPAN の開催」を参照。）関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開した。

さらに、平成16年5月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、平成22年度末までに第82号を発刊した。メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトに紹介しており、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信している。また、会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを継続した結果、メルマ日獣の配信登録数は前年度比26.9%の伸びがみられた。

イ 獣医事等に係る関係情報の提供

平成22年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《平成22年度 獣医事関係通知の発出状況》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
獣医師に対する行政処分の公表について (獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について)	平成22年4月13日付け 22日獣発第11号 (平成22年4月7日付け 21省安第12210号)
犬等の輸入検疫手続きに係る関係省令等の改正について (犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について)	平成22年4月13日付け 22日獣発第12号 (平成22年4月6日付け 21消安第14631号)
宮崎県下における口蹄疫疑似患畜の確認事例の発生	平成22年4月20日付け 事務連絡
口蹄疫疑似患畜の確認と防疫対策等の徹底 (宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等について)	平成22年4月21日付け 22日獣発第22号 (平成22年4月20日付け 22消安第563号)

都道府県による畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について (平成22年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について)	平成22年4月30日付け 22日獣発第25号 (平成22年4月12日付け 22消安第162号)
宮崎県下の口蹄疫症例情報について(臨床写真情報等) (宮崎県の口蹄疫疑似患畜の画像等について)	平成22年4月30日付け 22日獣発第35号 (平成22年4月29日付け 電子メールによる情報提供)
口蹄疫疑似患畜の臨床症状等の現地情報 (宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の1例目の臨床症状及び経過観察について(情報提供))	平成22年4月22日付け 22日獣発第27号 (平成22年4月22日付け 事務連絡(宮崎県獣医師会 支部長あて))
狂犬病ワクチン安全情報等について	平成22年4月26日付け 22日獣発第29号
狂犬病ワクチン安全情報等について(第2報)	平成22年4月30日付け 22日獣発第37号
口蹄疫防疫対策の再徹底等 (宮崎県における口蹄疫疑似患畜に係る防疫対策の再徹底について)	平成22年5月6日付け 22日獣発第38号 (平成22年4月28日付け 22消安第1107号)
有効成分dhクロプロステノールの使用禁止期間の変更 (動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成22年5月17日付け 事務連絡 (平成22年5月11日付け 事務連絡)
犬・猫のカブノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関する衛生情報 (カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関するQ&Aについて)	平成22年5月24日付け 事務連絡 (平成22年5月11日付け 事務連絡)
指定動物(サル)の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設の追加等について (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄1号及び2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件について)	平成22年6月1日付け 22日獣発第71号 (平成22年5月20日付け 22消安第737号)
口蹄疫対策特別措置法の施行について (口蹄疫対策特別措置法の施行について)	平成22年6月11日付け 22日獣発第91号 (平成22年6月4日付け 22消安第1989号)
ダニ媒介脳炎に関する厚生労働省からのQ&A (ダニ媒介脳炎に関するQ&Aについて)	平成22年6月21日付け 事務連絡 (平成22年6月14日付け 事務連絡)
農林水産省における「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」の作成 (口蹄疫防疫措置実施マニュアルの作成について)	平成22年7月2日付け 22日獣発第110号 (平成22年6月24日付け 22消安第2898号)
獣医学教育課程における「参加型臨床実習」の取り組みとその実施に当たっての獣医師法 第17条の適用関係 (獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について)	平成22年7月14日付け 22日獣発第113号 (平成22年6月30日付け 22消安第1514号)
シードロット製剤として承認された検定対象外の動物用ワクチンについて(その4) (シードロット製剤として承認された検定対象外の動物用ワクチンについて(その4))	平成22年7月26日付け 22日獣発第126号 (平成22年7月12日付け 22動薬第1233号)
狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字 等の一部改正について (狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、 数字等の一部改正について)	平成22年7月26日付け 22日獣発第130号 (平成22年7月15日付け 健感発第0715第1号)
獣医師に対する行政処分の公表について (獣医師法第8条第2項に該当する獣医師処分について)	平成22年8月10日付け 22日獣発第149号 (平成22年7月30日付け 21消安第12210号)
平成22年度特定技術型研修(受精卵移植技術)の実施について (平成22年度特定技術型研修(受精卵移植技術)の実施について(希望者の募集))	平成22年8月3日付け 22日獣発第134号 平成22年7月15日付け 22年発中畜第1170号
第3次獣医療基本方針の制定と今後の対応等について (獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の公表について)	平成22年9月13日付け 22日獣発第170号 (平成22年9月1日付け 21消安第4483号)

有効成分マルボフロキサシン注射剤の承認 (動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 22 年 9 月 7 日付け 事務連絡 (平成 22 年 9 月 1 日付け 事務連絡)
チュニジア共和国向けに輸出される犬の制限について (チュニジア共和国向けに輸出される犬の制限について)	平成 22 年 9 月 15 日付け 事務連絡 (平成 22 年 9 月 10 日付け 事務連絡)
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について)	平成 22 年 10 月 5 日付け 22 日獣発第 190 号 (平成 22 年 9 月 28 日付け 22 消安第 5610 号)
水際における狂犬病対策の徹底について (協力依頼) (水際における狂犬病対策の徹底について (協力依頼))	平成 22 年 10 月 6 日付け 22 日獣発第 194 号 (22 年 9 月 28 日付け 22 消安第 5592 号)
動物園動物の係留場所の指定要領及び犬等の輸入検疫要領の一部改正について (動物園動物の係留場所の指定要領及び犬等の輸入検疫要領の一部改正について)	平成 22 年 10 月 22 日付け 22 日獣発第 209 号 (平成 22 年 10 月 1 日付け 22 動検第 593 号)
韓国における高病原性鳥インフルエンザ (弱毒タイプ) の発生 (韓国における高病原性鳥インフルエンザ (弱毒タイプ) の発生について)	平成 22 年 10 月 26 日付け 22 日獣発第 213 号 (平成 22 年 10 月 18 日付け 22 消安第 6155 号)
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について (野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について)	平成 22 年 10 月 12 日付け 22 日獣発第 195 号 (平成 22 年 9 月 28 日付け 22 環自野第 10098202 号)
野生のカモの糞から高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型 (強毒タイプ) が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について)	平成 22 年 11 月 2 日付け 22 日獣発第 217 号 平成 22 年 10 月 26 日付け (22 消安第 6341 号)
動物用医薬品イミドカルブ及びセフキノムの食品中残留基準設定について (食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	平成 22 年 11 月 2 日付け 事務連絡 平成 22 年 10 月 29 日付け 事務連絡
トリロスタンを有効成分とする経口剤の指定医薬品及び要指示医薬品への追加について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 22 年 11 月 12 日付け 事務連絡 平成 22 年 11 月 2 日付け 事務連絡
韓国における高病原性鳥インフルエンザ (新たな弱毒タイプ) の発生 (韓国における高病原性鳥インフルエンザ (弱毒タイプ) の発生について)	平成 22 年 11 月 18 日付け 22 日獣発第 227 号 (平成 22 年 11 月 5 日付け 22 動検第 6602 号)
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 22 年 11 月 30 日付け 22 日獣発第 239 号 (22 年 11 月 30 日付け 22 消安第 7170 号、 22 総合第 1235 号、 22 生畜第 1682 号)
愛がん動物用飼料の表示の基準の経過措置期間終了に伴う立ち入り検査の実施等について (愛がん動物用飼料の表示の基準の経過措置期間終了に伴う立ち入り検査の実施等について)	平成 22 年 11 月 26 日付け 22 日獣発第 229 号 (平成 22 年 11 月 15 日付け 22 消安第 6734 号、 環自総発第 101112004 号)
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について (野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について)	平成 22 年 11 月 2 日付け 22 日獣発第 218 号 (平成 22 年 10 月 26 日付け 環自野発第 101026001 号)
ニホンザルにおける血小板減少症の情報提供 (ニホンザルにおける血小板減少症の報告について (情報提供))	平成 22 年 11 月 18 日付け 事務連絡 平成 22 年 11 月 11 日付け 事務連絡

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視の徹底について (野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視の徹底について)	平成 22 年 12 月 7 日付け 22 日獣発第 243 号 (平成 22 年 11 月 30 日付け 事務連絡)
韓国における口蹄疫の発生について (韓国における口蹄疫の発生について)	平成 22 年 12 月 7 日付け 22 日獣発第 244 号 (平成 22 年 11 月 29 日付け 22 消安第 7123 号)
島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化 (島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化 について)	平成 22 年 12 月 7 日付け 22 日獣発第 245 号 (平成 22 年 11 月 30 日付け 22 消安第 7131 号)
獣医師に対する行政処分の公表等 (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 22 年 12 月 15 日付け 22 日獣発第 253 号 (平成 22 年 12 月 10 日付け 22 消安第 2889 号)
韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認及び家きん飼養農場への飼 養衛生管理基準の指導 (韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認及び家きん飼養農場への 飼養衛生管理基準の指導について)	平成 22 年 12 月 20 日付け 22 日獣発第 263 号 (平成 22 年 12 月 5 日付け 22 消安第 7279 号)
高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応 (動物園や野鳥を展示している施設への指導について) (韓国における高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生について) (富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウ(野鳥)から高病 原性鳥インフルエンザ H5 亜型(強毒タイプ)が分離された事例に伴う国内防疫の再徹 底について)	平成 22 年 12 月 24 日付け 22 日獣発第 272 号 (平成 22 年 12 月 17 日付け 22 消安第 7573 号) (平成 22 年 12 月 17 日付け 22 消安第 7575 号) (平成 22 年 12 月 20 日付け 22 消安第 7587 号)
有効成分エンロフロキサシンの使用禁止期間の変更 (動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 23 年 1 月 6 日付け 事務連絡 (平成 22 年 12 月 24 日付け 事務連絡)
口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応 (年末・年始における口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底及び各都道 府県島根県における連絡・防疫対応等の体制の再確認について) (韓国及び台湾における口蹄疫の続発について)	平成 23 年 1 月 7 日付け 22 日獣発第 291 号 (平成 22 年 12 月 24 日付け 22 消安第 7709 号) (平成 22 年 12 月 27 日付け 22 消安第 7732 号)
高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応 (福島県郡山市におけるキンクロハジロから高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型(強毒タイプ)が分離された事例及び韓国における高病原性鳥インフルエンザの 続発に伴う国内防疫の再徹底) (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について) (宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化 について)	平成 23 年 1 月 31 日付け 22 日獣発第 317 号 (平成 23 年 1 月 19 日付け 22 消安第 8186 号) (平成 22 年 1 月 22 日付け 22 消安第 8271 号、 22 総合第 1460 号、 22 生畜第 7766 号) (平成 22 年 1 月 22 日付け 22 消安第 8272 号)
高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)の検出に伴う野鳥の監視強化及び 野鳥との接し方の普及の徹底 (高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国で検出されていることに伴 う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について)	平成 23 年 1 月 6 日付け 22 日獣発第 286 号 (平成 22 年 12 月 19 日付け 環自野発第 101219001 号)
高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)の検出に伴う野鳥の監視強化及び 野鳥との接し方の普及の徹底に関する留意事項 (「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国で検出されていることに伴 う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」の実施に当たっての留 意事項について)	平成 23 年 1 月 25 日付け 22 日獣発第 301 号 (平成 23 年 1 月 18 日付け 環自野発第 110118002 号)

<p>チクングニア熱の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令における感染症への追加等 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令、検疫法施行令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について(情報提供))</p>	<p>平成23年1月27日付け 事務連絡 (平成23年1月14日付け 事務連絡)</p>
<p>韓国の口蹄疫及び宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応 (韓国における口蹄疫の発生拡大に伴う防疫対策の強化について) (宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた飼養衛生管理の指導・徹底について)</p>	<p>平成23年2月3日付け 22日獣発第323号 (平成23年1月24日付け 22消安第8291号、 22消安第8292号)</p>
<p>鹿児島県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認等に伴う農林水産省の対応 (鹿児島県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について) (宮崎県、鹿児島県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの患畜等の確認に伴う飼養衛生管理の指導・徹底について) (鶏卵・鶏肉の需給状況について)</p>	<p>平成23年2月7日付け 22日獣発第326号 (平成23年1月27日付け 22消安第8409号) (平成23年1月28日付け 22消安第8477号) (平成23年1月27日付け 22総合第1503号、 22生畜第2052号)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応 (鶏卵・鶏肉等の需給状況について) (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)</p>	<p>平成23年2月14日付け 22日獣発第330号 (平成23年2月2日付け 22総合第1538号、 22生畜第2064号) (平成23年2月4日付け 22消安第8647号、 22総合第1539号、 22生畜第2074号)</p>
<p>ノルウェーのホーベン島におけるホッキョクギツネの狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検査の取扱いについて (ノルウェーにおける狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検査の取扱いについて)</p>	<p>平成23年2月14日付け 事務連絡 (平成23年2月8日付け 事務連絡)</p>
<p>口蹄疫の清浄ステータス回復及び韓国釜山広域市での発生に伴う畜産関係者等への指導の再徹底 (口蹄疫清浄ステータスの回復について) (韓国釜山広域市における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について)</p>	<p>平成23年2月16日付け 22日獣発第332号 (平成23年2月5日付け 22消安第8662号) (平成23年2月7日付け 22消安第8678号)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う飼養衛生管理の指導・徹底及び口蹄疫に対する防疫体制の強化 (高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う飼養衛生管理の指導・徹底及び口蹄疫に対する防疫体制の強化について)</p>	<p>平成23年2月23日付け 22日獣発第339号 (平成23年2月14日付け 22消安第8947号)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応 (高病原性鳥インフルエンザの続発に対する飼養衛生管理の指導・徹底について) (家きん飼養農場における飼養衛生管理の遵守状況を点検する際の確認事項について)</p>	<p>平成23年2月28日付け 22日獣発第341号 (平成23年2月16日付け 22消安第8973号) (平成23年2月18日付け 22消安第9031号)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)の発生を踏まえた環境省の対応 (宮崎県児湯新富町における高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)の発生を踏まえた対応について) (兵庫県伊丹市における高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)の発生を踏まえた対応について) (愛知県豊橋市及び高知県仁淀川町における高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)の発生を踏まえた対応について)</p>	<p>平成23年2月2日付け 22日獣発第320号 (平成23年1月26日付け 事務連絡) (平成23年1月28日付け 事務連絡) (平成23年1月31日付け 事務連絡)</p>
<p>農林水産省における平成23年農業技術の基本方針の策定 (平成23年農業技術の基本指針について)</p>	<p>平成23年3月7日付け 23日獣発第348号 (平成23年2月25日付け 22政第163号)</p>

有効成分アセトアミノフェン飼料添加剤等の承認 (動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 23 年 3 月 18 日付け 事務連絡 (平成 23 年 3 月 11 日付け 事務連絡)
動物用医薬品等副作用報告システムのシステム更新について (動物用医薬品等副作用報告システムのシステム更新について)	平成 23 年 3 月 23 日付け 事務連絡 (平成 23 年 3 月 11 日付け 事務連絡)
犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域を定める等の件の一部を改正する件について (告示) (犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件について(告示))	平成 23 年 3 月 28 日付け 22 日獣発第 373 号 (平成 23 年 3 月 8 日付け 22 日消安第 9540 号)
感染症法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部改正について (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部改正について)	平成 23 年 3 月 28 日付け 事務連絡 (平成 23 年 3 月 15 日付け 事務連絡)

注：() 内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

ウ 研修用教材等の作成・提供

適正な動物医療の提供等の獣医療の質の確保を図るとともに、獣医療技術・知識の向上等を通じて獣医師専門職の人材養成に資するため、生涯研修用教材等（獣医師生涯研修用教材としての CD-ROM [眼科シリーズ（水晶体の検査、前眼部の検査）、公衆衛生編（人と動物の共通感染症）・産業動物編（牛の発情・排卵同期化と定時人工授精）2 編合作] 等）の提供を行った。

また、地方自治体や動物病院等で動物愛護管理の普及教育に用いる教材として、動物適正飼育教材「犬のしつけテキスト」、「猫のテキスト」、「今から考えよう高齢犬のケア」を作成し提供した。

5 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(1) 連携推進会議等の開催

ア 関係省庁、大学等教育機関、会員、関係団体・企業等との連携・調整

(ア) 獣医学教育改善の推進に向けて、関係省、獣医学系大学をはじめ関係機関の連携・合意形成に向けた獣医学系大学関係者による懇談会を 5 月 10 日と 11 月 10 に、文部科学省、日本学会会議、全国大学獣医学関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会、私立獣医科大学協会、日本獣医学会関係者による懇談会を 1 月 21 日に開催し、関係者の共通理解を醸成するための意見交換を行った。

(イ) 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った（11 頁の「(17) 地方獣医師会関係」を参照。）。

(ウ) その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った（12 頁の「(18) 関連会議・行事」を参照。）。

(2) 獣医事・獣医学術国際交流

ア 世界獣医学協会（WVA）等の国際団体

(ア) 平成 22 年 10 月 2 日、「2010 動物感謝デー in Japan」を、獣医師職域の広報のためのイベントとして WVA が提唱するワールドベテリナリーデー「World Veterinary Day」を兼ねて開催した。なお、開催に当たっては、WVA の承諾を得て後援名義を使用した（70 頁の「ア 動物感謝デー in JAPAN の開催」を参照）。

(イ) 本年が世界初の獣医学系大学設置（リヨン）250 周年にあたることから、これを記念する国際行事である「世界獣医年」の一環として全国大学獣医学系代表者協議会が開催するシンポジウム（平成 23 年 3 月、帯広市、大阪市にて開催）を本会が後援した。

(ウ) 平成 23 年 2 月 15 日にアジア獣医師会連合 (FAVA) 代表者会議、続いて 2 月 16-18 日に第 16 回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会がフィリピン・セブ島において開催され、日本獣医師会会長が出席した。代表者会議には、FAVA メンバー国の代表者 (18 カ国中 12 カ国が出席) に加えて、世界獣医学協会会長ジョルナ氏 (オランダ) も臨席された。会議において、日本獣医師会からは、日本の獣医学教育の状況及び動物感謝デー in Japan “World Veterinary Day” の開催状況について報告した。

次回の FAVA 大会は 2013 年 1 月 5-8 日、台北 (台湾) で開催の予定であり、また、次回の代表者会議 (2012 年) については、日本開催が要望されている。

イ 訪問受け入れ

平成 22 年度においては、海外から以下の者の訪問を受け入れ、意見交換を行った。

日本における獣医師会活動調査・韓国国立獣医科学検疫院獣医師来会	平成22年 4 月13日
北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員来会	平成22年11月19日
モンゴル獣医師会会長と日本獣医師会会長との懇談	平成22年12月 2 日

ウ 学術振興資金獣医学術振興対策

獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医療の提供等を通じての獣医事の向上等に資するため、平成 22 年度における中村寛獣医学術振興資金は、中村寛獣医学術振興資金運営規程に基づき、次の 3 件の対象事業を後援の上、協賛した。

	対 象 事 業	事業の後援先	実施期間(期日)
1	ヤマネコ保護活動支援	九獣連ヤマネコ保護協議会	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
2	第 3 回アジア伝統獣医学会	日本伝統獣医学会	平成 22 年 7 月 31 日～ 平成 22 年 8 月 1 日
3	京都府民公開フォーラム； 人と動物の共通感染症の正しい知識	社団法人京都府獣医師会	平成 22 年 9 月 23 日

エ その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

(ア) 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

a 後援名義

- ・セミナー「シェルターメディシン・より良い譲渡に向けて」(社)日本動物福祉協会)
- ・第3回アジア伝統獣医学会(日本伝統獣医学会)
- ・第16回日本野生動物医学会福岡大会(日本野生動物医学会)
- ・第69回全日本医歯薬獣医大学対抗陸上競技選手権大会(全日本医歯薬獣医大学陸上競技連盟)
- ・WJVF(WEST JAPAN VETERINARY FORUM)第 1 回大会(公益社団法人日本動物病院福祉協会)
- ・第 2 回「IADP「国際アシスタンス・ドッグ・パートナーズ」会議 in 兵庫」
(第 2 回「IADP「国際アシスタンス・ドッグ・パートナーズ」会議 in 兵庫」実行委員会)
- ・第 12 回日本臨床獣医学フォーラム年次大会 2010(一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム)
- ・第五回ヤマザキ動物愛護シンポジウム(学校法人ヤマザキ学園)
- ・第 31 回動物臨床医学会年次大会(動物臨床医学会)

- ・動物愛護フェスティバル 2010 インおおまち(動物愛護フェスティバル 2010 インおおまち実行委員会)
 - ・第10回 回りぶ・らぶ・あにまるずフェスティバル 2010「Y2Day&Enjoy Sports with Dogs」
(特定非営利活動法人 Knots)
 - ・第20回全日本獣医師テニス大会(第20回全日本獣医師テニス大会)
 - ・第6回特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会公開シンポジウム
(特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会)
 - ・第5回JAPDTカンファレンス(特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会)
 - ・獣医臨床遺伝研究会第19年会(獣医臨床遺伝研究会)
 - ・日本獣医内科学アカデミー/日本獣医臨床病理学会/日本獣医皮膚科学会 2011 年大会
(日本獣医内科学アカデミー)
 - ・全国装蹄競技大会(社)日本装蹄師会)
 - ・第3回世界狂犬病デー(WRD)シンポジウム(狂犬病臨床研究会)
 - ・第2回 回りぶ・らぶ・あにまるず神戸アニマルケア国際会議 2012「その医療と健康管理」
(特定非営利活動法人 Knots)
 - ・ジャパンドッグフェスティバル 2010(社)ジャパンケネルクラブ)
 - ・ポニーと子ども全国フォーラム パートⅡ (財)ハーモニイセンター)
 - ・2011 ジャパンペットフェア (一般社団法人日本ペット用品工業会、ジャパンペットフェア実行委員会)
 - ・犬猫から人に感染する病気対策シンポ(社)東京都家庭動物愛護協会)
 - ・セミナー「シェルターメディスン・より良い譲渡に向けて・第2弾」(社)日本動物福祉協会)
 - ・2011 京都市民公開フォーラム(社)京都市獣医師会)
 - ・Dog's SHIPPO Festa(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
 - ・第3回日本動物大賞(財)日本動物愛護協会)
 - ・Dogs Walk For Keep Clean 第12回全国一斉！クリーン作戦およびクリーン作戦関連事業
「わんわん大パレード」(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
 - ・社団法人愛知県獣医師会平成23年度市民講座(社)愛知県獣医師会)
 - ・世界獣医年(WVY)イベント日本(全国獣医学関係大学代表者協議会)
 - ・第7回特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会公開シンポジウム「～動物愛護の社会化に
向けて～動物専門教育のあり方について考える」
(特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会)
 - ・第13回全日本ホルスタイン共進会(社)日本ホルスタイン登録協会、第13回全日本ホルスタイン共進会)
 - ・第21回全日本獣医師テニス大会(第21回全日本獣医師テニス大会)
- b 協賛名義
- ・平成22年度「どうぶつ愛護のつどい」(広島県動物愛護センター)
 - ・インターペット 2011(一般社団法人ペットフード協会、メサゴ・メッセフランクフルト(株))
- (イ) 協賛・賛助等
- ・本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。
 - ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
 - ・日本獣医史学会
 - ・鶏病研究会
 - ・(社)日本動物用医薬品協会
 - ・(社)全国和牛登録協会

6 獣医事対策等調査研究事業

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した平成22年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業）について協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催して検討し、事業の円滑な実施に資した。

ア 事業の実施状況：

(ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

新規獣医師を対象とした現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、コミュニケーション能力、職業倫理向上のための講習会を開催することにより、生産農家に信頼され、社会から必要とされる獣医師の育成に資するため、地方獣医師会の協力を得て、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する研修会を実施するとともに、現場におけるスキル向上のため、新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための実習を実施した。

(イ) 管理獣医師等育成支援事業

臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を取得するための講習会を地方獣医師会の協力を得て行うとともに、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が最先端の技術を学ぶための講習会及び実習を実施した。また、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身につけるための講習会を地方獣医師会の協力を得て行うとともに、全国農業共済協会、山形県農業共済組合連合会、兵庫県農業共済組合連合会、北里大学、日本動物高度医療センターの協力を得て、技術を身につけるための実習を実施した。

イ 事業の実施期間： 平成22年7月10日から平成23年3月31日

ウ 事業の結果：

「平成22年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」としてとりまとめ、協議会に提出した。

《平成22年度「新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための研修会」の開催状況》

地区	協力獣医師会	開催場所（開催地）	開催期日	研修内容（講師・所属）	受講者数
東北	宮城県	宮城県獣医師会館 （仙台市）	12月3日（金） 10：00～14：00	①コミュニケーションスキル（木村祐哉・北海道大学） ②法令・倫理（高田直和・宮城県農林水産部畜産課） ③口蹄疫（大場 実・宮城県仙台家畜保健衛生所）	24
関東	千葉県	京葉銀行文化プラザ （千葉市中央区）	10月20日（水） 13：00～17：00	①コミュニケーションスキル（鷺巢月美・日本獣医生命科学大学） ②法令・倫理（江森美香・千葉県農林水産部） ③口蹄疫（風間達也・千葉県農林水産部）	44
中部	石川県	ホテル金沢 （金沢市堀川新町）	11月29日（月） 13：30～17：30	①コミュニケーションスキル（榎谷雅文・北海道グリーリーマネージメントサービス） ②法令・倫理（植田寿美・石川県南部家畜保健衛生所） ③口蹄疫（田中孝一・石川県北部家畜保健衛生所）	16

近畿	兵庫県	兵庫県農業共済会館 (神戸市中央区)	11月26日(金) 13:00~17:00	①コミュニケーションスキル(澤田寿和・鳥取県東部総合事務所) ②法令・倫理(荒木亮二・兵庫県農政環境部) ③口蹄疫(荒木亮二・兵庫県農政環境部)	19
中国	鳥取県	倉吉シティホテル (倉吉市山根)	2月25日(金) 10:00~15:00	①職業倫理及び関係法令(山崎浩一・鳥取県農林水産部) ②宮崎県での口蹄疫に係る防疫支援(栗原昭広・鳥取県中部総合事務所) ③コミュニケーション・スキル(工藤智徳・人財科学研究所)	25
四国	愛媛県	えひめ共済会館 (松山市三番町)	2月9日(水) 13:00~17:00	①コミュニケーションスキル(福井利恵・なのはなベテリナリーサービス) ②法令・倫理(佐伯 拓三・愛媛県中予家畜保健衛生所) ③口蹄疫(佐伯 拓三・愛媛県中予家畜保健衛生所)	20
九州	鹿児島県	マリンパレスかごしま (鹿児島市与次郎)	1月27日(木) 13:00~17:00	①コミュニケーションスキルと獣医倫理について(小島敏之・鹿児島大学) ②危機管理について(岡本嘉六・鹿児島大学)	32
全国7地区7箇所				受講者合計:180名	

《平成22年度「新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための現場実習」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	研修内容(講師・所属)	受講者数
関東	千葉県	加瀬牧場 (千葉県香取郡)	10月22日(金)	コミュニケーションスキル(菅澤勝則・千葉県農業共済組合連合会)	1
関東	千葉県	高橋幸一牧場 (千葉県袖ヶ浦市)	10月22日(金)	コミュニケーションスキル(菅澤勝則・千葉県農業共済組合連合会)	1
関東	千葉県	大塚利雄牧場 (千葉県千葉市)	10月22日(金)	コミュニケーションスキル (田中秀和・千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所)	1
関東	千葉県	寺島農場 (千葉県香取市)	10月26日(火)	コミュニケーションスキル (大和田清司・千葉県農業共済組合連合会北部家畜診療所)	1
関東	千葉県	千葉県農業共済組合連合会中央家畜診療所 (千葉県市原市)	10月26日(火)	コミュニケーションスキル (折居博・千葉県農業共済組合連合会中央家畜診療所)	1
関東	千葉県	藤平誠一牧場 (千葉県鴨川市)	10月27日(水)	コミュニケーションスキル (山下厚・千葉県農業共済組合連合会南部家畜診療所)	1
関東	千葉県	原昭夫牧場 (千葉県南房総市)	10月27日(水)	コミュニケーションスキル (山下厚・千葉県農業共済組合連合会南部家畜診療所)	1
関東	千葉県	増戸弘義農場 (千葉県袖ヶ浦市)	10月28日(木)	コミュニケーションスキル (平田昇・千葉県農業共済組合連合会)	1
関東	千葉県	千葉県農業共済組合連合会中央家畜診療所 (千葉県市原市)	10月28日(木)	コミュニケーションスキル (折居博・千葉県農業共済組合連合会中央家畜診療所)	1

関東	千葉県	阿井道雄農場 (千葉県長生郡)	10月28日(木)	コミュニケーションスキル (中村政幸・千葉県農業共済組合連 合会東部家畜診療所夷隅出張所)	1
関東	千葉県	宮崎等農場 (千葉県長生郡)	11月2日(火)	コミュニケーションスキル (石崎孝久・千葉県農業共済組合連 合会東部家畜診療所夷隅出張所)	1
関東	千葉県	関谷牧場 (千葉県八千代市)	11月9日(火)	コミュニケーションスキル (堀北哲也・千葉県農業共済組合連 合会西部家畜診療所八千代出張所)	1
近畿	兵庫県	西尾千恵子牧場 (兵庫県丹波市)	12月3日(金)	コミュニケーションスキル (門田文隆・兵庫県農業共済組合連 合会東播基幹家畜診療所丹波診療 所)	1
近畿	兵庫県	下山一彦牧場 (兵庫県丹波市)	12月7日(火)	コミュニケーションスキル (門田文隆・兵庫県農業共済組合連 合会東播基幹家畜診療所丹波診療 所)	1
近畿	兵庫県	大富弘道牧場 (兵庫県加東市)	12月10日(金)	コミュニケーションスキル (井上雅介・兵庫県農業共済組合連 合会東播基幹家畜診療所)	1
近畿	兵庫県	柴田時男牧場 (兵庫県多可町)	12月10日(金)	コミュニケーションスキル (井上雅介・兵庫県農業共済組合連 合会東播基幹家畜診療所)	1
近畿	兵庫県	中澤牧場 (兵庫県神戸市)	12月13日(月)	コミュニケーションスキル (小田修一・兵庫県農業共済組合連 合会阪神基幹家畜診療所八多診療 所)	1
近畿	兵庫県	坂本修一牧場 (兵庫県相生市)	12月15日(水)	コミュニケーションスキル (佐野努・兵庫県農業共済組合連 合会西播基幹家畜診療所)	1
近畿	兵庫県	NOSAI 兵庫淡路基幹家畜 診療所三原診療所 (兵庫県南あわじ市)	12月15日(水)	コミュニケーションスキル (曾我久征・兵庫県農業共済組合連 合会淡路基幹家畜診療所三原診療 所)	1
近畿	兵庫県	NOSAI 兵庫淡路基幹家畜 診療所三原診療所 (兵庫県南あわじ市)	12月16日(木)	コミュニケーションスキル (曾我久征・兵庫県農業共済組合連 合会淡路基幹家畜診療所三原診療 所)	1
近畿	兵庫県	上田潔牧場 (兵庫県豊岡市)	12月21日(火)	コミュニケーションスキル (齋藤隆文・兵庫県農業共済組合連 合会但馬基幹家畜診療所)	1
近畿	兵庫県	藪内忠博牧場 (兵庫県洲本市)	12月22日(水)	コミュニケーションスキル (橋本幸昌・兵庫県農業共済組合連 合会淡路基幹家畜診療所)	1
近畿	兵庫県	瀧本健一牧場 (兵庫県洲本市)	12月22日(水)	コミュニケーションスキル (橋本幸昌・兵庫県農業共済組合連 合会淡路基幹家畜診療所)	1
全国2地区23回			受講者合計：23名		

《平成22年度「管理獣医師の資質の向上を図るためのセミナー」の開催状況》

地区	協力獣医師会	開催場所(開催地)	開催期日	研修内容(講師・所属)	受講者数
北海道	北海道	北海道獣医師会館 (札幌市西区)	1月21日(金) 15:00~18:00	①繁殖和牛の疾病を栄養から考 (芝野健一・兵庫県農業共済組合連 合会西播基幹家畜診療所) ②地域獣医療を考える(西川治彦・ 酪農支援センター)	54

東北	福島県	ホテル 福島グリーンパレス (福島市太田町)	1月28日(金) 13:00~17:00	①農場管理獣医師のあり方(中村陽二・農場管理獣医師協会) ②養豚管理獣医師の実態(石川弘道・日本養豚開業獣医師協会)	48
関東	埼玉県	ラフォーレ清水園 (さいたま市大宮区)	2月25日(金) 15:00~17:00	①食の安心・安全を担う獣医師の役割(北村直人・農場管理獣医師協会) ②農場管理獣医師のありかた(中村陽二・農場管理獣医師協会)	50
中部	新潟県	新潟東映ホテル (新潟市中央区)	12月8日(水) 13:00~17:20	①食の安全・安心を担う獣医師の役割(北村直人・農場管理獣医師協会) ②食肉の流通と消費者に関わる諸問題(大橋邦啓・農場管理獣医師協会) ③養豚管理獣医師の現状と求められる資質とは(伊藤 貢・日本養豚開業獣医師協会)	27
近畿	三重県	中央家畜保健衛生所 (津市一身田上津部田)	2月24日(木) 14:00~16:30	食の安心・安全を担う獣医師の役割(北村直人・農場管理獣医師協会)	34
中国	岡山県	岡山県農業共済会館 (岡山市北区)	11月24日(木) 13:00~17:00	①食の安心・安全を担う獣医師の役割(北村直人・農場管理獣医師協会) ②農場管理獣医師のありかた(中村陽二・農場管理獣医師協会)	41
九州	大分県	大分県農業共済組合 連合会 (大分市大道町)	12月4日(土) 13:30~18:00	①養豚管理獣医師の日常業務と異常発生時の役割について(志賀 明・日本養豚開業獣医師協会) ②養鶏における管理獣医師の役割(坂井利夫・鶏病研究会)	44
全国7地区7回				受講者合計:298名	

《平成22年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	内 容(講師・所属)	受講者数
関東	東京都	ベルサール九段 (東京都千代田区)	3月6日(日) 13:30~16:00	進行役:見城美枝子(ジャーナリスト・青森大学社会学部教授) 1 基調講演「食の安全を守る管理獣医師(北村 直人 獣医療提供体制整備推進協議会副会長・農場管理獣医師協会会長) 2 講演 ①「食卓の安心・安全は農場から ~FMVA 認証牛の現状~」 (飯田 潔 農場管理獣医師協会事務局長) ②「食の安全・安心と家畜衛生」 (宮澤 隆 長野県農政部園芸畜産課家畜生産・衛生係担当係長) ③「消費者とメディアの視点から見た食の安全・安心」 (見城 美枝子 ジャーナリスト・青森大学社会学部教授) 3 パネルディスカッション	約 100 名

中部	岐阜県	岐阜都ホテル (岐阜県岐阜市)	2月12日(土) 9:00~12:00	進行役：柳井徳磨（岐阜大学応用生物科学部教授） 1 基調講演「食の安全を守る管理獣医師 （北村直人 獣医療提供体制整備推進協議 会副会長・農場管理獣医師協会会長） 2 講演 ①「肉牛飼育における管理獣医師の役割」 （大橋邦啓 農場管理獣医師協会事務局 次長） ②「酪農分野における獣医師の役割と将来 像：次世代獣医師が酪農場で活躍するた めに」 （黒崎尚敏 トータル ハード マネー メントサービス代表取締役社長） ③「養豚における獣医師の役割と将来像：豚 肉の安全と信頼のために」 （大井宗孝 豊浦獣医科クリニック代表 取締役社長） ④「北米などにおける産業動物獣医師の役割 の変化」 （ブルース・クイン ベーリンガ-インゲルハム ベトメディカ ジャパン代表取締役社長）	約 150 名
全国2地区2回			受講者合計：約250名		

《平成22年度「高度獣医療に関するセミナー」の開催状況》

地区	協力獣医師会	開催場所（開催地）	開催期日	研修内容（講師・所属）	受講者数
北海道	北海道	北海道獣医師会館 (札幌市西区)	12月11日(土) 20:00~23:00	僧坊弁閉鎖不全症のアップデート (藤井洋子・麻布大学)	106
		レ・コード館 (新冠郡新冠町)	1月18日(火) 13:30~17:30	馬の高圧酸素療法 (Fairfield Tucker Bain・Texas Veterinary Reference Laboratory)、 (吉田直哉・ウィンチェスターファ ーム)	59
東北	宮城県	宮城県獣医師会館 (仙台市宮城野区)	12月3日(金) 14:00~16:30	ダウン牛の診断・治療・予防 (田口 清・酪農学園大学)	27
関東	群馬県	群馬県獣医師会 (高崎市日高町)	1月30日(日) 13:00~17:00	乳牛における周産期病 (大塚浩通・北里大学)	40
中部	静岡県	静岡県獣医畜産会館 (静岡市葵区)	2月4日(金) 13:00~17:15	乳房炎と生産獣医療 (河合一洋・麻布大学)	26
近畿	京都市	京都獣医畜産会館 (京都市下京区)	1月23日(日) 13:00~17:00	脊椎・脊髄疾患の診断と治療 (松永 悟・日本動物高度医療セン ター)	34
中国	岡山県	岡山県農業共済会館 (岡山市北区)	11月24日(水) 13:00~17:00	牛における胸・腹部の超音波検査に よる診断(安藤貴朗・酪農学園大学)	41
四国	香川県	香川県農業共済組合連 合会中部家畜診療所 (丸亀市綾歌町)	9月26日(日) 10:00~16:00	牛の超音波診断の応用 (黒澤 隆・酪農学園大学)	34
九州	宮崎県	JA・AZM別館302号室 (宮崎市霧島)	2月2日(水) 13:30~17:30	臨床現場における画像診断の実際:X 線とエコーをフル活用 (萩尾光美・宮崎大学) 感染症と免疫応答の関係を考慮した 免疫機能の調整 (大塚浩通・北里大学)	33

関東	川崎市	日本動物高度医療センター (川崎市高津区)	2月21日(月) 19:00~21:00	①口蹄疫発生の現場から ②現地の大学からの情報発信 (後藤義孝・宮崎大学) ③壮絶な現地防疫業務の実際 (末吉益雄・宮崎大学)	30
			2月28日(月) 19:00~21:00	動物における遺伝性疾患検査への取り組み (清水一広・家畜改良事業団) (塗本雅信・家畜改良事業団)	29
全国8地区11回			受講者合計:459名		

《平成22年度「高度獣医療技術研修」の開催状況》

協力機関	実施場所 (所在地)	実施日	研修内容(講師・所属)	参加者数
山形県農業共済組合連合会	山形県農業共済組合連合会 中央家畜診療所及び家畜診療研修所並びに県内農場 (山形県山形市)	2月14日(月) ~2月18日(金) (1回)	①牛の診療における最先端の知識と技術 ・肉牛の往診対応及び計画的予防診療活動 (我孫子透・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所) (加藤敏英・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所) (植松正巳・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所) (今野幹雄・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所) (斉藤才吉・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所) (漆山芳郎・山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所) (渡辺栄次・山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所) (阿部省吾・山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所)	2
兵庫県農業共済組合連合会	兵庫県農業共済組合連合会 家畜臨床総合研修所並びに県内農場 (兵庫県神戸市)	2月16日(水) ~2月18日(金) (1回)	①牛の診療における最先端の知識と技術 ・蹄病の診断と治療 ・超音波診断による妊娠鑑定 ・呼吸器病に対する臨床現場での対応 ・牛群の疾病と栄養管理 (森田 修・兵庫県農業共済組合連合会家畜臨床総合研修所) (芝野健一・兵庫県農業共済組合連合会西播基幹家畜診療所) (嵐 泰弘・兵庫県農業共済組合連合会 家畜部研修課) (荻野好彦・兵庫県農業共済組合連合会阪神基幹家畜診療所)	4
北里大学	北里大学獣医学部附属動物病院 (青森県十和田市)	2月15日(火) ~3月10日(木) (3回)	①高度獣医療におけるインフォームド・コンセント ②高度獣医療に必要とされる臨床知識と手技 ③高度獣医療における検査法・診断法 ④高度獣医療における動物の管理法 ※主に以下の内容について実習を行った。 ・牛の麻酔法(硬膜外麻酔法) ・豚の麻酔法	10

			<ul style="list-style-type: none"> ・去勢牛の尿道瘻形成手術 ・膀胱内カテーテル留置法 ・臍ヘルニアの手術 (Vest over pants 法) ・肉牛の栄養診断法 (MPT) と農場検診の実際 ・気管支肺胞洗浄による検査・治療 ・肺生検 ・血液ガス分析による肺機能の評価 ・蹄葉炎の診断・治療 ・X線画像診断 (胸部、腹部、四肢骨格 X線写真の読影と解説) ・断層画像検査 (CT、MRI 撮影と解説) ・獣医核医学診療 (基礎教育、ガンマカメラによる撮影と診断、PET 診断) ・高精度放射線治療 (放射線治療計画、動物の高精度保定、高精度照射) ・内視鏡検査 (消化管、気管支、膀胱) ・鏡視下手術 (基本手技の解説と実技) ・検査に必要な麻酔法 (渡辺 大作・北里大学獣医学部) (菊池 元宏・北里大学獣医学部) (富岡美千子・北里大学獣医学部) (和田 成一・北里大学獣医学部) (柿崎 竹彦・北里大学獣医学部) 	
株式会社日本動物高度医療センター	日本動物高度医療センター (神奈川県川崎市)	8月18日(水)～3月24日(木) (24回)	<p>①高度獣医療におけるインフォームド・コンセント ②高度獣医療に必要とされる臨床知識と手技 ③高度獣医療における検査法・診断法 ④高度獣医療における動物の管理法</p> <p>※主に以下の診療科目において来院動物の対応を中心に実習を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環器系疾患：心不全、心筋症、不整脈 (頻脈性、徐脈性)、弁膜症 (僧帽弁、大動脈弁)、静脈・リンパ管疾患、高血圧症 ・呼吸器系疾患：上部気道疾患、呼吸不全、呼吸器感染症、閉塞性・拘束性肺疾患 (気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症)、肺循環障害 (肺塞栓・肺梗塞)、異常呼吸、(過換気症候群)、胸膜、縦隔、横隔膜疾患 (自然気胸、胸膜炎)、肺腫瘍 ・血液/造血器/リンパ網内系疾患：貧血 (鉄欠乏貧血、二次貧血)、白血病、悪性リンパ腫、出血傾向・紫斑病 (播種性血管内凝固：DIC) ・神経系疾患：脳神経疾患、痴呆性疾患、脳/脊髄疾患、変性疾患、脳炎/髄膜炎、末梢神経疾患 ・運動器 (筋骨格) 系疾患：骨折、関節の脱臼/亜脱臼、靭帯損傷、骨代謝性疾患、椎間板疾患 ・腫瘍系疾患：内分泌系腫瘍、造血器系腫瘍、皮膚腫瘍、骨格系腫瘍、消化器系腫瘍、軟部組織肉腫、乳腺腫瘍、泌尿生殖器腫瘍、呼吸器腫瘍、胸腔腫瘍、眼の腫瘍 ・消化器系疾患：食道・胃・十二指腸疾患、小 	25

			腸・大腸疾患、胆嚢・胆管疾患、肝疾患、膵臓疾患（急性・慢性膵炎）、横隔膜・腹壁・腹膜（腹膜炎、急性腹症、ヘルニア） ・腎/尿路系疾患：腎不全（急性/慢性腎不全/透析）、原発性糸球体疾患（腎炎/ネフローゼ）、全身性疾患による腎障害（糖尿病性腎症）、腎/尿路疾患（尿路結石、尿路感染症） ・内分泌/栄養/代謝系疾患：視床下部/下垂体疾患（下垂体機能障害）、甲状腺疾患（甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症）、副腎不全、糖代謝異常（糖尿病、糖尿病の合併症、低血糖）、高脂血症、蛋白および核酸代謝異常 （小川 博之・日本動物高度医療センター） （夏堀 雅宏・日本動物高度医療センター） （松永 悟・日本動物高度医療センター） （福島 潮・日本動物高度医療センター） （小野憲一郎・日本動物高度医療センター） （平尾 秀博・日本動物高度医療センター）
全国4箇所29回			受講者合計：41名

（2）現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進研究開発事業

平成22年度において、(財)畜産生物科学安全研究所の委託事業として「現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進研究開発事業」を次のとおり実施した。なお、本委託事業は平成21年度から3カ年計画の予定である。

ア 事業の実施状況：

（ア）衛生害虫等のサンプリング調査事業

近年における急激な地球温暖化により動植物の生息分布が変化し、北海道・東北・九州等の畜産中心地域ではヌカカ等の節足動物が媒介するウイルス病や小型ピロプラズマ病等が発生して問題となっており、これらの疾病は急激には拡大せず症状も急性経過を辿らないため、見逃し放置するとサイレントキラーとして生産現場に拡散し、家畜群の基礎的健康レベルを低下させ、他の重要伝染病等の発生を招く要因ともなることから、特に牛の異常産等の原因となるアルボウイルスを媒介するヌカカの生息分布状況等を調査した。

（イ）動物用医薬品の治験モニタリング事業

畜産生産現場が必要としている動物用医薬品等について、その実用化候補医薬品の承認申請に係る治験が適正に行われていることを確保するため、「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）」に基づき、平成22年度は「馬鼻肺炎生ワクチン」の臨床試験についてモニタリングを実施した。

イ 事業の実施期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

ウ 事業の結果：

「平成22年度 臨床・生産現場の実用化推進調査委託事業実績報告書」としてとりまとめ、(財)畜産生物科学安全研究所に提出した。

（3）獣医師高度技術研修対策事業

ア 獣医師確保等対策合同評価委員会を開催し、第1回委員会（平成22年5月31日）では産業動物診療獣医師確保等対策事業の平成21年度事業実績内容及び平成22年度の事業推進方法等について協議・検討するとともに、第2回委員会（平成23年3月28日）においては3年間の本事業

全体の自己評価内容等の妥当性について検討した。

イ 獣医師高度技術研修検討委員会を平成 22 年 5 月 25 日に開催し、平成 22 年度に実施する獣医師高度技術研修事業の運営方針等について協議・検討した。

ウ 平成 22 年度は、平成 20 年度に作成した「獣医師職業倫理マニュアル」、「共通感染症の基礎知識」及び「感染症検査実習マニュアル」等の教材を利用し、全国の獣医学系大学等で実施されている臨床技術研修受講者を対象に、獣医師 1 人当たりの診療能力の向上を図ることを目的として、① いわゆる感染症法の四類感染症のうち、獣医師に早期診断と届出義務が課せられている監視伝染病等の重要疾病に関する最新の実践的診断技術に係る実地研修、及び ② 獣医師として必要不可欠な職業倫理研修、並びに ③ 6 カ月間の診療技術基礎研修等を、北海道大学(5 名)、帯広畜産大学(1 名)、岩手大学(2 名)、東京大学(7 名)、東京農工大学(5 名)、岐阜大学(4 名)、山口大学(1 名)、宮崎大学(3 名)、鹿児島大学(2 名)、大阪府立大学(3 名)、酪農学園大学(6 名)、北里大学(2 名)、日本獣医生命科学大学(6 名)、日本大学(9 名)、麻布大学(6 名)の計 15 獣医学系大学(総勢 62 名)において中堅診療獣医師に対する高度技術研修を実施した。

(4) マイクロチップ普及推進事業

平成 22 年度環境省請負事業として「平成 22 年度マイクロチップ普及推進事業」を競争入札(総合評価落札方式)により請け負い、「山梨県」、「徳島県」、「福岡県」において当該県動物愛護担当行政及び当該地方獣医師会と連携したマイクロチップの埋込みや犬及び猫の飼養者等に対する普及啓発等を実施した。

ア マイクロチップの埋込み

(ア) 指定された県の動物愛護センター等において、返還・譲渡動物に対して動物愛護センター等の獣医師職員によるマイクロチップの埋込みを実施した。

(イ) 指定された地方獣医師会に所属の協力動物病院において、来院する犬・猫に対して当該協力動物病院獣医師によるマイクロチップの埋込みを実施した。

イ アンケート調査の実施

(ア) 指定された県の動物愛護センター等において、マイクロチップを埋め込んだ犬又は猫を返還又は譲渡した飼養者等に対しマイクロチップに関するアンケート調査を実施した。

(イ) 指定された地方獣医師会に所属の協力動物病院において、動物病院来訪者に対しマイクロチップに関するアンケート調査を実施した。

(ウ) 指定された地方獣医師会に所属の協力動物病院において、当該動物病院獣医師に対しマイクロチップに関するアンケート調査を実施した。

ウ マイクロチップリーダー実証試験

(ア) 指定された県の動物愛護センター等及び保健所又は市町村の動物愛護担当部署にハンディタイプ、ステックタイプのリーダー等を配備し、マイクロチップを装着した犬又は猫を対象とした読取実証試験を実施した。

(イ) 指定された地方獣医師会に所属の協力動物病院にハンディタイプリーダーを配備し、マイクロチップを装着した犬又は猫を対象とした読取実証試験を実施した。

公益Ⅱ 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

1 獣医学術学会事業

(1) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催

ア 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催、岐阜県獣医師会の共催、中部獣医師会連合会の協力、日本獣医学会の企画協力により、平成 23 年 2 月 11 日(祝・金)から 13 日(日)の 3 日間、岐阜市の長良川国際会議場及び岐阜都ホテルにおいて、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、岐阜県、岐阜市の後援のもとに学会年次大会(岐阜)を開催した。

なお、地区ごとに開催した平成 22 年度獣医学術地区学会において選考された地区学会長賞受賞講演の中から、日本獣医師会の学会長賞を分野別学会ごとに各 1 題選考し、日本獣医師会の獣医学術賞とあわせて学会年次大会(岐阜)の場において発表・表彰した。

《平成 22 年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(岐阜)開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	計	参加登録者数
長良川国際 会議場、 岐阜都ホテル (岐阜市)	年次学会： 平成 23 年 2 月 11 日～13 日 定期総会： 2 月 12 日	特別講演等*	58 題	61 題	49 題	168 題	1,749 名
		地区学会長賞受賞講演	23 題	22 題	16 題	61 題	
		一般口演	24 題	13 題	10 題	47 題	
		研究報告	7 題	13 題	11 題	31 題	
合 計			112 題	109 題	86 題	307 題	

*印は、平成 22 年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

《平成 22 年度 日本獣医師会の学会会長賞受賞業績》

(ア) 日本産業動物獣医学会

牛出血性腸症候群(HBS)の病理学的検索とその考察

<北海道地区学会会長賞受賞>

大脇茂雄(北海道オホーツク農業共済組合北見家畜診療所)、他

(イ) 日本小動物獣医学会

生後 1~2 カ月齢の子犬 2,000 例に対するスクリーニング的心エコー図検査結果

<東北地区学会会長賞受賞>

田口大介(グリーン動物病院(岩手県))、他

(ウ) 日本獣医公衆衛生学会

埼玉県で捕獲されたアライグマにおける人獣共通感染症病原体の保有状況調査

<関東・東京地区学会会長賞受賞>

近 真理奈(埼玉県衛生研究所)、他

イ 獣医学術地区学会との連携

日本獣医師会の獣医学術分野別運営機関である学会(日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会、日本獣医公衆衛生学会)は、前記のとおり獣医学術学会年次大会を開催するとともに、各地区単位において平成 22 年度の獣医学術地区学会(以下、「地区学会」という。)を担当地方獣医師会の運営により、次のとおり開催した。

なお、各地区学会では研究発表の中から優秀研究業績(1 地区・1 学会につき各 4 題を上限)として地区学会会長賞を選考・表彰した。

《平成22年度 獣医学術地区学会開催状況》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	花びしホテル	9月 9,10日	86(4)	67(4)	17(1)	170(9)	622名
東北 (秋田県)	秋田ビューホテル	9月17日	32(2)	30(1)	16(2)	78(5)	341名
関東・東京 (栃木県)	ホテル東日本宇都宮	9月12日	15(2)	21(2)	23(2)	59(6)	771名
中部 (長野県)	長野市若里市民文化ホール	9月5日	26(2)	29(2)	16(2)	71(6)	574名
近畿 (大阪市)	大阪府立大学	10月10日	31(4)	59(4)	14(2)	104(10)	416名
中国 (岡山県)	岡山コンベンションセンター	10月 9,10日	44(4)	72(4)	36(4)	152(12)	361名
四国 (徳島県)	ホテルグランドパレス徳島	9月5日	14(1)	16(1)	11(1)	41(3)	180名
九州 (佐賀県)	グランデはがくれ	10月8日	54(4)	56(4)	23(2)	133(10)	541名
計(8カ所)			302(23)	350(22)	156(16)	808(61)	3,806名

注：演題数の()内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数である。

(2) 獣医学術功績者の選考及び表彰

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

平成22年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、次により受賞業績を選考し、獣医学術学会年次大会(岐阜)の場において日本獣医師会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与して表彰した。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕は平成22年11月10日及び平成23年2月12日の2回開催した。

(イ) 第1回委員会では、学会学術誌(日本獣医師会雑誌：平成20年8月号～平成22年7月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

また、第2回委員会では、平成22年度の日本獣医師会学会会長賞受賞者を「獣医学術学会賞」の受賞者としてそれぞれ選考した。

《平成22年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞： 妊娠末期における母牛の栄養状態が出生後の黒毛和種産子の末梢血白血球ポピュレーションに及ぼす影響(日本獣医師会雑誌第62巻第8号)

田波絵里香(小比類巻家畜診療サービス(青森県))、他

獣医学術学会賞： 牛出血性腸症候群（HBS）の病理学的検索とその考察
大脇茂雄（北海道オホーツク農業共済組合北見家畜診療所）、他
獣医学術功労賞： 牛の代謝病に関する研究とその応用・普及
川村清市（北里大学・名誉教授）

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞： 犬の胆道造影 CT 検査におけるイオトロクス酸メグルミン投与量と胆道系の CT 値および胆道系描出の経時的変化（日本獣医師会雑誌第62巻第11号）
宇野雄博（宇野動物病院（愛媛県））、他
獣医学術学会賞： 生後 1～2 カ月齢の子犬 2,000 例に対するスクリーニング的心エコー図検査結果
田口大介（グリーン動物病院（岩手県））、他
獣医学術功労賞： 小動物臨床における各種診断法の向上等による臨床獣医学の発展への貢献
大西堂文（山口大学・名誉教授）

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞： 豚サーコウイルス 2 型および豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスに感染した肥育豚からの *Cryptosporidium parvum* pig genotype II と *Cryptosporidium suis* の検出（日本獣医師会雑誌第 63 巻第 1 号）
油井 武（埼玉県中央家畜保健衛生所）、他
獣医学術学会賞： 埼玉県で捕獲されたアライグマにおける人獣共通感染症病原体の保有状況調査
近 真理奈（埼玉県衛生研究所）、他
獣医学術功労賞： 国際連携に基づく人獣共通感染症の疫学研究
森田千春（元酪農学園大学・教授）

2 部会委員会等運営事業（獣医学術振興対策関係）

（1）職域別の部会委員会の運営（学術部会関係）

（91 頁の「（2）獣医学術功績者の選考及び表彰」に前掲）

（2）関係する各部会活動の開催と検討状況

ア 学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会理事）〕は平成 22 年 10 月 28 日に開催し、今期の検討テーマである「公益法人制度改革等を踏まえた学会（地区学会を含む）の組織と運営のあり方」について検討を行い、① 日本獣医師会学会運営規程（案）、獣医学術地区学会運営規程（案）等を含めた今後における獣医学術学会事業等については、本委員会において提起された意見等を踏まえて進めること、② 学会学術誌の編集等に係る関係規程の整備関係については、これまでのような分野別学会ごとの学会誌とすることは止め、日本獣医師会雑誌の中の学術部分として関連学術部門別に内容を整理して掲載する方向として、平成 23 年 2 月に岐阜で開催する獣医学術学会誌編集委員会において検討すること、③ 獣医学術賞関連規程等の改正については、本委員会での指摘事項等について修正すること、④ 獣医学術地区学会の運営等に関する各種報告様式等については、事務局において作成通知することとされた。

3 獣医学術振興・人材育成事業

(1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日獣会誌の編集・発刊（イの日獣会誌学会学術誌部分を除く。）

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、専門職獣医師をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情報提供活動として日獣会誌を毎月定期に発行した。

(イ) 平成22年度は、「解説・報告」として、シリーズ企画として、第63巻4号（平成22年4月号）から、農林水産省動物医薬品検査所職員が日本で使用されている動物用ワクチンの概説を紹介した「日本で使用されている動物用ワクチン」、また、第63巻6号（平成22年6月号）から、各地方自治体の動物愛護センター等職員が動物の福祉・愛護の取り組み状況、今後の事業の展望等を紹介したを紹介した「地方行政における動物福祉・愛護対策への取り組み」を掲載した他、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫の取り組み状況等の情報提供として、第63巻6号（平成22年6月号）にこれまでの獣医師会の取り組みと取りまとめた冊子「獣医師の皆様へー宮崎県下における口蹄疫発生に対する対応ー」を同封するとともに、以降、義援金の募集等、逐次、情報提供を行った。

なお、昨年につき、「論説」、「診療室」等、動物医療各分野で活躍する構成獣医師に原稿の執筆を依頼し、動物医療関係分野に関連する諸問題の論評や動物医療関係制度等の最新情報等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ) 「平成22年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第63巻第11号（平成22年11月号）に平成21年度「獣医師生涯研修継続参加認定証」、「生涯研修プログラム修了証」取得者及び「生涯研修実績証明書」取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 平成22年度の各号（第63巻第4号～第64巻第3号）における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	1	診療室	12
論説	11	紀行・見聞	0
総説	5	行事等案内（報告）	20
提言・要請（指針等）	18	募集	11
会議報告	7	紹介	53
解説・報告	44	行事等（事務局日誌）	12
学術・教育	1	獣医師生涯研修事業のページ	28
行政・獣医事	37	馬耳東風	12
資料	3	その他	2
意見	2	合計	269

イ 日獣会誌学会学術誌部分の編集

(ア) 獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するため、広く獣医師等から投稿された学術論文を学会ごとに編集するとともに、「学会だより」に論文の審査や編集が円滑に行われることを目的に策定された「投稿の手引き（投稿に係る細部要領）」を定期的に掲載し、獣医学術の業績評価による獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、平成22年度（平成22年4月号～平成23年3月号）における日本獣医師会学会学術誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

会誌名	総説	原著	短報	資料	技術講座	合計
日本産業動物獣医学会会誌	1	12	16	1	0	30
日本小動物獣医学会会誌	0	13	18	0	0	31
日本獣医公衆衛生学会会誌	0	3	1	4	0	8
計	1	28	35	5	0	69

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、昨年に引き続き学会の組織・事業運営等に係る関係規程の見直しの一環として、学会学術誌の編集等に係る関係規程の整備等について協議し、これまでの学術分野別学会から定めていた、学会誌編集委員会規程及び学会誌規程を廃止して、新たに日本獣医師会学術誌編集等規程及び日本獣医師会学術誌投稿規程を制定することとした。

なお、平成22年度（平成22年4月号～平成23年3月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

会誌名	審査原稿数			処理原稿数			次年度への繰越原稿数
	新規受付	前年度からの繰越	合計	採用	不採用	合計	
日本産業動物獣医学会会誌	38	17	55	32	10	42	13
日本小動物獣医学会会誌	51	19	70	27	18	45	25
日本獣医公衆衛生学会会誌	9	6	15	6	2	8	7
計	98	42	140	65	30	95	45

(2) 日本獣医師会獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 獣医師生涯研修事業の実施状況：

(ア) 獣医師生涯研修事業の企画・運営については、学術部会の獣医師生涯研修事業運営委員会において協議・検討を行った。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会〔委員長：佐々木伸雄（東京大学教授）〕は平成22年11月17日に開催し、医師会・歯科医師会及び薬剤師会等が実施している生涯教育制度・事業の目的と内容等を参考にしたうえで、今後の獣医師生涯研修事業のあり方について検討を行い、新たな研修制度への方針転換を図ることとして、研修カリキュラムの充実・強化をはじめ、研修実績の申告システムや認定証更新制度の導入等を含めた改善の方向性を確認し、本事業の改革に向けた答申書を作成することとした。

その他、当面の対応が必要な事項として、日本獣医師会雑誌に毎号掲載している「獣医師生涯研修のページQ&A」の原稿執筆責任者の分担等について検討を行った。

イ 平成22年度の「認定プログラム件数」及び平成21年度の「取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係	237件
その他	136件
計	373件

(イ)「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	22人	265人	4人	291人
実績証明書交付者数	16人	211人	4人	231人
修了証交付者数	5人	41人	0人	46人
認定証交付者数	2人	37人	0人	39人

ウ 獣医師生涯研修事業の広報：

(ア)「獣医師生涯研修事業の手引き(平成22年度版)」を日本獣医師会雑誌第63巻第4号(平成22年4月号)に同封し、全国の構成獣医師全員に配布して、本事業を広報するとともに参加を奨励した。

(イ) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

(3) 獣医学術講習会・研修会事業

平成22年度の獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て、次のとおり実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに3部門の中から最大2部門を選択して開催している。

《平成22年度 獣医学術講習会研修会事業の実施状況》

地区	担当獣医師会	講習会区分	開催場所(開催地)	開催期日	講習内容及び講師(所属)	受講者数
北海道	北海道	公衆衛生	北海道獣医師会館(札幌市)	3月4日(金) 15:00~17:00	食品におけるリステリアおよびカンピロバクターの制御 五十君静信(国立医薬品食品衛研)	71
関東	千葉県	公衆衛生	京葉銀行文化プラザ(千葉市)	8月19日(木) 14:00~17:00	① カプノサイトファーガ感染症 今岡浩一(国立感染症研究所) ② ジフテリア毒素産生性コリネバクテリウムウルセランス 高橋元秀(国立感染症研究所)	59
	神奈川県	小動物	日本大学生物資源科学部(藤沢市)	11月25日(木) 14:00~17:00	小動物における歯科治療の基礎と実際；口腔内検査と歯垢歯石除去 藤田桂一(埼玉県 開業)	54
中部	愛知県	小動物	愛知県産業労働センター「ウインク愛知」(名古屋市)	10月17日(日) 14:00~17:00	最近気になる血液疾患；診断と治療を見直そう 鬼頭克也(岐阜大学)	69
中国	島根県	公衆衛生	松江東急イン(松江市)	11月19日(金) 13:30~16:00	A型肝炎の現状と食品衛生上の諸問題 野田 衛(国立医薬品食品衛研)	43
	山口県	産業動物	山口県獣医師会館(山口市)	2月5日(土) 13:30~16:00	わが国における口蹄疫対策；宮崎県の発生を受けて 村上洋介(帝京科学大学)	40
四国	香川県	小動物	香川県獣医畜産会館(高松市)	8月22日(日) 13:00~16:00	臨床の醍醐味；清水動物病院のアイデア集 清水邦一(横浜市 開業)	42
九州	熊本県	産業動物	熊本県畜産会館(熊本市)	12月22日(水) 13:30~15:30	薬剤の家畜での体内動態ならびに残留 佐藤晃一(山口大学)	43
	鹿児島県	小動物	アーバンポートホテル鹿児島(鹿児島市)	2月6日(日) 10:00~16:00	脱毛を伴う疾患へのアプローチ 岩崎利郎(東京農工大学)	47
全国6地区 9箇所					受講者合計： 468名	

II 収益事業

収益 I 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

1 不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所㈱が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m²、共有面積は 204.55 m²）しており、そのうち約 789 m²を三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸しているが、平成 22 年度においても前年度同様、当該賃貸借契約に基づく賃貸を行った。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との委託管理契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、賃貸借契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

なお、新青山ビルは築後約 30 年を経過しており、資産価値の確保のため、中長期計画に基づく修繕工事が開始されたことに伴い、平成 16 年度より修繕工事負担金に充てるための特別積立を基金会計において実施しており、平成 22 年度においても賃貸借契約に基づき三菱地所㈱と協議の上、所要額の積み立てを行った。

III その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

その他（公益） I 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等

1 獣医師福祉共済事業

(1) 共済事業の運営状況

平成 22 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	3,548	54
獣医師賠償責任保険	5,915	55
所得補償保険	1,350	54
医療費用保険	232	44
団体医療保険	209	45
年金保険	195	38
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	16	18,105,000
獣医師賠償責任保険	50	12,327,330
所得補償保険	28	33,678,607
医療費用保険	3	512,000
団体医療保険	27	5,282,000
年金保険	—	31,670,886
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

(2) 獣医師賠償共済事業の加入促進

獣医師賠償共済事業は、未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

2 褒賞・慶弔事業

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

(1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰等の授与

(ア) 第 67 回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき推薦のあった者に表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった者に表彰状を授与した。

(ウ) 各地区における畜産共進会の場において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき申請のあった者に表彰状を授与した。

(エ) 地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった動物愛護管理功労者に表彰状を授与した。

(オ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医系大学（16 大学）の獣医学科を優秀な成績で卒業する者に表彰状及び副賞を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

(ア) 第 67 回通常総会の席上において、平成 21 年度の学会年次大会の開催運営を受託し獣医学術の振興・普及に顕著な功績があった宮崎県獣医師会に感謝状を授与した。

(イ) 第 67 回通常総会の席上において、平成 21 年度に獣医師会活動の基盤となる会員加入の推進等の組織基盤強化に顕著な実績を挙げた名古屋市獣医師会に感謝状を授与した。

(ウ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった者に感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった「動物愛護作文」及び「動物愛護図画・絵画」の優秀者に賞状を授与した。

(2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝

叙勲・褒賞を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰

逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

3 その他

獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。

IV 東日本大震災被災対策対応の経過等

(関係資料は当日配布)